資料1

中枢中核都市の現状について

平成３０年９月２１日

目次

１．中枢中核都市の現状

（１）人口移動

（２）教育・就職

（３）産業

（４）都市構造

（５）働き方・子育て

（６）意識

２．中枢中核都市に関連する取組

（参考）地方自治法上の都市の類型

（1）人口移動

人口移動の状況

○　これまで3度、地方から大都市（特に東京圏）への人口移動が生じてきた。

三大都市圏及び地方圏における人口移動（転入超過数）の推移

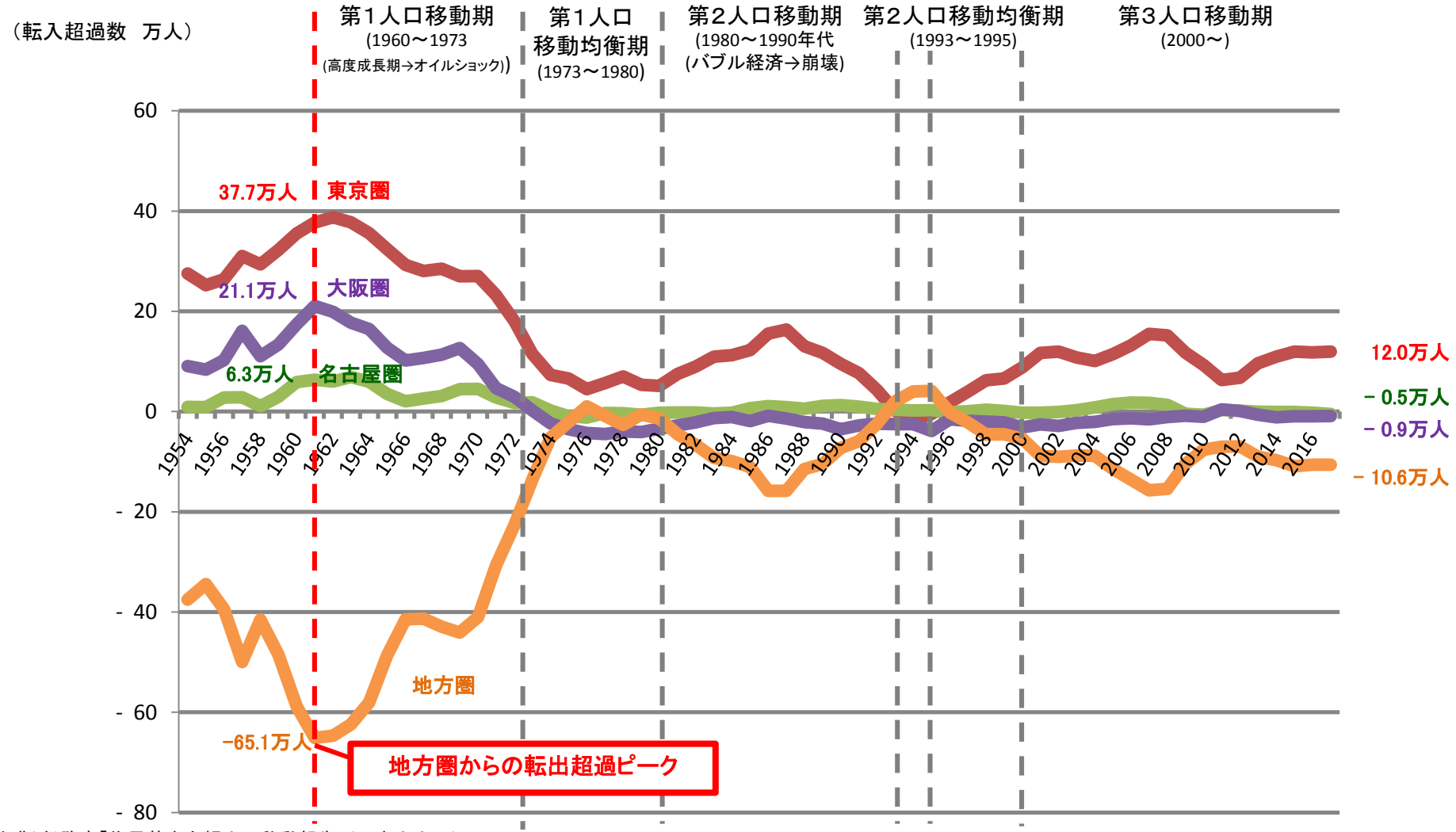

（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」（日本人人口）
（注）上記の地域区分は以下の通り。
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県　　名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県　　大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏　　地方圏：三大都市圏以外の地域

東京への人口集中と人口減少地域の増加

○ 人口流入によって東京圏に人口が集中。国際的にも、首都圏への人口集中の度合いが強い。
○ 一方、2050年には、人口が半分以下になる地点が6割を超え、うち2割では無居住化。

住民基本台帳転出入超過数

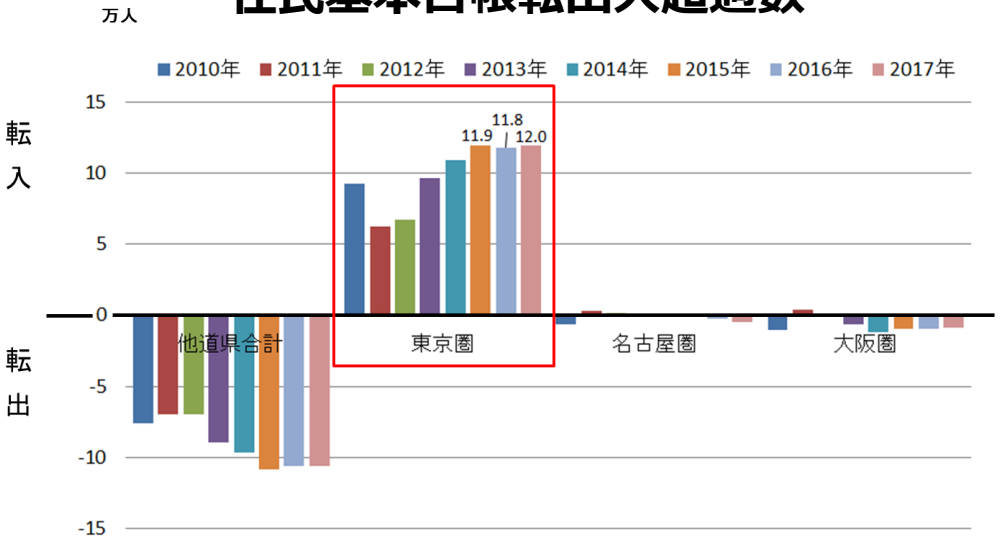

人口増減割合別の地点数（2010年→2050年）

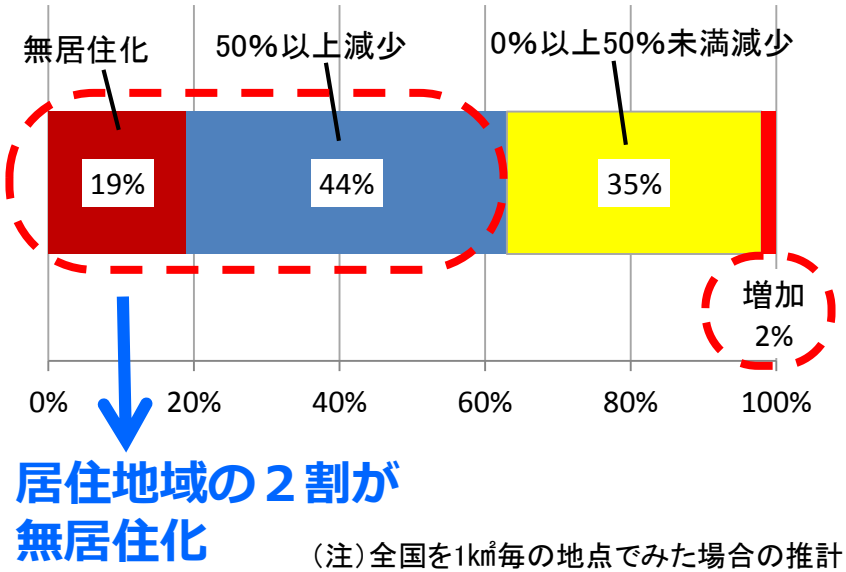

居住地域の２割が無居住化

（注）全国を1k㎡毎の地点でみた場合の推計

首都圏への人口集中・欧米諸国との比較

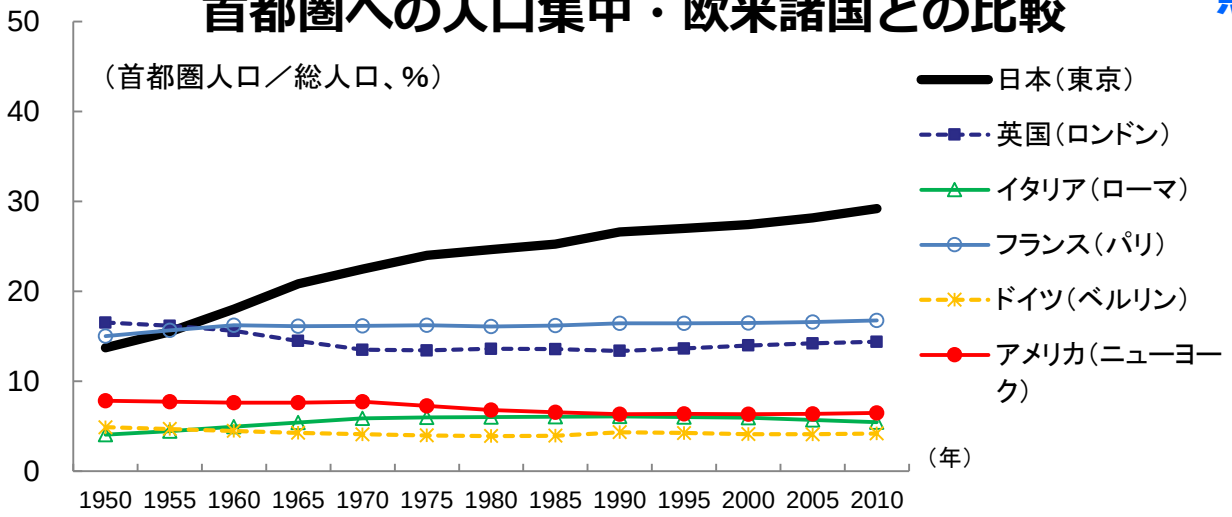

（資料出所等）
左上図：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告（2010年―2017年・日本人人口）」。なお、東京圏は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の合計、名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県の合計、大阪圏は大阪府・兵庫県・京都府・奈良県の合計。
左下図：国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」（平成26年７月４日）の関連資料
右図：総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値

東京圏への転入超過数（2010年－2017年、年齢階級別）

○　東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

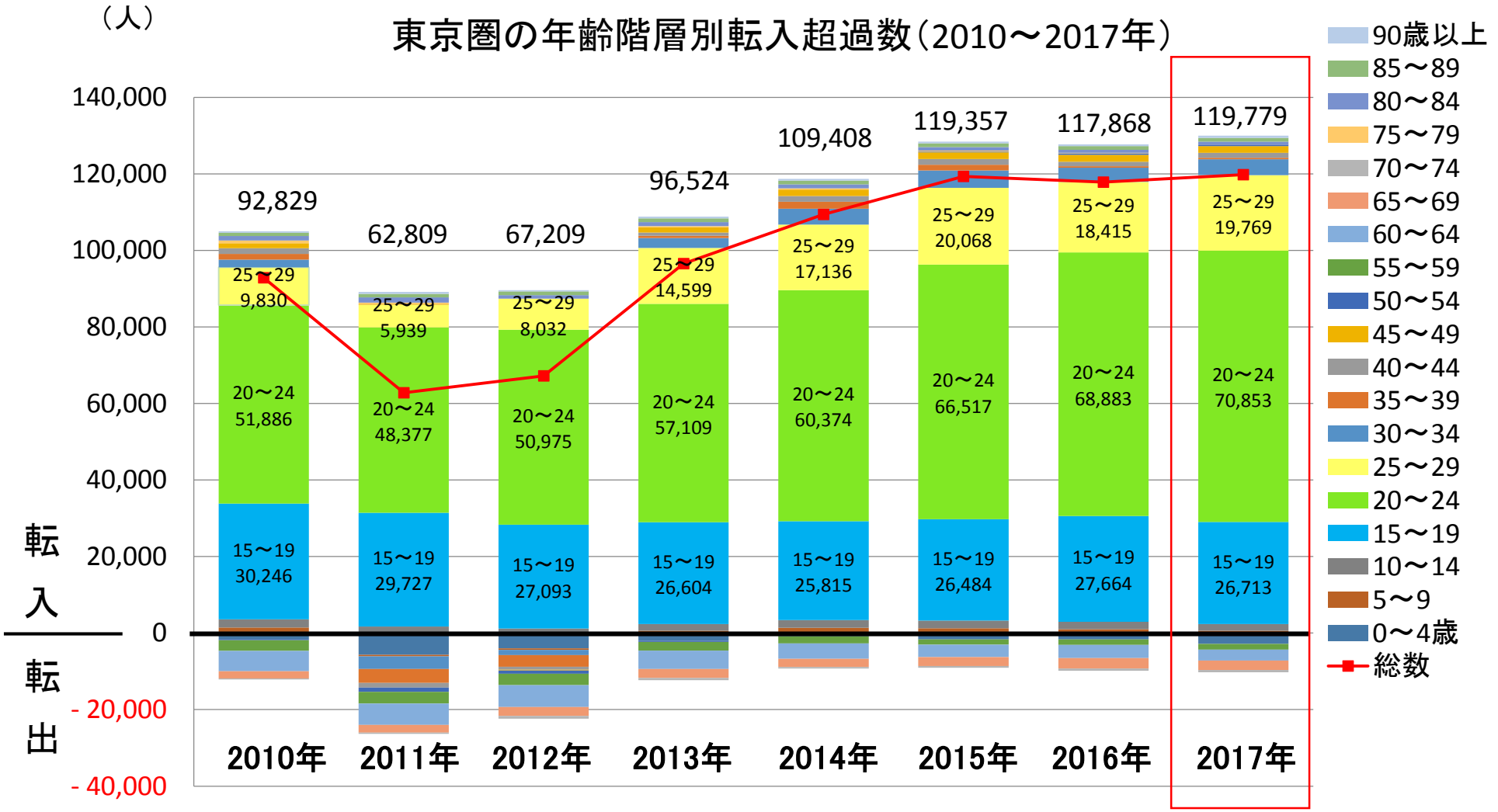

資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2010年―2017年/日本人人口）

東京圏の転入者数、転出者数の状況（2017）

○　性別にみると、15歳以上の転入超過数は、女性が男性を上回っており、特に若い女性が東京圏へ集まっている。
○　15～59歳では、女性は転入、転出ともに男性より少ないが、特に転出が少ないために転入超過が大きくなっており、女性のUIJターンの少ない様子がみられる。

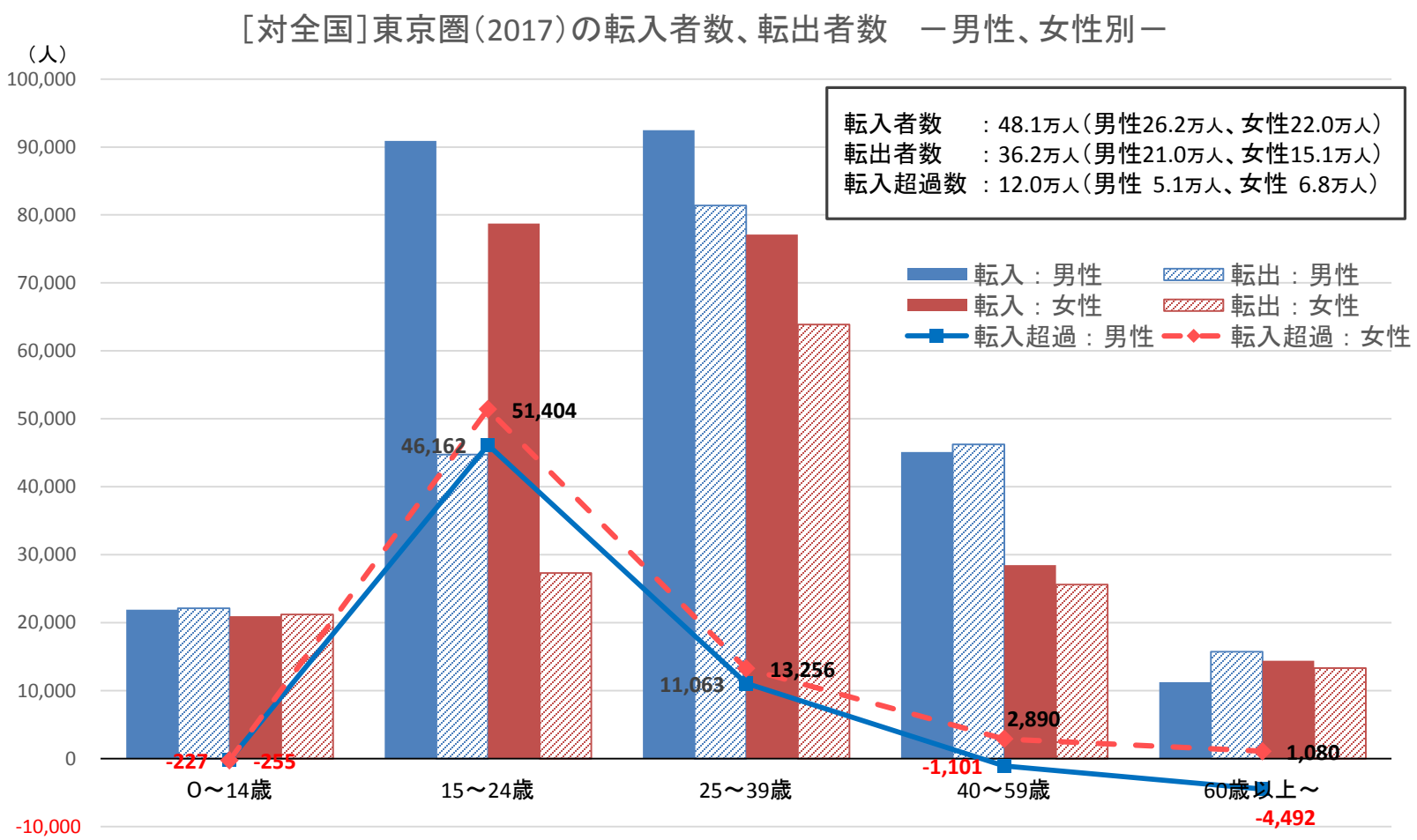

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転入超過数①　市町村別内訳と累積割合（2017年 上位63市）

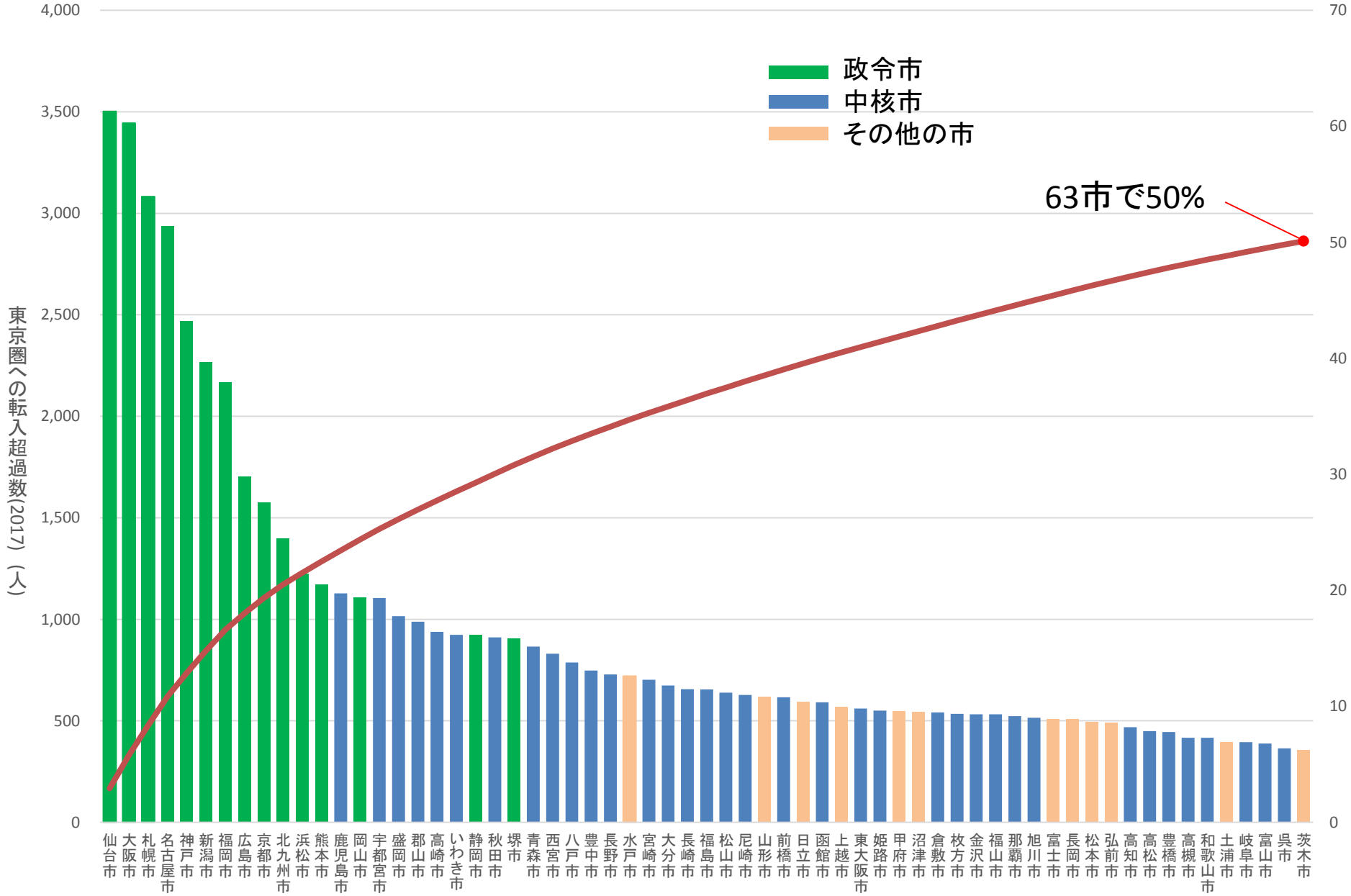

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転入超過数②　上位63団体の人口に対する割合　2017年

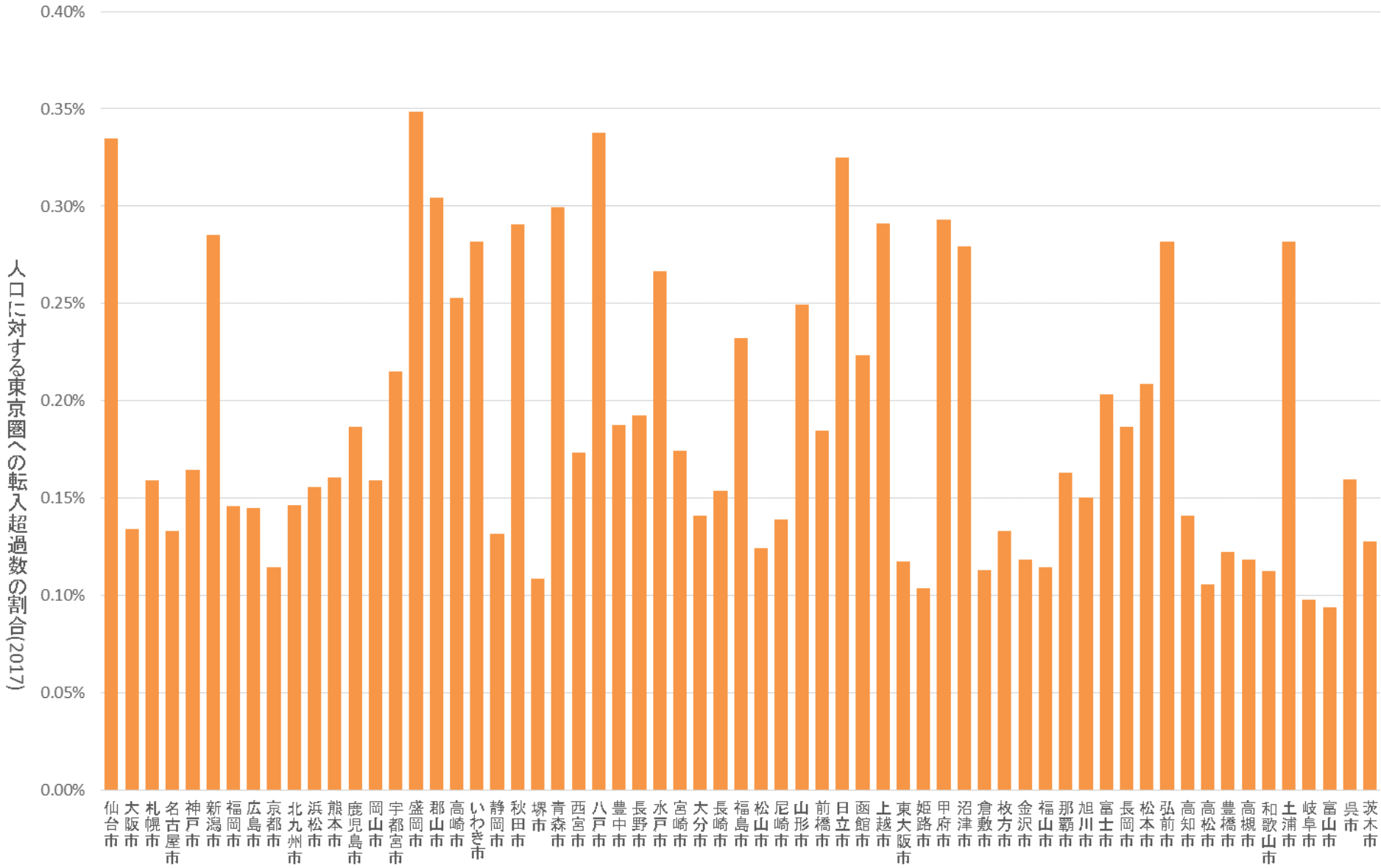

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。
※人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成29年1月1日現在・日本人人口）」を用いた。

東京圏以外の政令市・中核市の移動状況［対東京圏、対東京圏以外］（2017）

○　東京圏以外の政令市（15都市）・中核市（47都市）の全ての都市が、対東京圏で転出超過となっている。一方、対東京圏以外では、転入超過が41都市、転出超過が21都市となっており、多くの都市が周辺から人口を集めている。
○　政令市のうち13都市は、対東京圏以外で転入超過となっている。特に札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡は、対東京圏以外の転入超過が大きい。

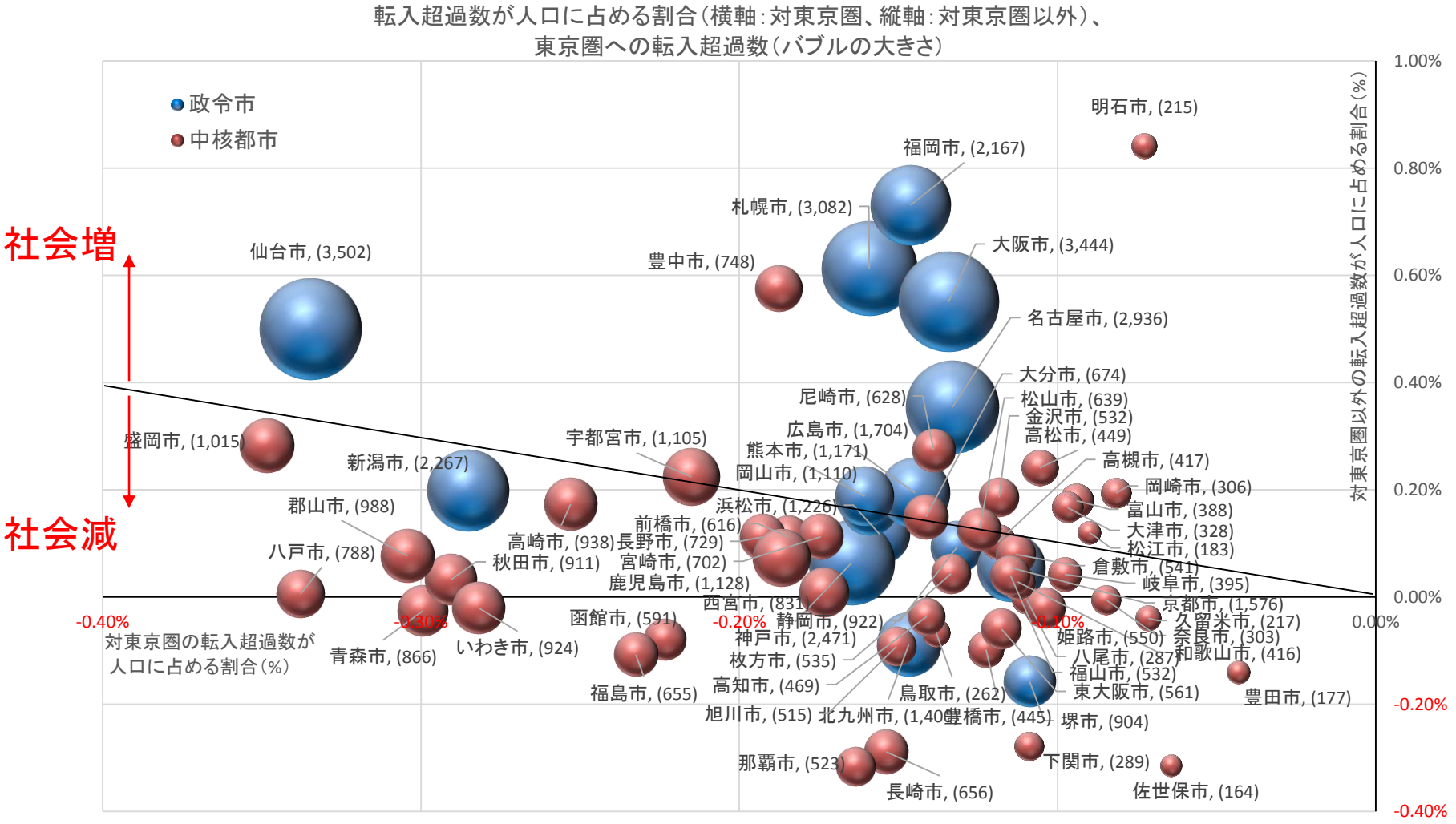

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（札幌市・男女別）（2017年）

- ◆ 札幌市は全国の市区町村に対し8,779人の転入超過。
- ◆ うち、対道内が11,682人、対道外が△2,903人。
- ◆ 対道外△2,903人の内訳は以下の通り。
  - （1）対東京圏：3,082人（転出超過）
  - （2）対北海道、東京圏を除く、その他ブロック：179人（転入超過）

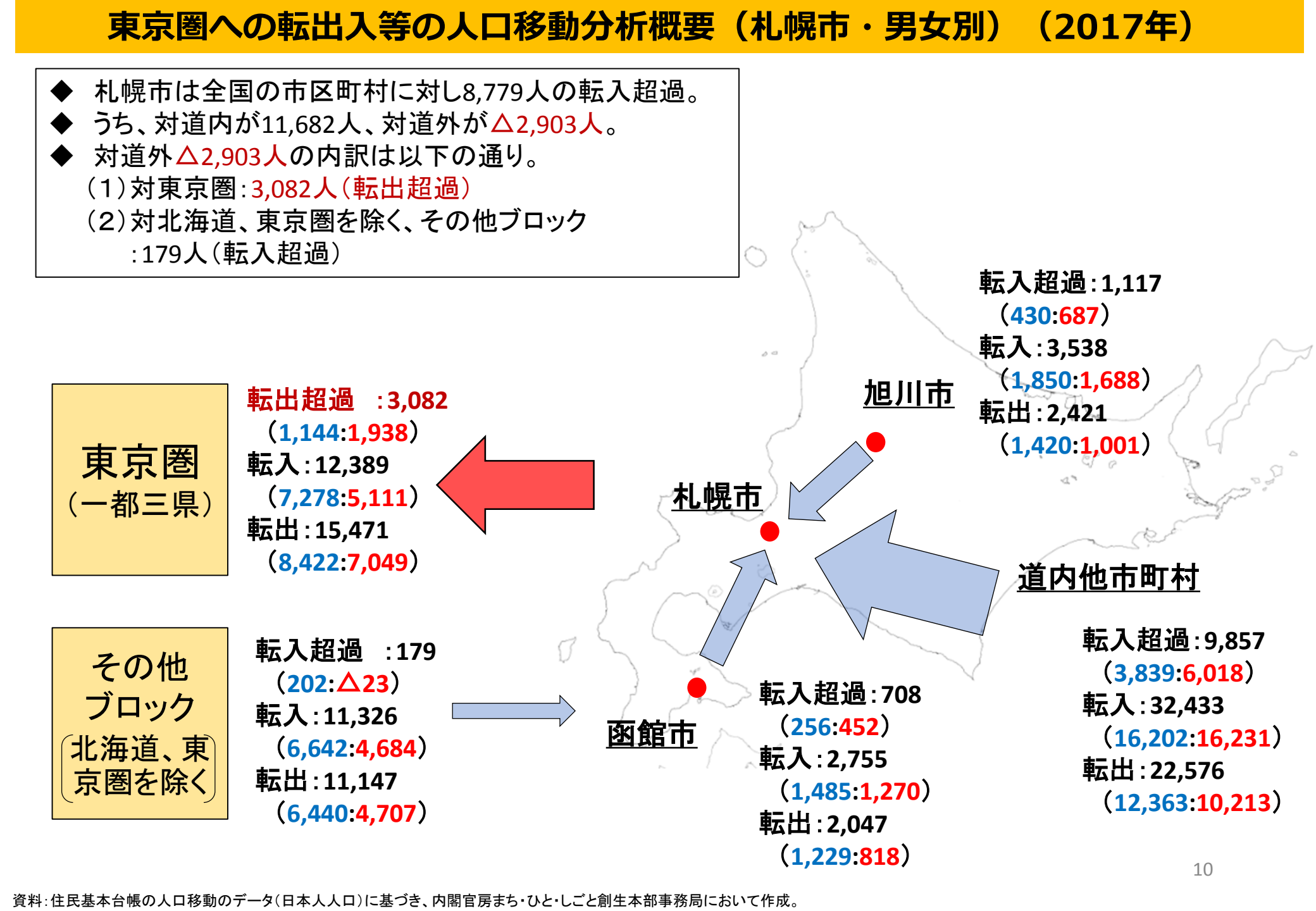

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（仙台市・男女別）（2017年）

- 仙台市は全国の市区町村に対し1,724人の転入超過。
- うち、対県内が1,371人、対県外が353人。
- 対県外353人の内訳は以下の通り。
  （1）対東北5県（宮城県を除く）：4,125人（転入超過）
  （2）対東京圏：3,502人（転出超過）
  （3）対東北、東京圏を除く、その他のブロック（北関東含む）：270人（転出超過）

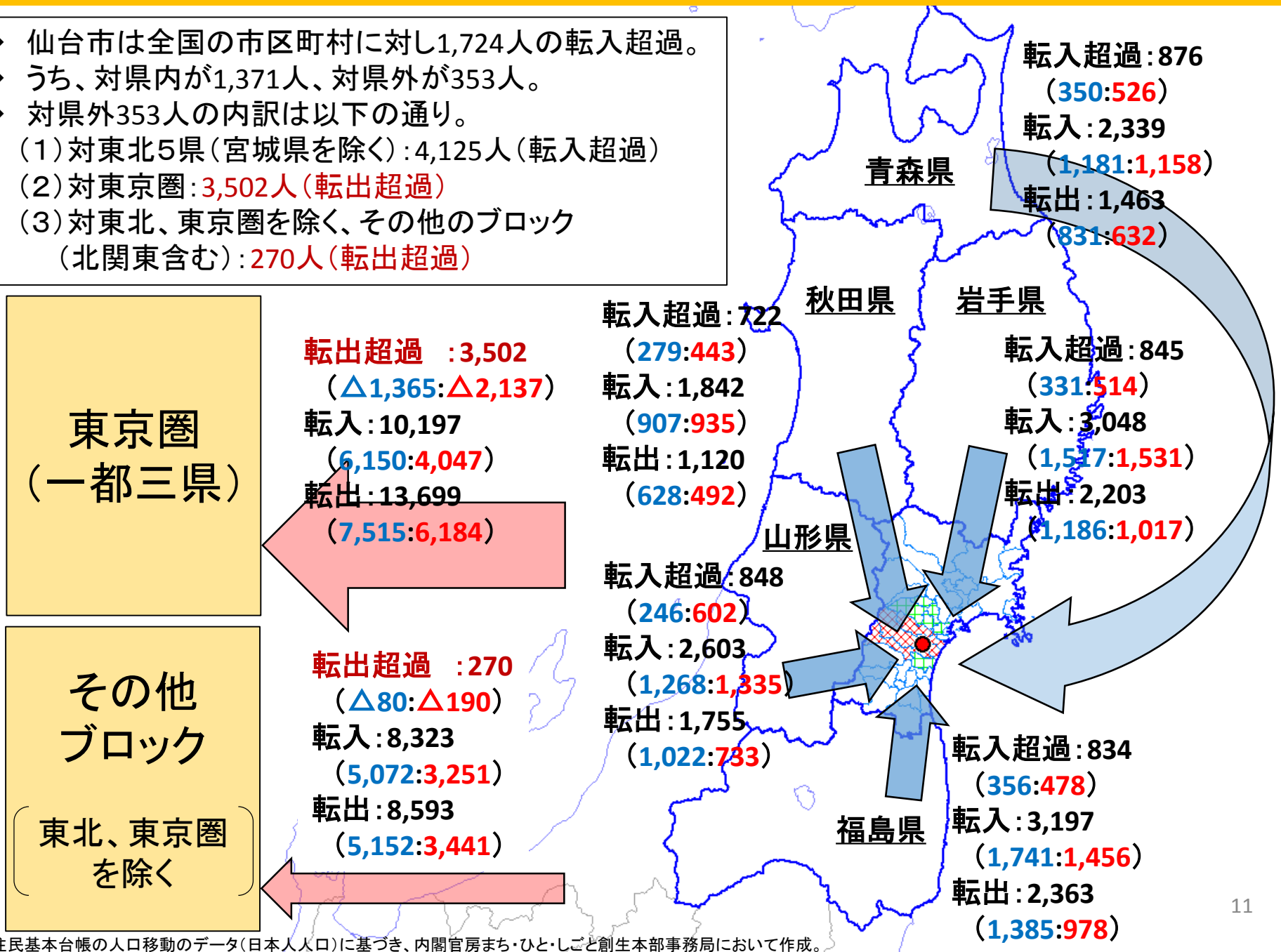

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（広島市・男女別）（2017年）

- ◆ 広島市は全国の市区町村に対し582人の転入超過。
- ◆ うち、対県内が1,301人、対県外が△719人。
- ◆ 対県外△719人の内訳は以下の通り。
  - （1）対中国4県（広島県を除く）：1,017人（転入超過）
  - （2）対東京圏：1,704人（転出超過）
  - （3）対中国、東京圏を除く、その他ブロック：32（転出超過）

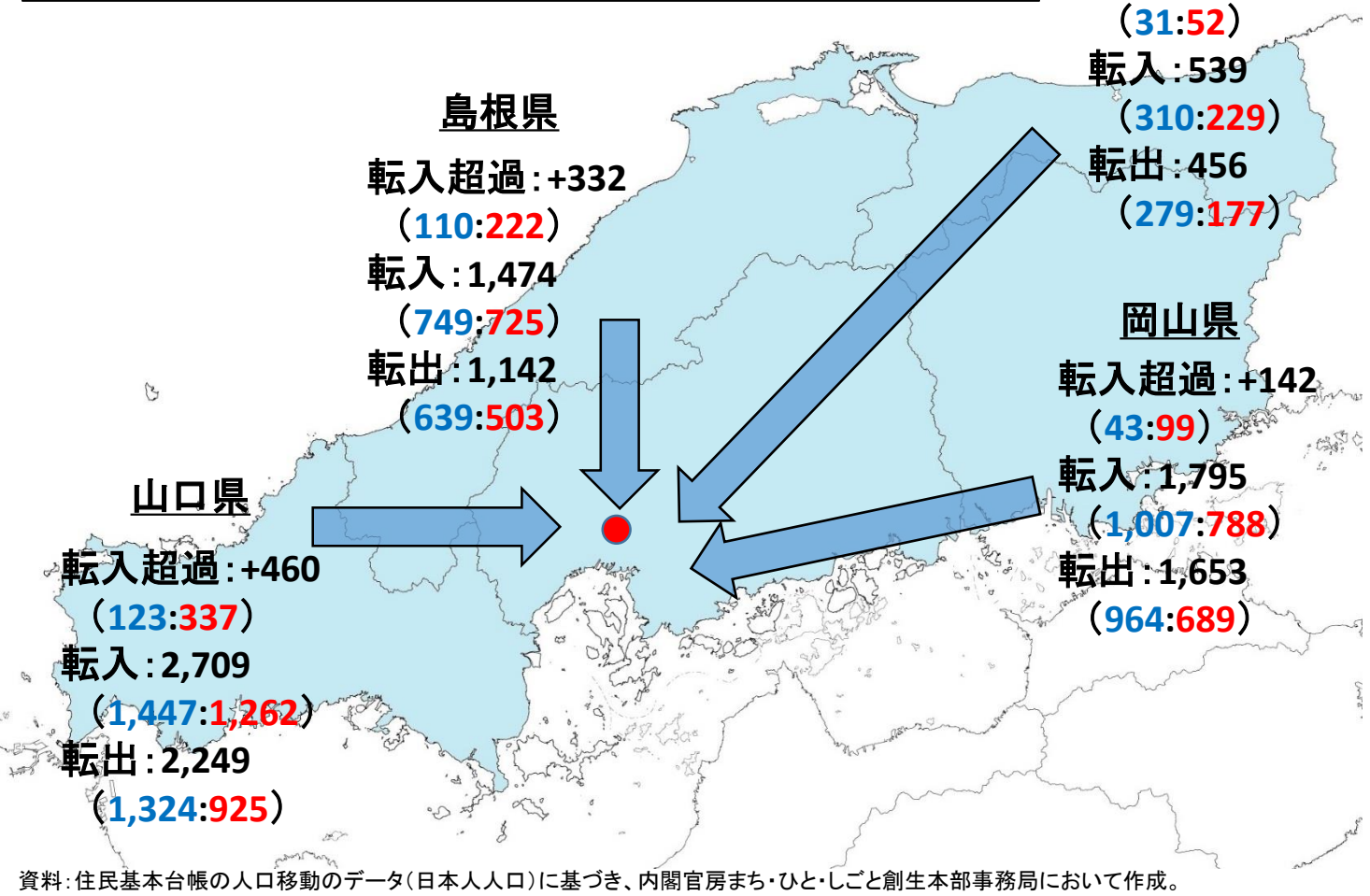

島根県
転入超過：+332
（110:222）
転入：1,474
（749:725）
転出：1,142
（639:503）

鳥取県
転入超過：+83
（31:52）
転入：539
（310:229）
転出：456
（279:177）

岡山県
転入超過：+142
（43:99）
転入：1,795
（1,007:788）
転出：1,653
（964:689）

山口県
転入超過：+460
（123:337）
転入：2,709
（1,447:1,262）
転出：2,249
（1,324:925）

東京圏
（一都三県）

転出超過　：1,704
（△829:△875）
転入：5,033
（3,002:2,031）
転出：6,737
（3,831:2,906）

その他ブロック
（中国、東京圏を除く）

転出超過　：32
（111:△143）
転入：12,721
（7,404:5,317）
転出：12,753
（7,293:5,460）

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（福岡市・男女別）（2017年）

- 福岡市は全国の市区町村に対し8,678人の転入超過。
- うち、対県内が1,808人、対県外が6,870人。
- 対県外6,870人の内訳は以下の通り。

（1）対九州6県（福岡県を除く）：7,316人（転入超過）
（2）対東京圏：2,167人（転出超過）
（3）対九州、東京圏を除く、その他ブロック
：1,721人（転入超過）（内、山口県［626人］）

東京圏
（一都三県）

転出超過　：2,167
（△569:△1,598）
転入：11,302
（6,674:4,628）
転出：13,469
（7,243:6,226）

その他ブロック
（九州、東京圏を除く）

転入超過　：1,721
（1,103:618）
転入：16,150
（9,271:6,879）
転出：14,429
（8,168:6,261）

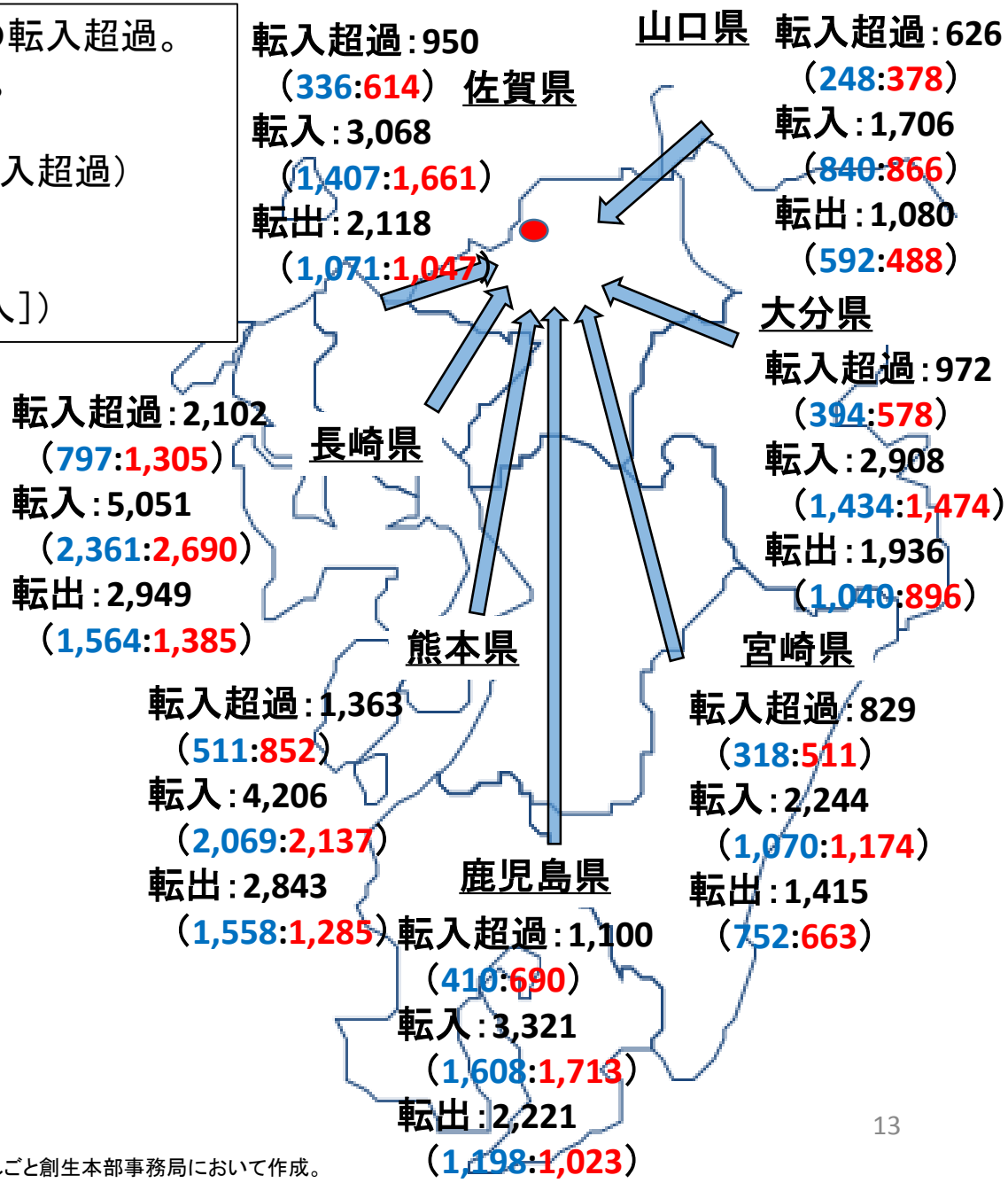

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（大阪市・男女別）（2017年）

- ◆ 大阪市は全国の市区町村に対し10,691人の転入超過。
- ◆ うち、対府内が3,253人、対府外が7,438人。
- ◆ 対府外7,438人の内訳は以下の通り。
  （1）対近畿6府県（大阪府を除く）：6,605人（転入超過）
  （2）対東京圏：3,444人（転出超過）
  （3）対近畿、東京圏を除く、その他ブロック
  ：4,277人（転入超過）

東京圏
（一都三県）

転出超過　：3,444
（△1,380:△2,064）
転入：13,293
（8,257:5,036）
転出：16,737
（9,637:7,100）

その他ブロック
（近畿、東京圏を除く）

転入超過　：4,277
（1,517:2,760）
転入：23,057
（12,153:10,904）
転出：18,780
（10,636:8,144）

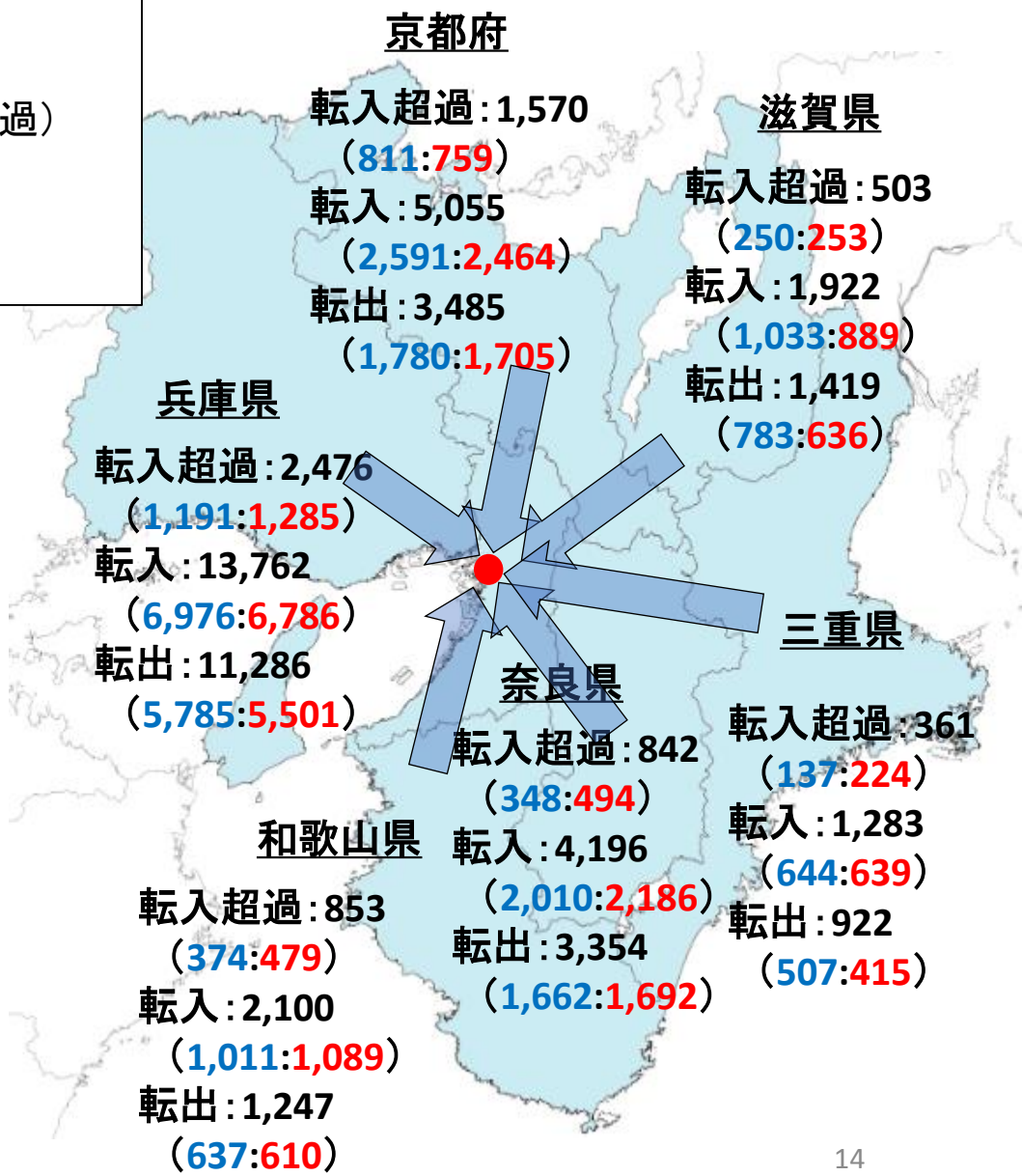

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転出入等の人口移動分析概要（名古屋市・男女別）（2017年）

- ◆ 名古屋市は全国の市区町村に対し4,874人の転入超過。
- ◆ うち、対県内が1,883人、対県外が2,991人。
- ◆ 対県外2,991人の内訳は以下の通り。
  （1）対北陸及び東海7県（愛知県を除く）：3,782人（転入超過）
  （2）対東京圏：2,936人（転出超過）
  （3）対北陸及び東海、東京圏を除く、その他ブロック
  ：2,145人（転入超過）

東京圏
（一都三県）

転出超過　：2,936
（△1,160：△1776）
転入：15,354
（9,245：6,109）
転出：18,290
（10,405：7,885）

その他ブロック
（東海、北陸、東京圏を除く）

転入超過　：2,145
（1,074：1,071）
転入：19,430
（11,258：8,172）
転出：17,285
（10,184：7,101）

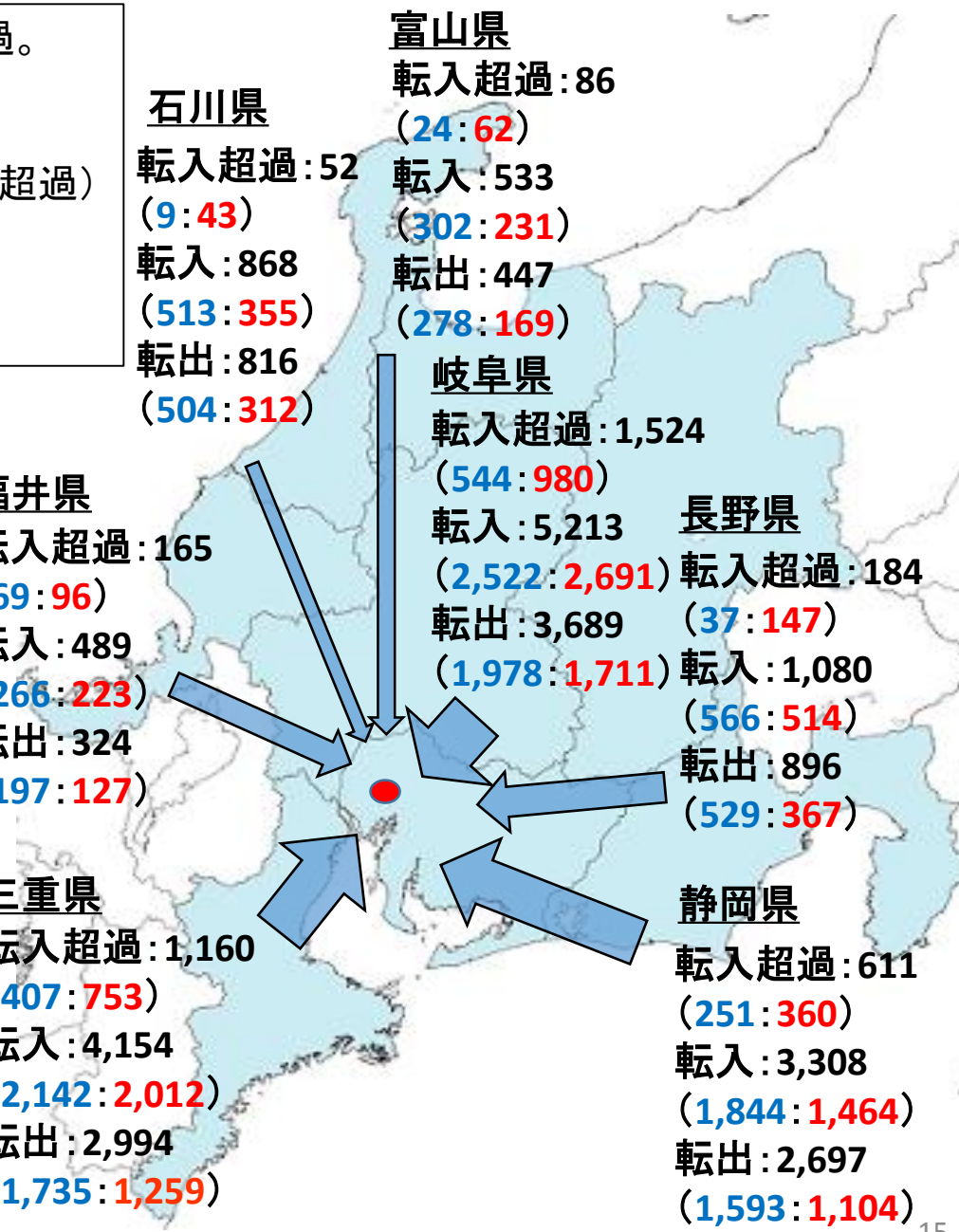

石川県
転入超過：52
（9：43）
転入：868
（513：355）
転出：816
（504：312）

富山県
転入超過：86
（24：62）
転入：533
（302：231）
転出：447
（278：169）

岐阜県
転入超過：1,524
（544：980）
転入：5,213
（2,522：2,691）
転出：3,689
（1,978：1,711）

福井県
転入超過：165
（69：96）
転入：489
（266：223）
転出：324
（197：127）

長野県
転入超過：184
（37：147）
転入：1,080
（566：514）
転出：896
（529：367）

三重県
転入超過：1,160
（407：753）
転入：4,154
（2,142：2,012）
転出：2,994
（1,735：1,259）

静岡県
転入超過：611
（251：360）
転入：3,308
（1,844：1,464）
転出：2,697
（1,593：1,104）

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転入超過数　上位63団体の年齢階級別内訳　2017年

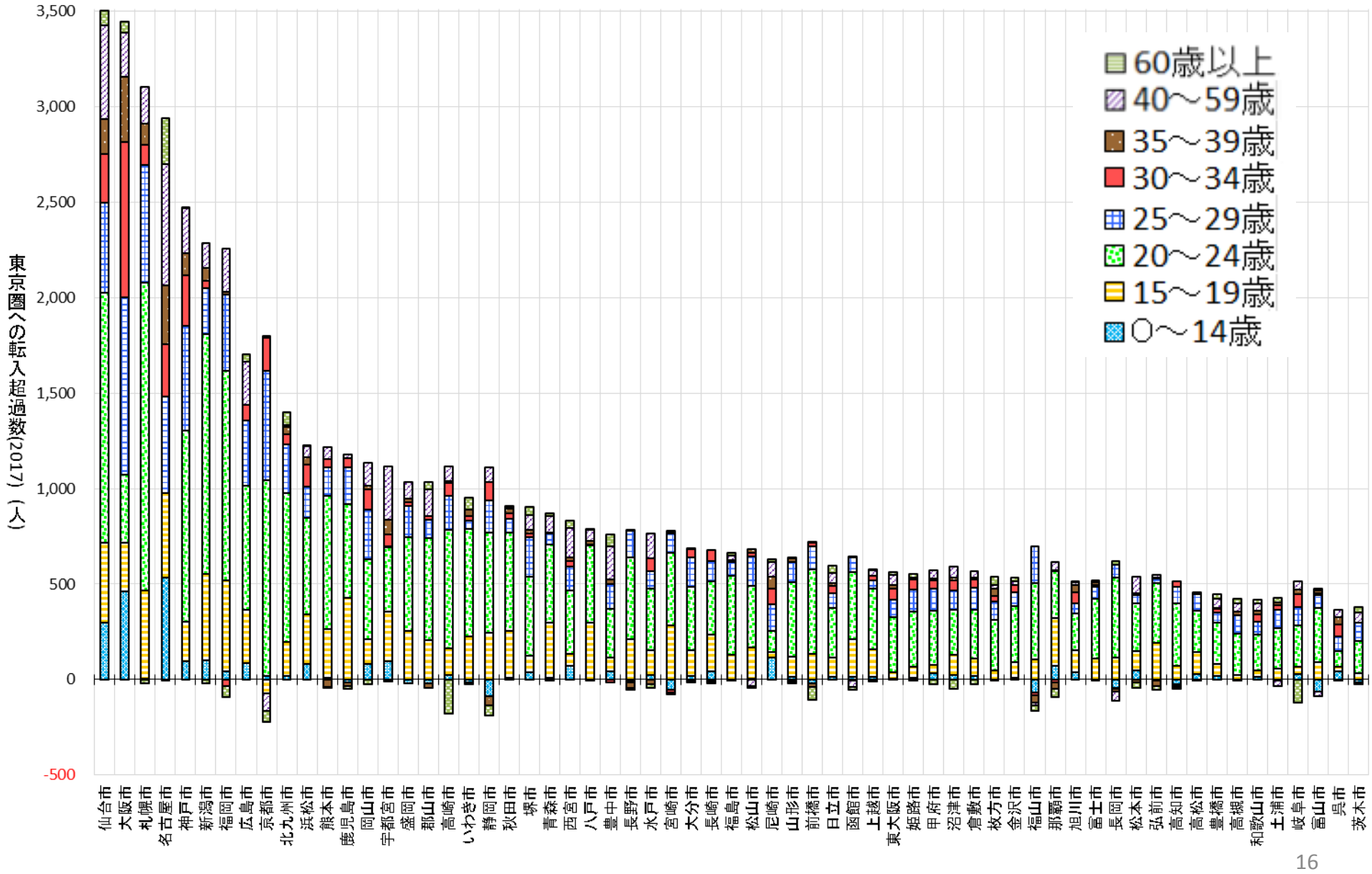

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転入超過数　年齢階級別内訳　2017年

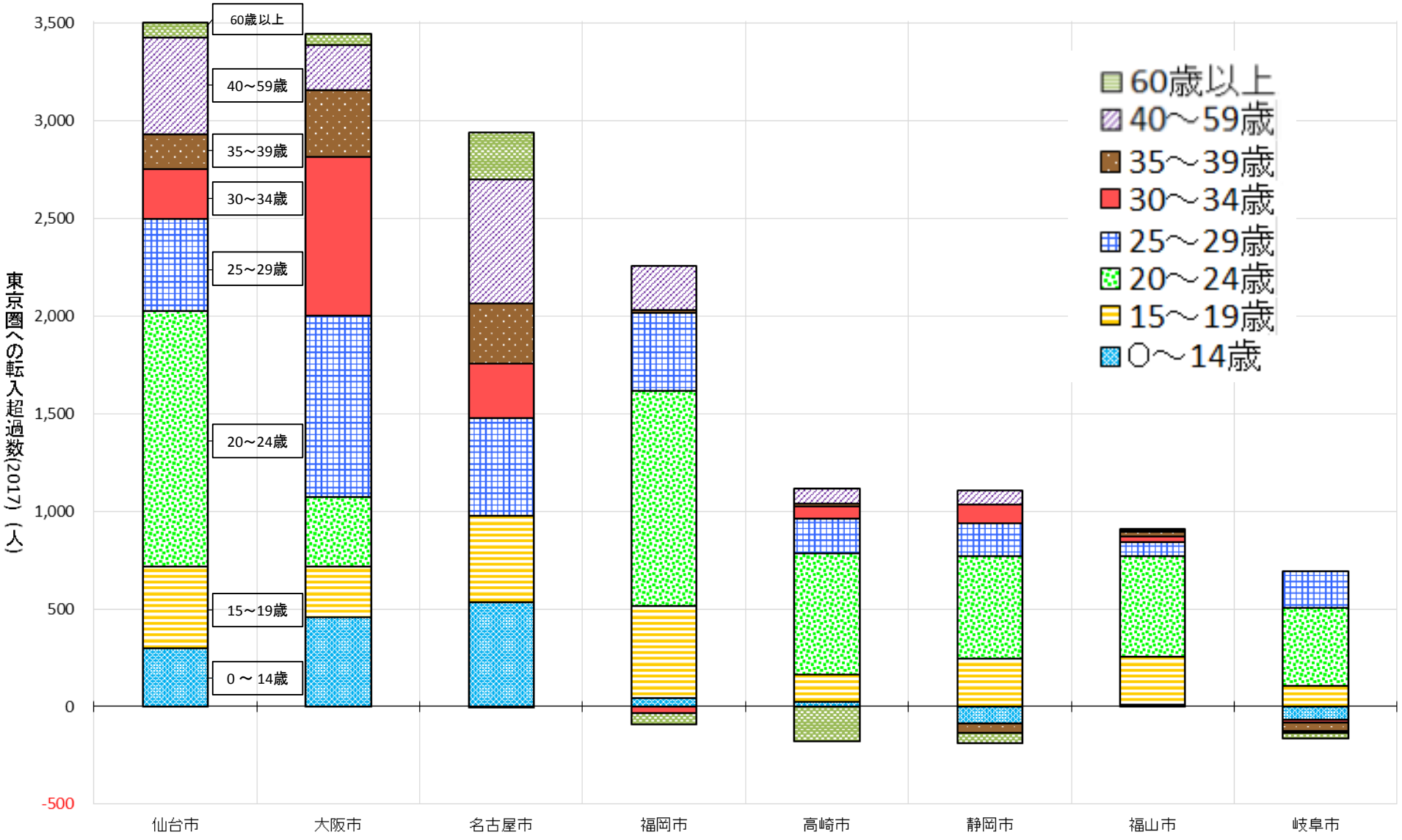

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転入超過数　上位63団体の男女別内訳　2017年

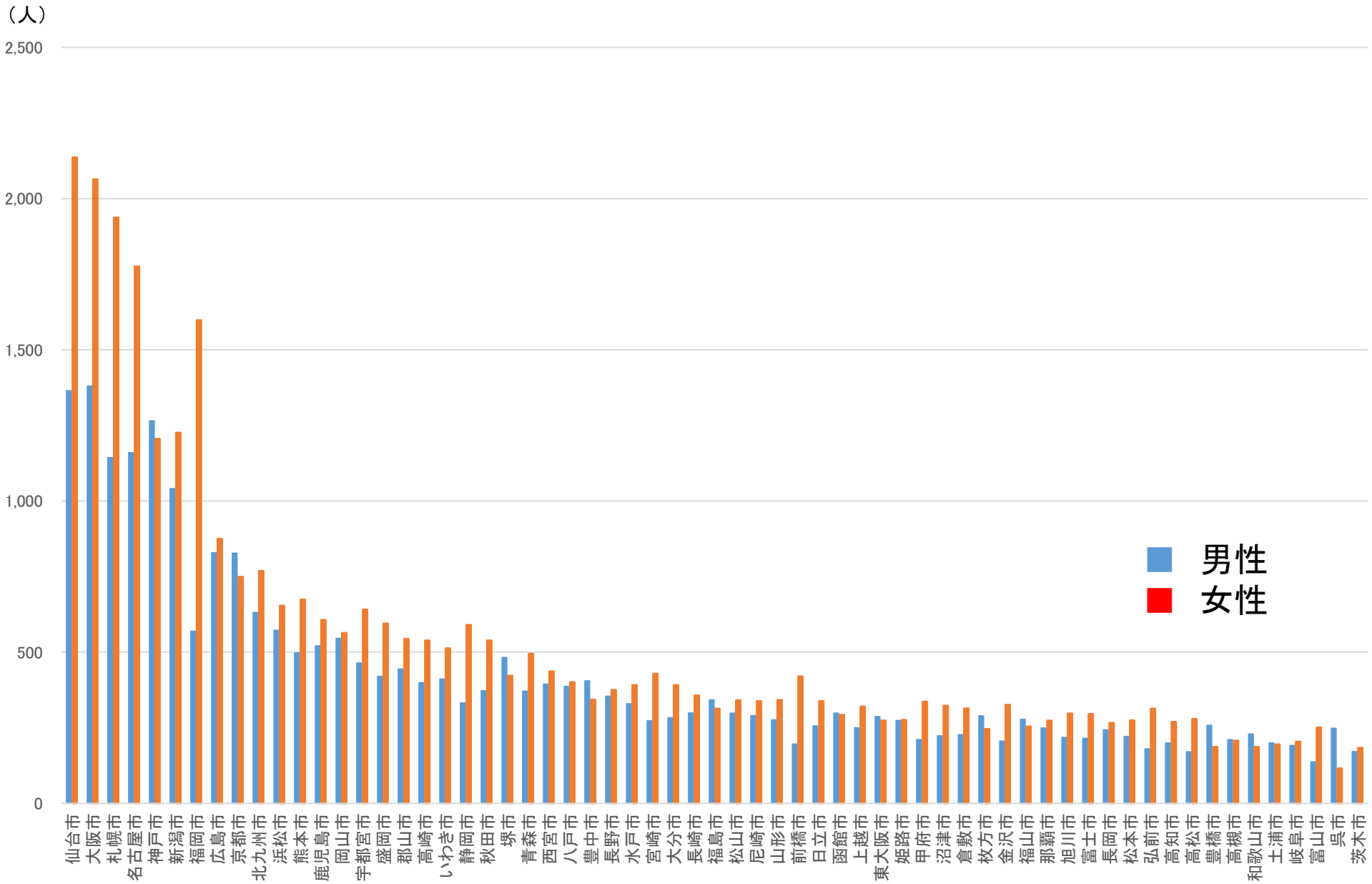

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

東京圏への転入超過数　上位63団体の人口に占める割合[男女別] 2017年

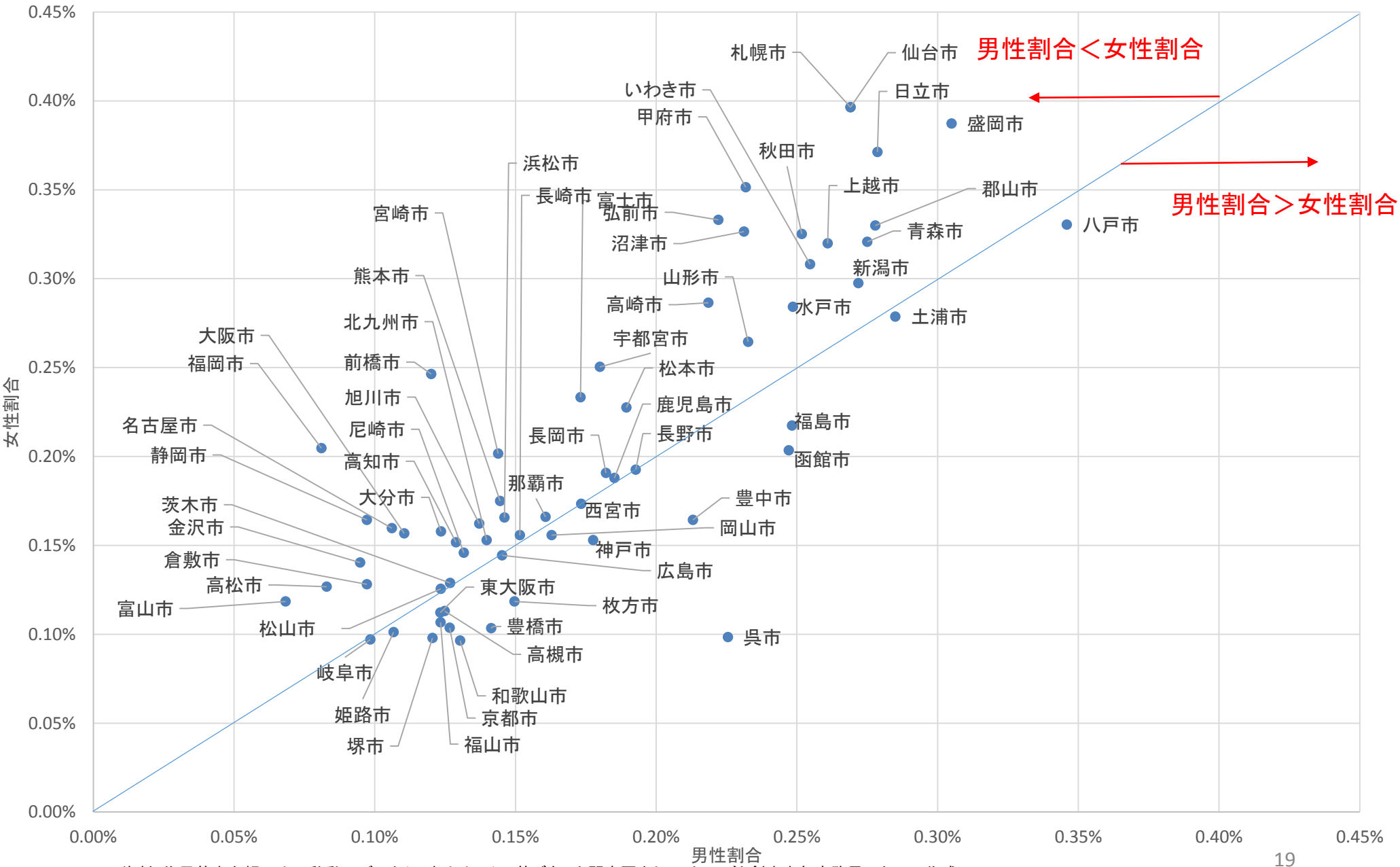

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。
※人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成29年1月1日現在・日本人人口）」を用いた。

都市によって異なる人口移動の状況（2017年）

○　仙台市、大阪市ともに、ほぼ全ての世代で東京圏に対して転出超過となっている。また、女性は転入、転出ともに男性より少ないが、特に転入が少ないために転出超過が大きくなっている。
○　一方、東京圏に対する転出超過数のピークは、仙台市では15～24歳であるのに対し、大阪市では25歳～39歳となっており、両市で傾向が異なっている。

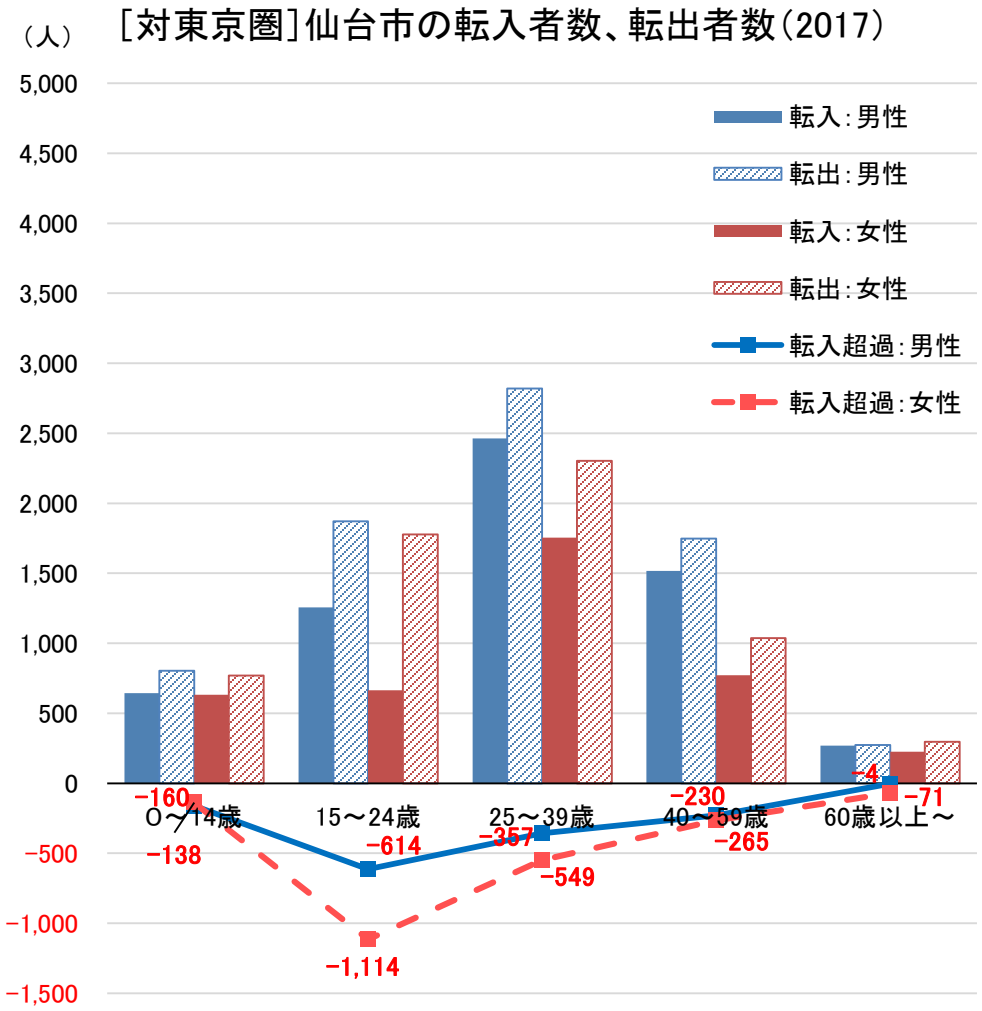

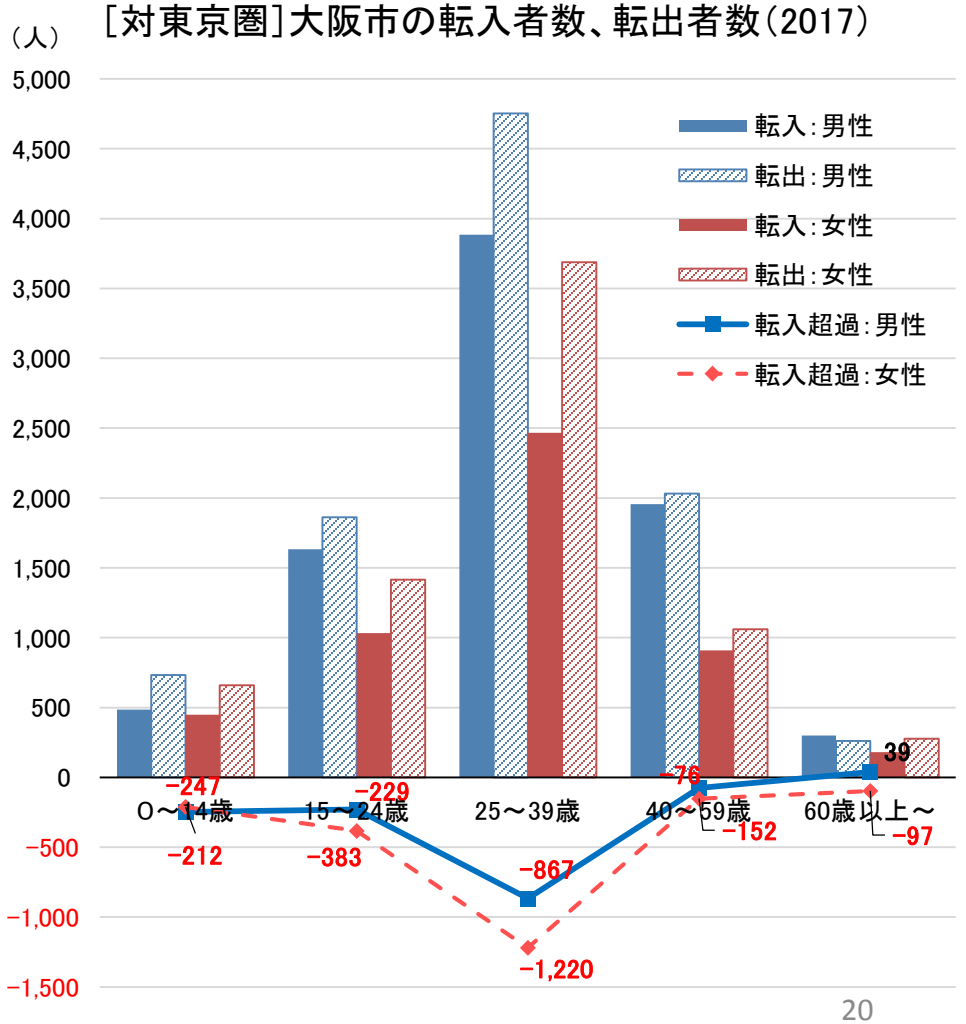

資料：住民基本台帳の人口移動のデータ（日本人人口）に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

（2）教育・就職

各都道府県別大学数と自県進学率（2016年）

○　各都道府県内に所在する大学数と自県進学率には強い相関がみられる（相関係数：0.748）。

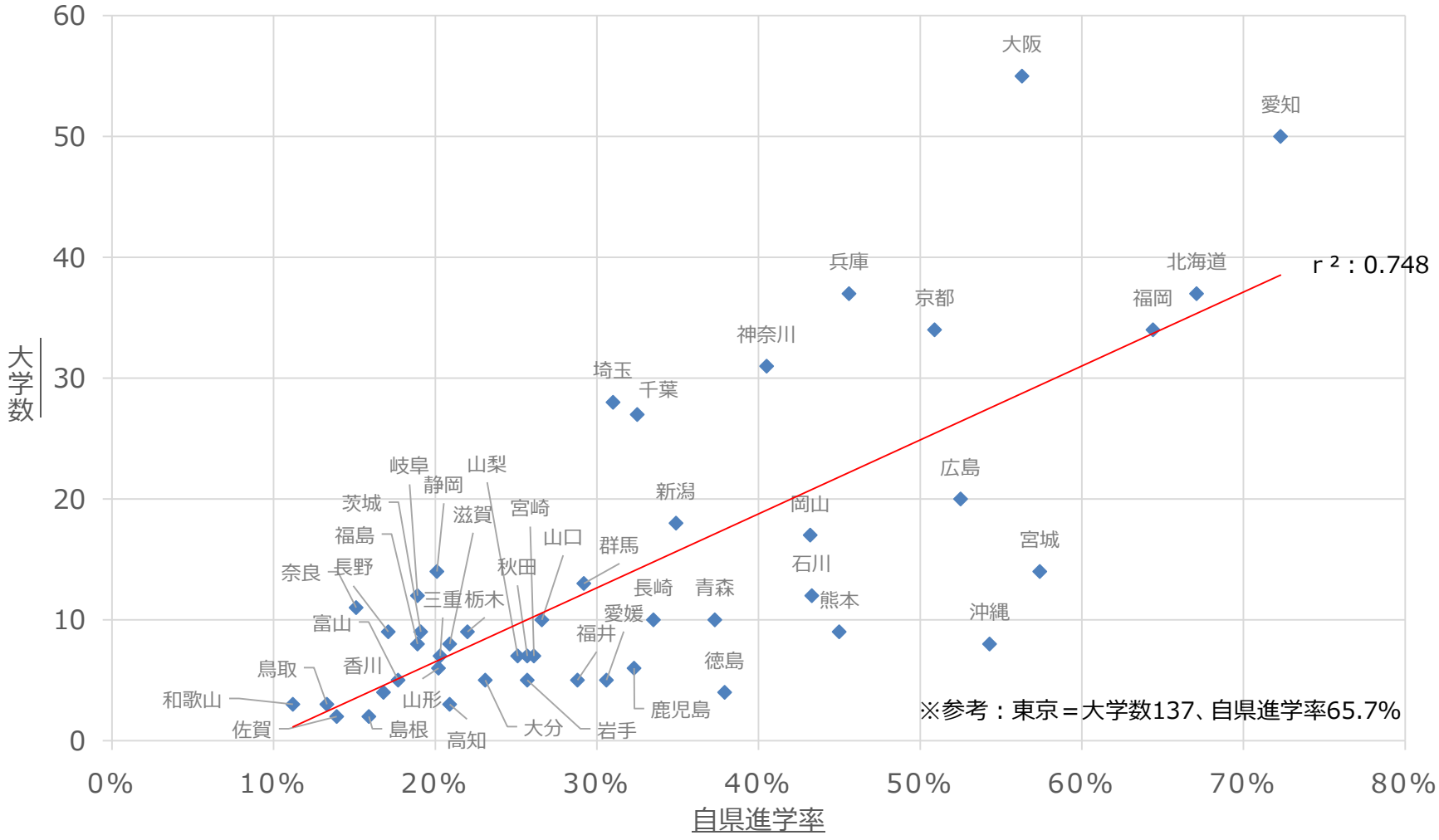

大学数：各県に所在する大学の数（大学本部の所在地による。大学院大学を含み、短期大学を除く。）
自県進学率：各県における大学進学者のうち、自県に所在する大学に進学した者の数
（過年度卒業者数を含む）

出典：平成29年高等教育に関する基礎データ（文部科学省）
を基に内閣府作成

大学生の地元就職希望率

○ 総じて、年々、地元外での就職を希望する割合が高まっている。
○ 地元進学をした大学生の方が、地元での就職を希望する割合が高い。

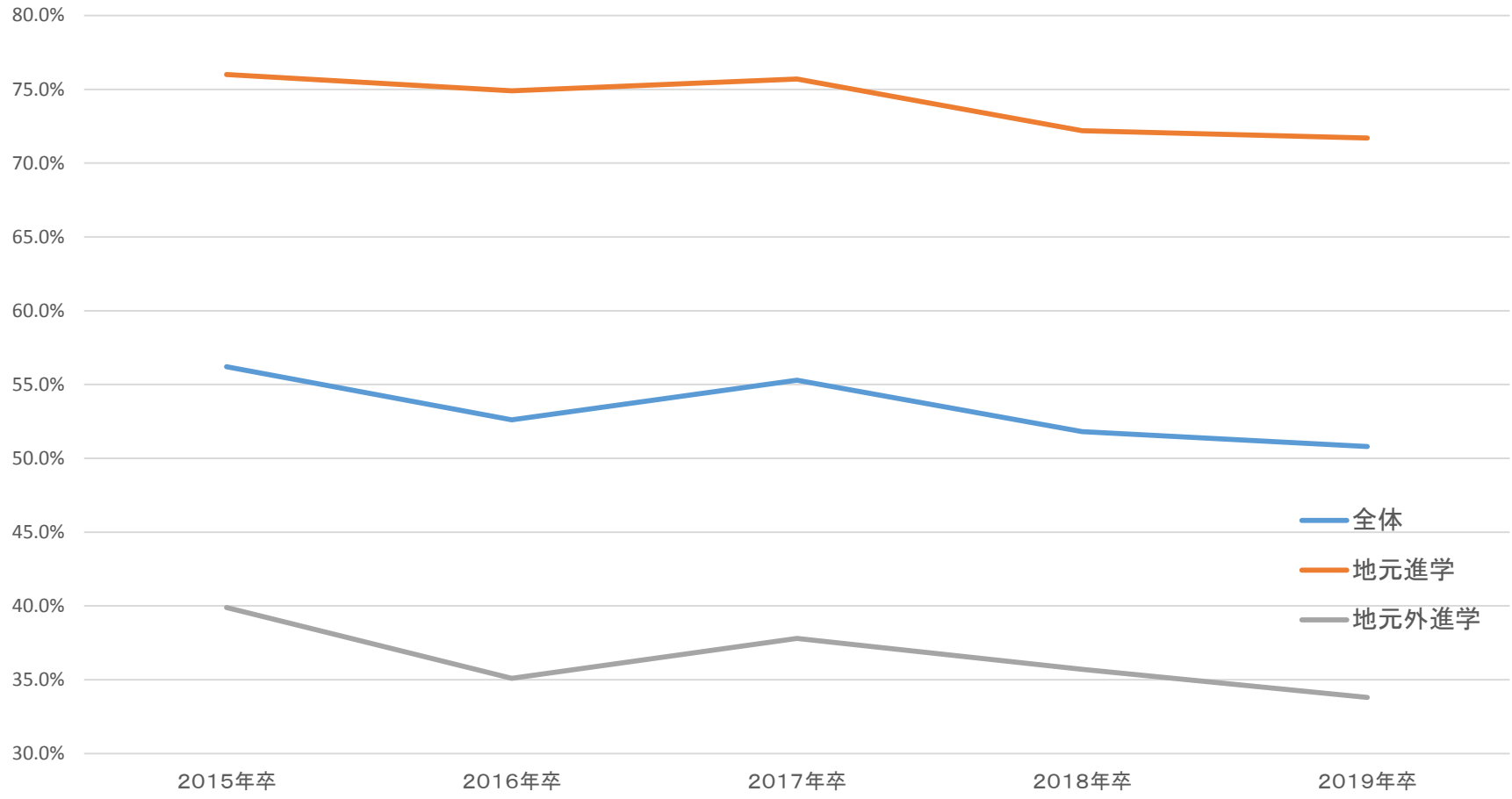

【地元進学】地元に進学した学生のうち、最も働きたいと思う勤務地が地元の都道府県だった割合
【地元外進学】地元外に進学した学生のうち、最も働きたいと思う勤務地が地元の都道府県だった割合

（出所）マイナビ大学生　Uターン・地元就職に関する調査

国立大学の地元就職率

○　文系については、教育学部系を除き、地元就職率は低い。
○　理系については、医学部系を除き、地元就職率は低い。
○　福井県、大分県は製造業等の企業数は少ないものの、福井大学、大分大学の工学部の地元就職率は比較的高い。工学部系については、県内の産業構造等によって、地元就職率に違いがあると考えられる。

		就職者数	就職先		地元就職率
			県内	県外	
福井大学	教育地域科学部	130	101	29	77.7%
	医学部	163	92	71	56.4%
	工学部	243	78	165	32.1%
信州大学	人文学部	104	37	71	35.6%
	教育学部	223	142	81	63.7%
	経法学部	182	63	119	34.6%
	理学部	79	36	43	46.2%
	工学部	200	52	148	25.8%
	農学部	101	28	73	27.7%
	繊維学部	71	20	51	28.2%
岡山大学	文学部	152	58	94	38.2%
	教育学部	235	104	131	44.3%
	法学部	150	35	115	23.3%
	経済学部	191	52	139	27.2%
	理学部	46	12	34	26.1%
	医学部	155	90	65	58.1%
	薬学部	44	13	31	29.5%
	工学部	146	33	113	22.6%
	環境理工学部	89	16	73	18.0%
	農学部	59	10	49	16.9%
大分大学	教育福祉科学部	206	120	86	58.3%
	経済学部	266	99	167	37.2%
	医学部	154	76	78	49.4%
	工学部	176	62	114	35.2%

（出典）福井大学、信州大学、岡山大学、大分大学のHPより、まち・ひと・しごと創生本部事務局作成

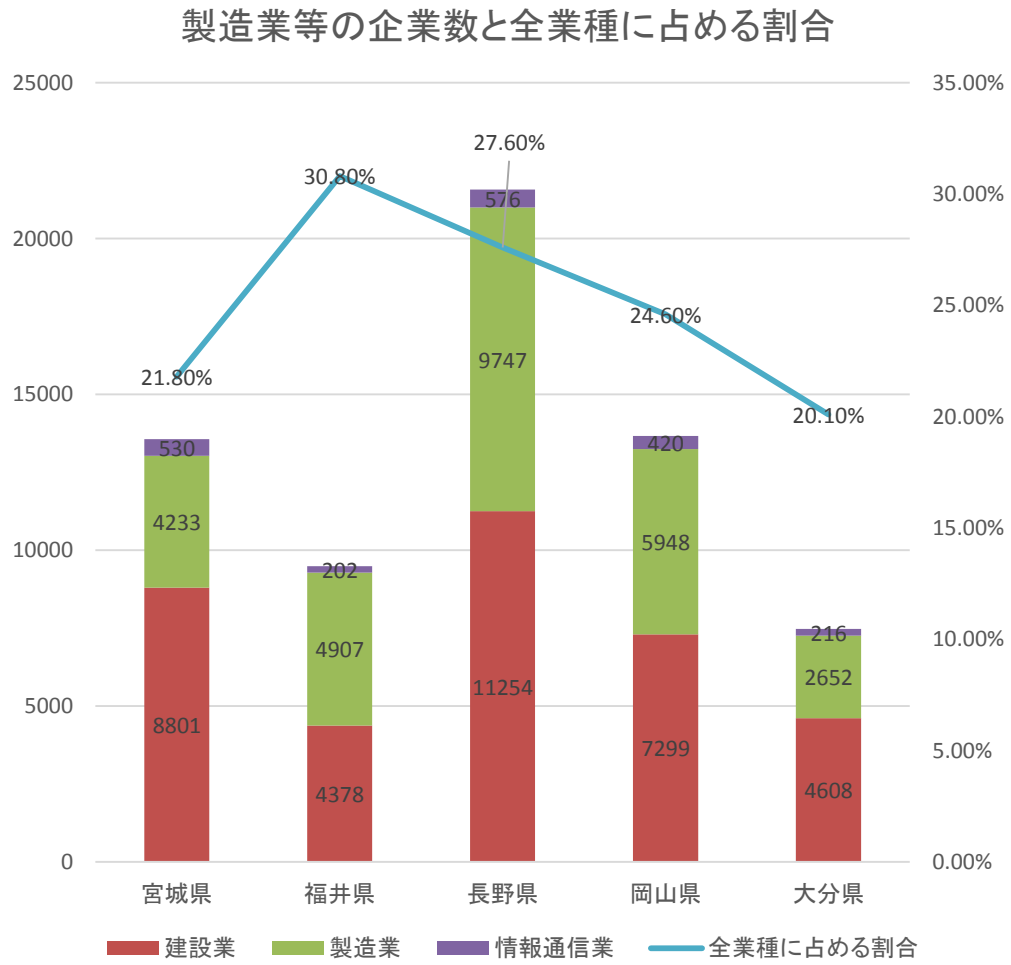

（出典）総務省「経済センサス－基礎調査」（2014年）

東北大学の地元就職率

○ 東北大学は、東北地域のみならず、日本全国から入学者を集めている。
○ 理系は、医学部系を除き、ほとんどが県外で就職している。特に、工学部系は、大半が県外で就職している。
○ 文系卒業者についても、教育学部系を除き、大半が県外で就職している。

平成30年度入学状況

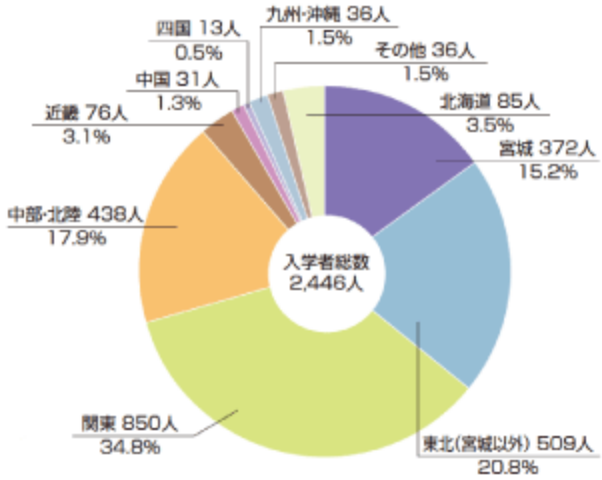

大学		就職者数	就職先		地元就職率
			県内	県外	
文系	文学部	153	32	121	20.9%
	教育学部	59	17	42	28.8%
	法学部	129	22	107	17.1%
	経済学部	233	27	206	11.6%
	合計	574	98	476	17.1%
理系	理学部	43	3	40	7.0%
	医学部	98	56	42	57.1%
	薬学部	21	2	19	9.5%
	工学部	86	7	79	8.1%
	農学部	31	5	26	16.1%
	合計	279	73	206	26.2%

大学院		就職者数	就職先		地元就職率
			県内	県外	
文系	文学研究科	25	9	16	36.0%
	教育学研究科	23	8	15	34.8%
	法学研究科	2	0	2	0.0%
	経済学研究科	26	4	22	15.4%
	国際文化研究科	12	1	11	8.3%
	教育情報学教育部	8	0	8	0.0%
	合計	96	22	74	22.9%
理系	理学研究科	181	9	172	5.0%
	医学系研究科	35	18	17	51.4%
	薬学研究科	53	0	53	0.0%
	工学研究科	625	26	599	4.2%
	農学研究科	105	10	95	9.5%
	情報科学研究科	115	4	111	3.5%
	生命科学研究科	69	8	61	11.6%
	環境科学研究科	75	4	71	5.3%
	医工学研究科	29	0	29	0.0%
	合計	1287	79	1208	6.1%

（出典）東北大学HPより内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成

地元就職希望率が低い要因

○　地元(Uターン含む)就職を希望しない学生の理由については、「志望する企業がないから」(37.6%)、「都会の方が便利だから」(36.6%)が上位。
○　実現すれば地元就職するかもしれないものについては、「働きたいと思うような企業が多くできる」(45.1%)、「給料がよい就職先が多くできる」(38.6%)が上位。

地元(Uターン含む)就職を希望しない理由【上位抜粋】

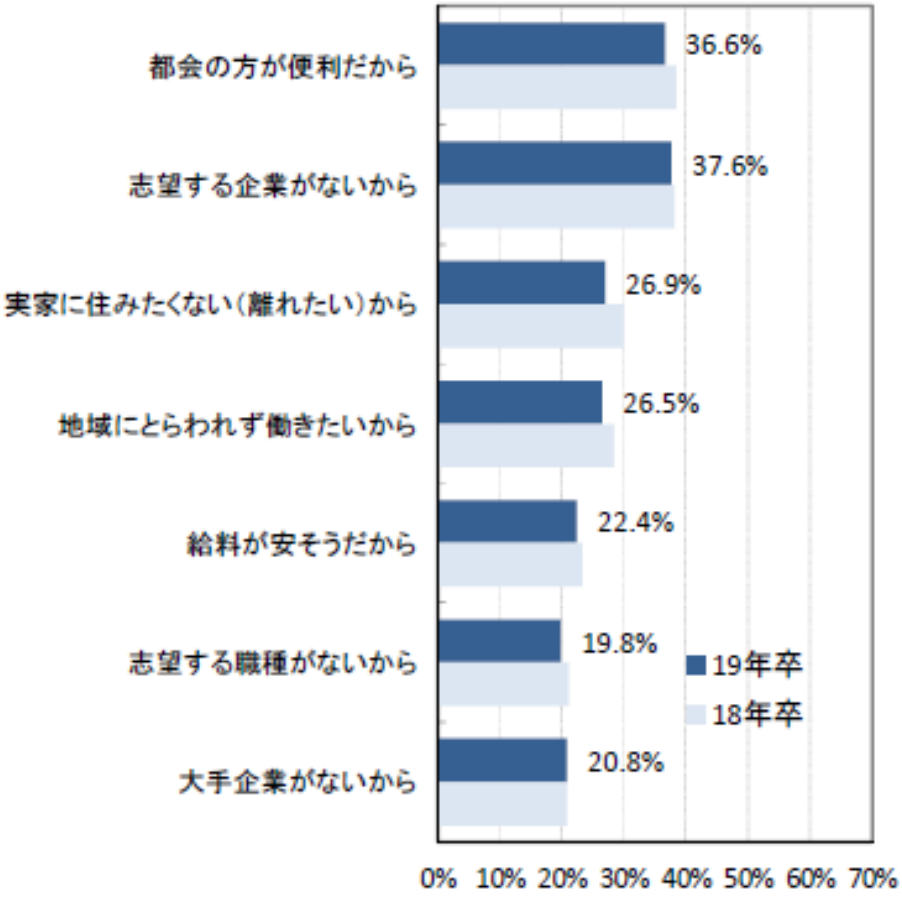

実現すれば地元就職するかもしれないもの【上位抜粋】

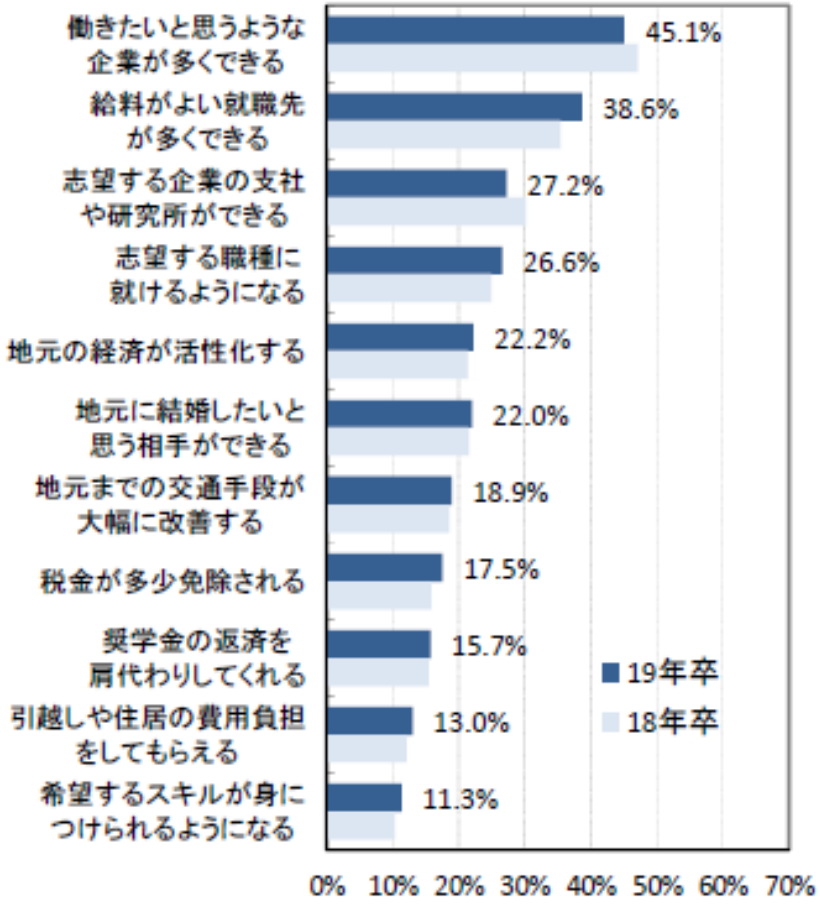

出典:2019年卒 マイナビ大学生Uターン・地元就職に関する調査

（3）産業

東京圏への人口移動と所得格差・有効求人倍率格差の推移

○ 東京圏について転入超過割合と所得格差、有効求人倍率格差（全国平均に対する比率）の関係をみると、
①1990年以前は所得格差との相関が高く（所得が高まると人口流入が増加）、
②1990年代以降は有効求人倍率格差との相関が高い（有効求人倍率が相対的に高まると人口流入が増加）。

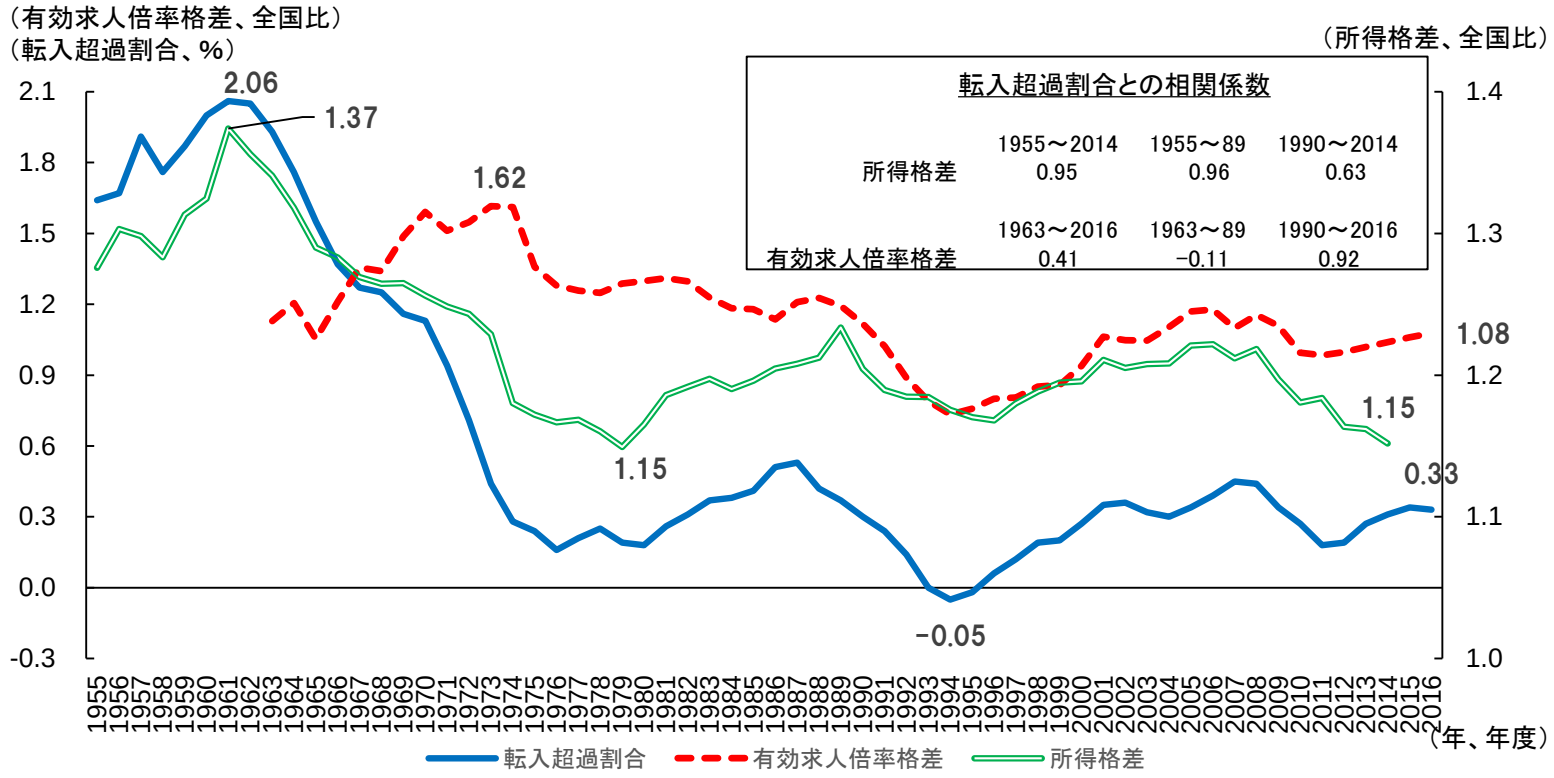

（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定統計）」、内閣府「県民経済計算」より国土交通省国土政策局作成。
（注1）東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。
（注2）転入超過割合は「（転入者－転出者）／総人口 ×100」、所得格差は「１人あたりの県民所得の東京圏平均／全県計」、
有効求人倍率格差は「有効求人倍率の東京圏平均／全国値」で計算。
（注３）グラフ内の数字は各期間の転入超過割合と格差指標の相関係数。

産業別就業者比率

○　全国、東京都、政令指定都市＋中核市74市の全てにおいて、サービス業を中心とする第三次産業の比率が最も高い。
○　東京都、政令指定都市＋中核市74市、全国の順に第三次産業（サービス業等）の比率は小さくなる。

2015年

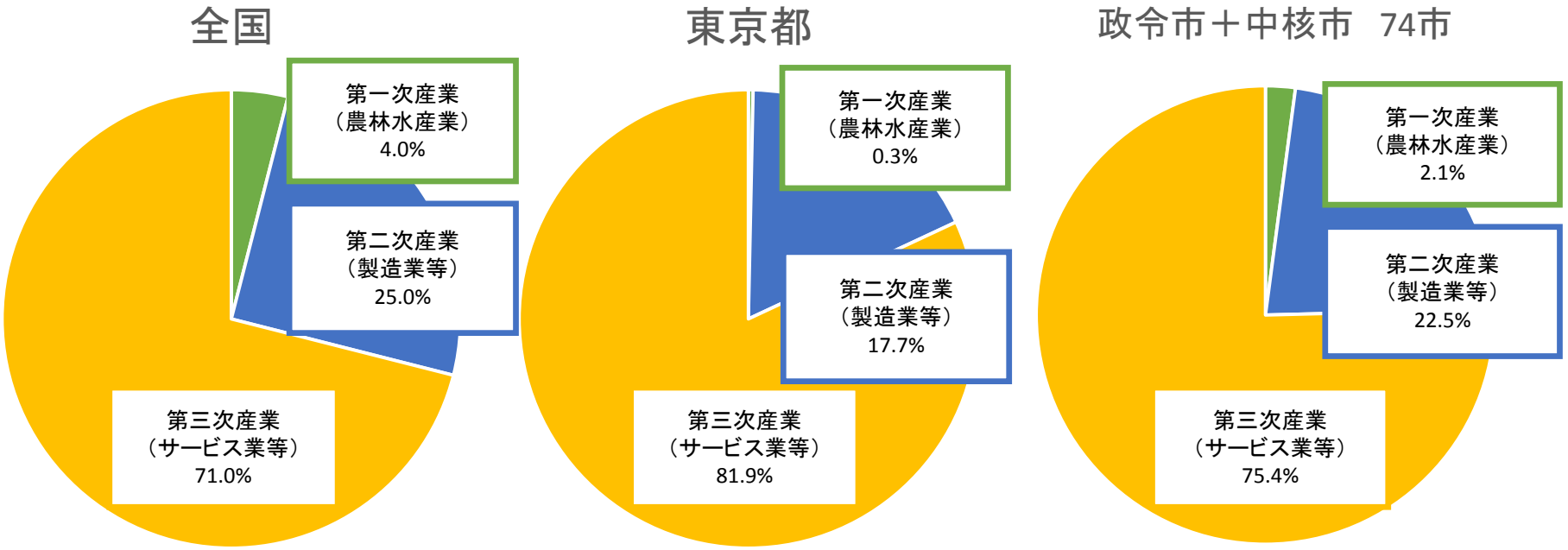

第一次産業：「農業・林業」「漁業」
第二次産業：「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」
第三次産業：「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」「公務（他に分類されるものを除く）」
（注1）「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため、割合の算出において、分母から除いている。
（注2）政令指定都市＋中核市の就業者比率は、各都市の就業者比率を平均したもの。

出典：総務省「国勢調査」（平成27年）から作成

産業別労働生産性（事業所単位）

○　サービス産業の生産性は、人口規模が小さくなるほど低く、その差は製造業よりも大きい。

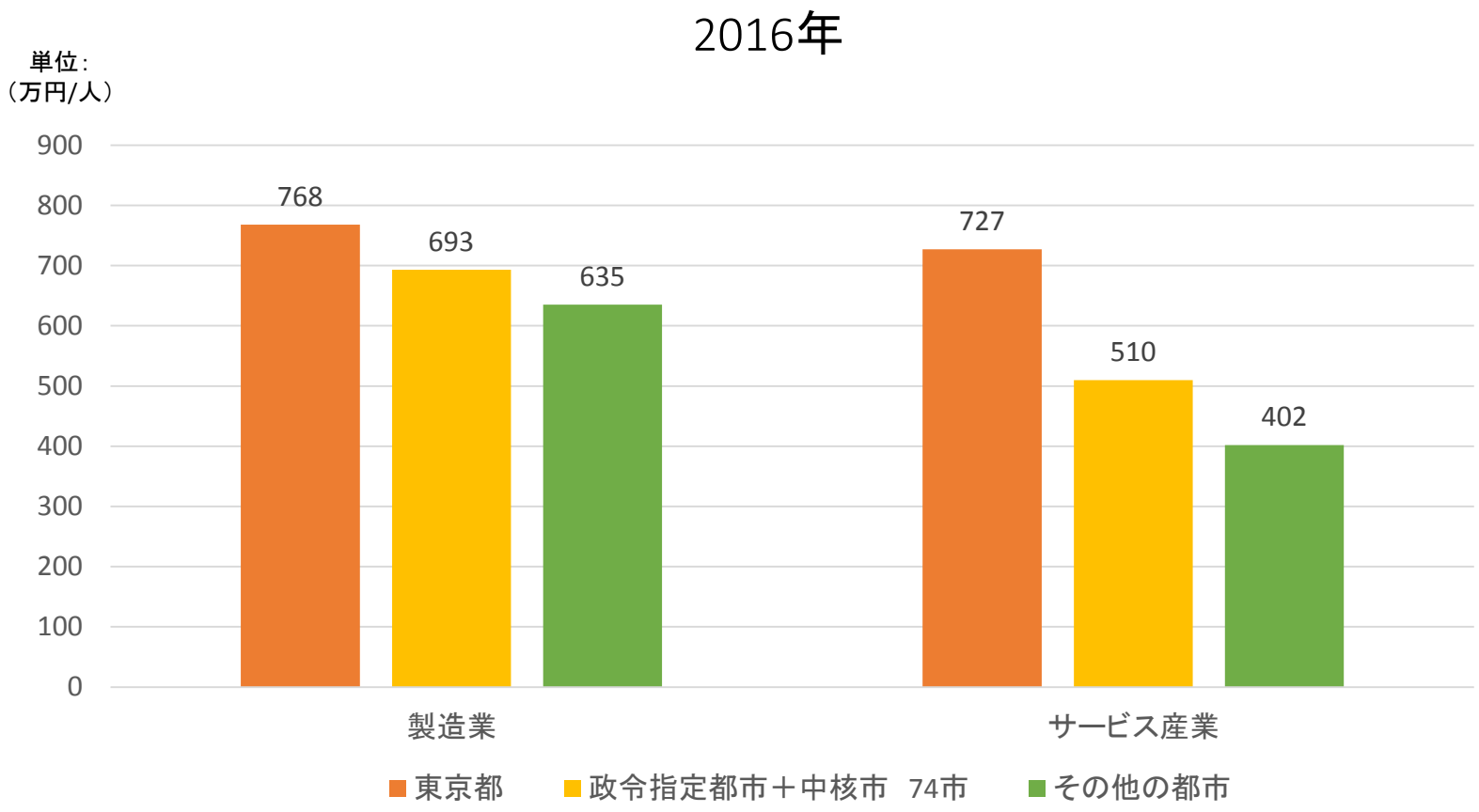

その他の都市：東京都、政令指定都市、中核市を除く全自治体
サービス産業：「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」
（注1）　事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所に按分することにより、全産業について集計
（注2）　付加価値額が秘匿されている場合、算出から除外

出典：経産省・総務省「経済センサス-活動調査-」（平成28年）から作成

サービス産業の労働生産性

○　一般論として、人口密度と労働生産性の間には正の相関がある。
○　小売業についても、人口密度と労働生産性の間に正の相関がある。
　→　生産性を高めるには、人口の集積が必要。

人口密度と労働生産性の関係

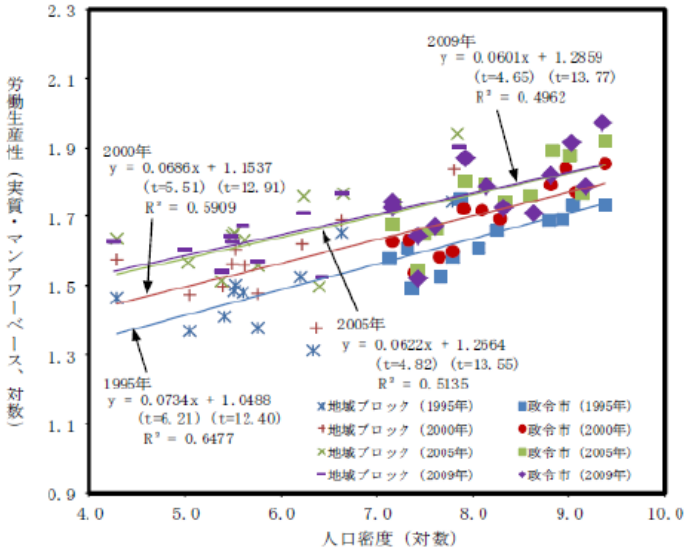

（備考）1．総務省「地域別統計データベース」、内閣府「県民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査（地方調査）」より作成。
2．人口密度における2009年の人口は住民基本台帳に基づく人口を使用した。
3．労働生産性は、各地域ブロック・政令市の総生産／労働投入量（就業者数×労働時間）により算出。
4．政令市の労働時間は、その市が属する県の労働時間を使用。
5．政令市は札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市。
6．1995年及び2000年の政令市はさいたま市を含まない。
7．図中の線は地域ブロックと政令市を含めた線形近似を表している。
8．地域区分はA。

人口密度と小売業の労働生産性の関係

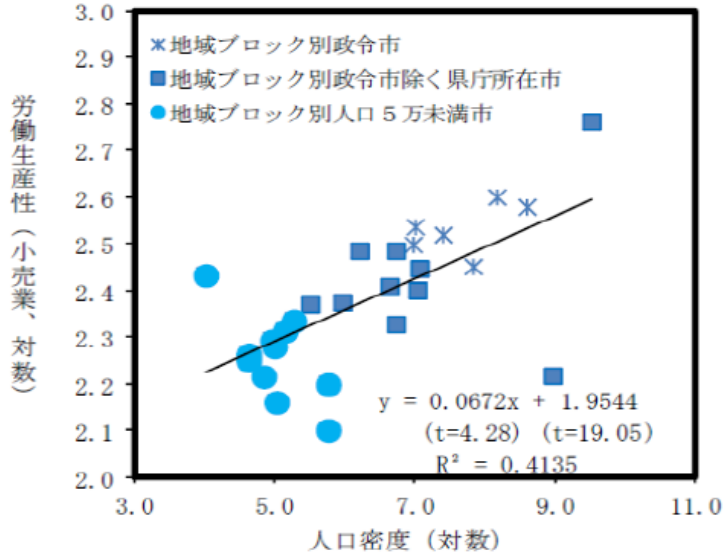

（備考）1．経済産業省「商業統計」、総務省「地域別統計データベース」、厚生労働省「毎月勤労統計調査（地方調査）」より作成。
2．小売業の労働生産性＝小売業販売額／従業員数×労働時間。
政令市や県庁所在市等の労働時間は、その市の属する都道府県の労働時間を使用。
3．東京23区は県庁所在市として計算。
4．人口５万未満市には町村は含まない。
5．図中の線は地域ブロック別政令市、政令市除く県庁所在市、人口５万未満市を含めた線形近似を表している。
6．地域区分はA。

出典：内閣府　地域の経済2012

企業及び本社機能の首都圏集中、地方中枢都市の状況

○　東京圏（一都三県）に株式会社の4割、一部上場企業の6割が集中。
○　地方中枢都市（札幌・仙台・広島・福岡）では従業者数、事業所数ともに、支店の占める割合が大きく、本店が東京である割合が全国に比べて大きい。

株式会社の本店所在地

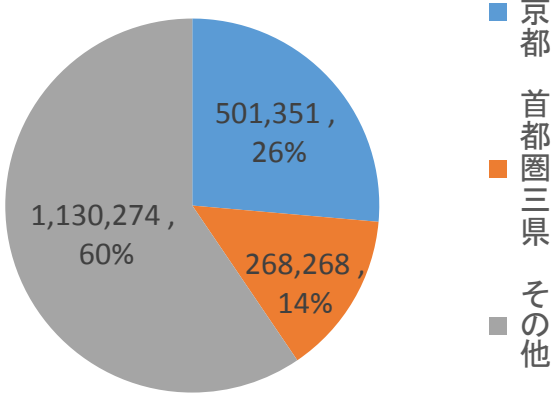

上場企業サーチ2018より、内閣官房作成(2016年時点)

一部上場企業の所在地

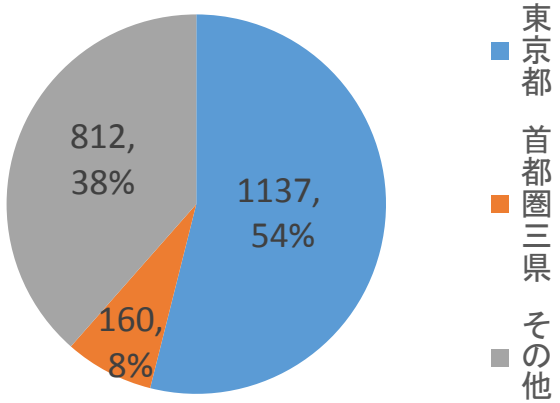

東京証券取引所　東証上場会社情報サービス（2018年9月15日時点）より、内閣官房作成

各都市の事業所における支店の占める割合※

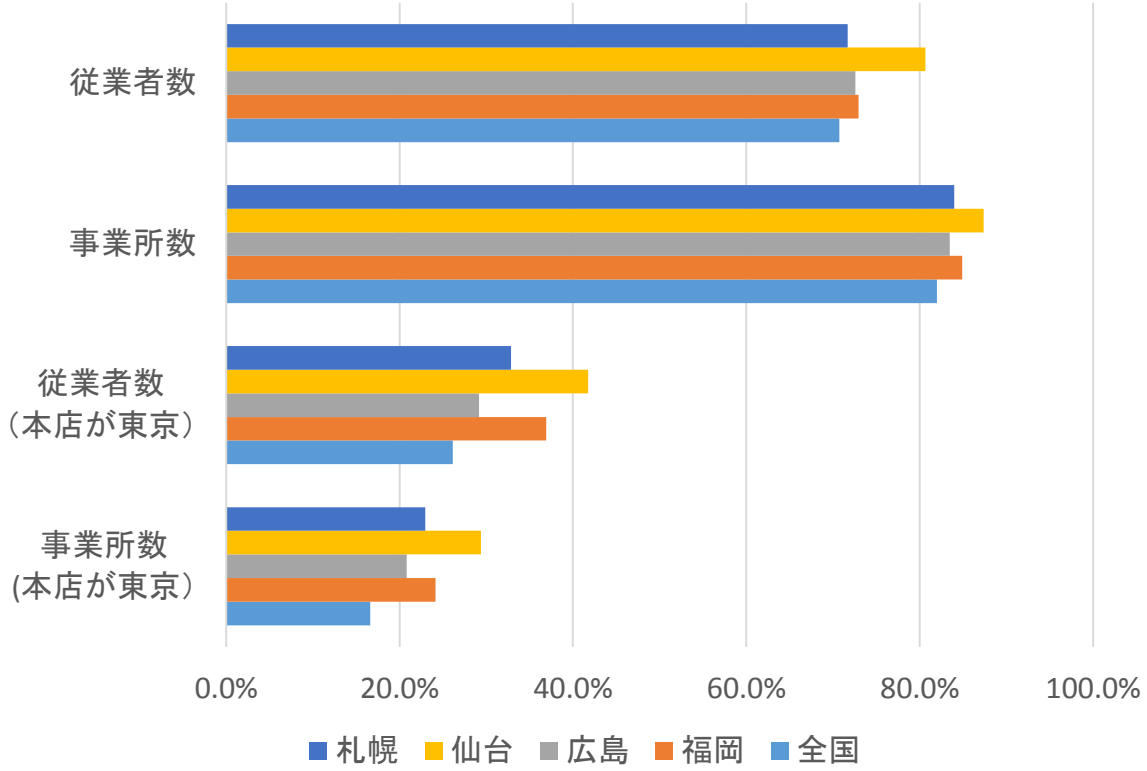

※傾向を確認しやすくするため、個別事業所を母数から除いた数値。

総務省統計局　平成28年経済センサス-活動調査　より内閣官房作成

東京都と他の地域の地域間取引の状況

○　東京都と他の地域との地域間取引を見ると、産業別では**「本社部門」が他地域の最大の移入品**。都の移出超過額全体（25.1兆円）のうち6割強（15.7兆円）を占める。
○　地方が東京から購入しているのは「モノ」よりも**開発・企画・マーケティング等のいわゆる「クリエイティブ活動」を行う本社機能**。このため地方で発生した利益の多くは都内の本社のものに。
○　地域所得を外に逃がさないようにするには、**地域の中で本社機能を確保し、東京から移入している財・サービスを地域内で生産**できるようにすることが必要。

東京都とその他地域（外国除く）の地域間の取引（移出入）

図６－１　東京都の移出・移入

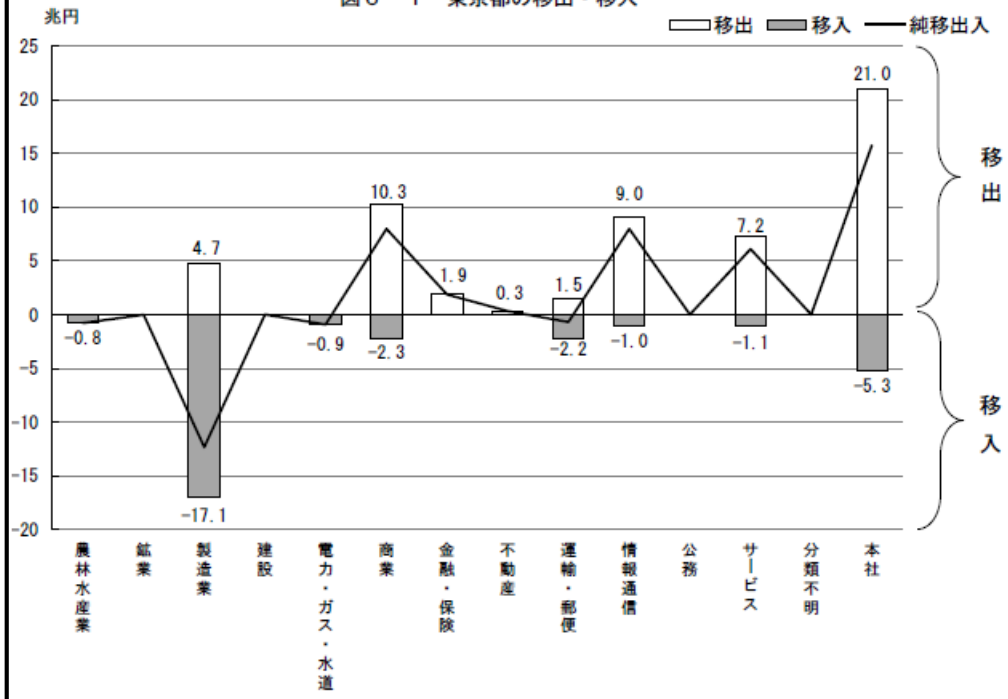

図６－２　東京都の移出率・移入率

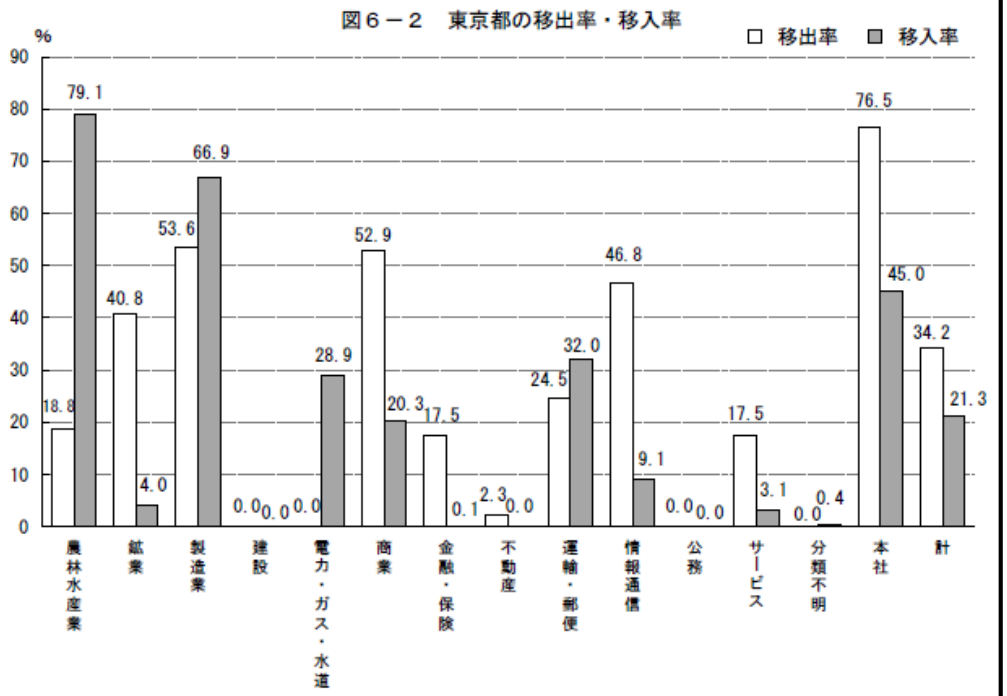

（注）本社生産額の推計方法は、本社従業者数を「本社建物で勤務する者のうち管理活動等に係る従業者数」と定義し、従業者数と「企業の管理活動等に関する実態調査」で得た「管理活動に従事する１人あたり本社経費」の積とされている。

出典：これからの地域再生（飯田泰之）、平成23年（2011年）東京都産業連関表

外資系企業の立地先①

○　外資系企業の立地先は、東京圏が多いが、地方の大都市もポテンシャルを有している。

ジェトロ誘致成功案件の立地先内訳（2017年度）

都道府県	都市	誘致件数
東京都	23区内	101
神奈川県	横浜市	22
大阪府	大阪市	15
愛知県	名古屋市	8
兵庫県	神戸市	7
福岡県	福岡市	6
東京都	調布市	2
千葉県	千葉市	2
愛知県	みよし市	2
その他（北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県熊谷市、深谷市、川越市、山梨県甲府市、富山県富山市、滋賀県草津市、京都府京都市、兵庫県西宮市、福岡県北九州市、佐賀県佐賀市等）		28
合計		193

外資系企業の立地先②

○　投資拡大の際の立地候補先として、東京以外の道府県が66%を占めている（※　外資系企業270社回答）。
○　投資を拡大する際の機能としては、「営業・販売」、「顧客サービス」が各都道府県で上位に挙げられる。
○　神奈川県、兵庫県では「研究開発」、愛知県、沖縄県では「生産・製造」、福岡県では「物流」の機能がそれぞれ上位に挙げられるなど、追加投資する機能によって一定の特徴が見られた。国内各地域の強みを生かした拠点立地の可能性がうかがえる。

投資拡大する際の立地（上位２つまで選択）

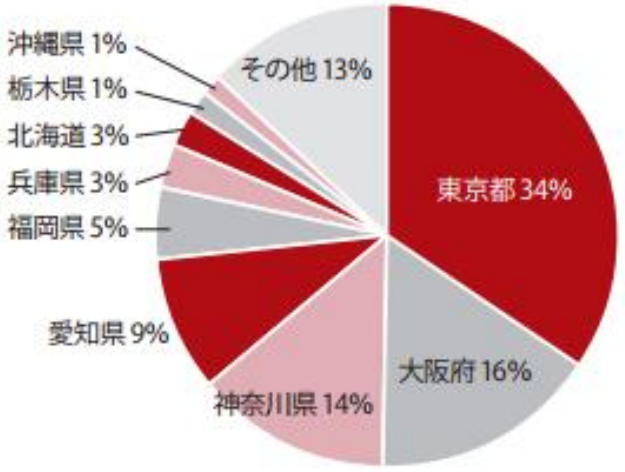

投資拡大する際の立地および機能（上位２つまで選択）

順位	都道府県	件数	機能１位	機能２位	機能３位
1	東京都	93	営業・販売	顧客サービス	生産・製造、研究開発
2	大阪府	43	営業・販売	顧客サービス	生産・製造、研究開発
3	神奈川県	37	営業・販売	顧客サービス	研究開発
4	愛知県	25	営業・販売	顧客サービス	生産・製造
5	福岡県	14	営業・販売	顧客サービス	物流
6	兵庫県	8	営業・販売	研究開発	生産・製造
7	北海道	7	営業・販売	顧客サービス	その他
8	栃木県	4	生産・製造、研究開発	—	—
8	沖縄県	4	生産・製造	営業・販売、顧客サービス	—
	その他	35			

出典：ジェトロ「日本の投資環境に関するアンケート調査」（2017年）

個人預金残高の東京圏への集中

○　全ての都道府県で、個人預金残高は増えており、特に、東京圏の預金残高が多い。

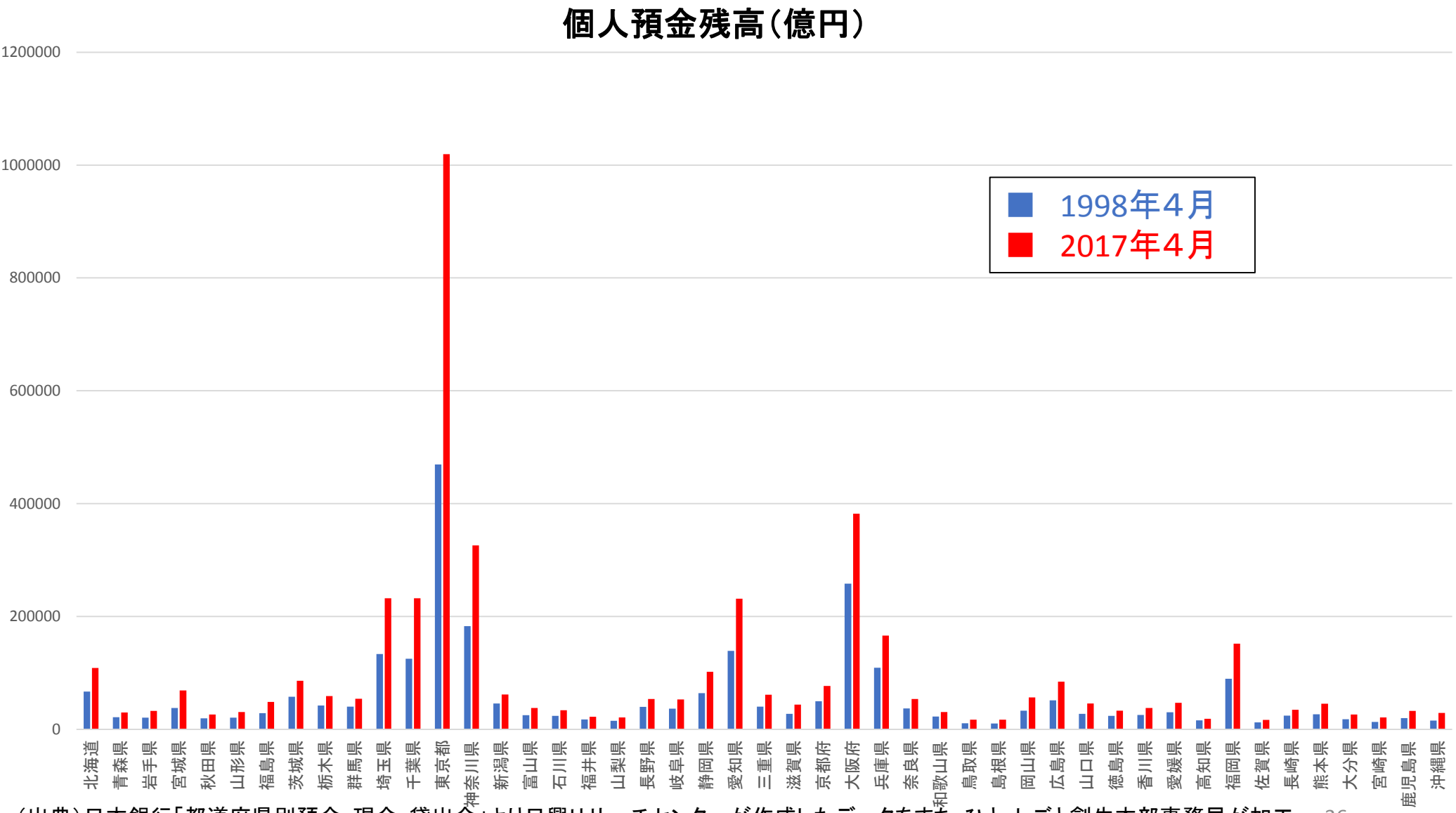

（出典）日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」より日興リサーチセンターが作成したデータをまち・ひと・しごと創生本部事務局が加工

（4）都市構造

都市の外延化

○　東京を除く46の道府県庁所在地について、人口集中地区（DID）の面積及び人口密度について、1970年と2015年で比較。

○　多くの都市では、人口の伸び以上に市街地が大きく拡大しており、市街地内の人口密度が以前に比べ低下している。

県庁所在地のDID面積・人口密度（1970年と2015年の比較）

道府県庁所在地名	2015年DID面積（km2）	対1970年比	2015年DID人口密度（人/km2）	対1970年比
札幌市	235.5	267%	8,064	86%
青森市	40.3	233%	5,578	59%
盛岡市	41.9	224%	5,658	73%
仙台市	149.1	281%	6,720	78%
秋田市	54.8	229%	4,576	70%
山形市	33.0	219%	5,481	71%
福島市	40.0	256%	4,800	78%
水戸市	34.7	251%	4,969	74%
宇都宮市	71.5	271%	5,396	76%
前橋市	46.0	271%	4,274	60%
さいたま市	117.2	218%	9,943	114%
千葉市	121.8	251%	7,259	97%
横浜市	349.3	170%	10,393	111%
新潟市	104.2	233%	5,671	71%
富山市	57.9	219%	4,074	68%
金沢市	63.2	253%	6,131	61%
福井市	36.4	284%	4,874	54%
甲府市	32.3	191%	4,772	59%
長野市	48.9	246%	5,232	77%
岐阜市	55.0	195%	5,211	56%
静岡市	103.9	168%	5,982	74%
名古屋市	279.2	146%	8,060	83%
津市	30.5	191%	4,381	75%

道府県庁所在地名	2015年DID面積（km2）	対1970年比	2015年DID人口密度（人/km2）	対1970年比
大津市	38.9	314%	6,909	92%
京都市	143.6	141%	9,797	77%
大阪市	224.2	110%	12,000	82%
神戸市	157.9	211%	9,141	59%
奈良市	45.7	218%	6,743	98%
和歌山市	63.1	187%	4,371	58%
鳥取市	19.0	257%	5,295	66%
松江市	21.7	213%	4,862	73%
岡山市	81.8	303%	6,027	74%
広島市	134.0	210%	7,670	81%
山口市	22.9	294%	4,345	69%
徳島市	38.6	228%	4,827	65%
高松市	41.0	158%	5,188	79%
松山市	68.7	301%	6,253	75%
高知市	44.4	213%	6,122	70%
福岡市	154.4	188%	9,631	110%
佐賀市	27.5	233%	5,064	70%
長崎市	44.7	149%	7,028	63%
熊本市	88.8	213%	6,622	79%
大分市	70.5	319%	4,865	75%
宮崎市	50.6	303%	5,499	79%
鹿児島市	74.6	230%	6,469	68%
那覇市	38.4	151%	8,285	83%

※マーカーの意味については以下のとおり。
【対1970年比】250%以上：濃い青、200%～250%未満：薄い青　【2015年DID人口密度】4,000人台：濃い茶、5,000人台：薄い茶　【対1970年比】70%未満：濃い緑、70%台：薄い緑

出典：平成29年国勢調査（総務省）、平成29年（2017年）「リサーチ・メモ　県庁所在地の平均人口とDID面積の推移にみる市街地の拡散について」（（一財）土地総合研究所）を基に、内閣府作成

都市の外延化　（松江市の事例）

○　2005年時点の人口は1960年の約1.2倍だが、その間にDIDの面積は約3.8倍に拡大。
○　市は、拠点連携型の都市構造を目指している。

人口集中地区の区域図（1960年、2005年）

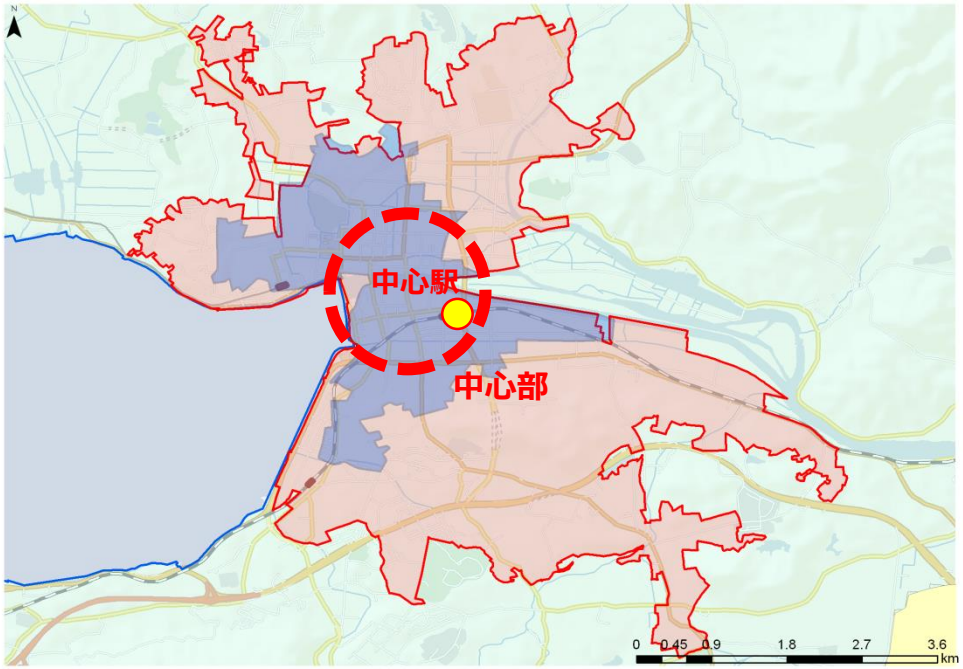

約3.8倍　：1960年（1960年以降で最もDID人口密度の高い年）
：2005年

人口、及び人口集中地区の人口密度の動向

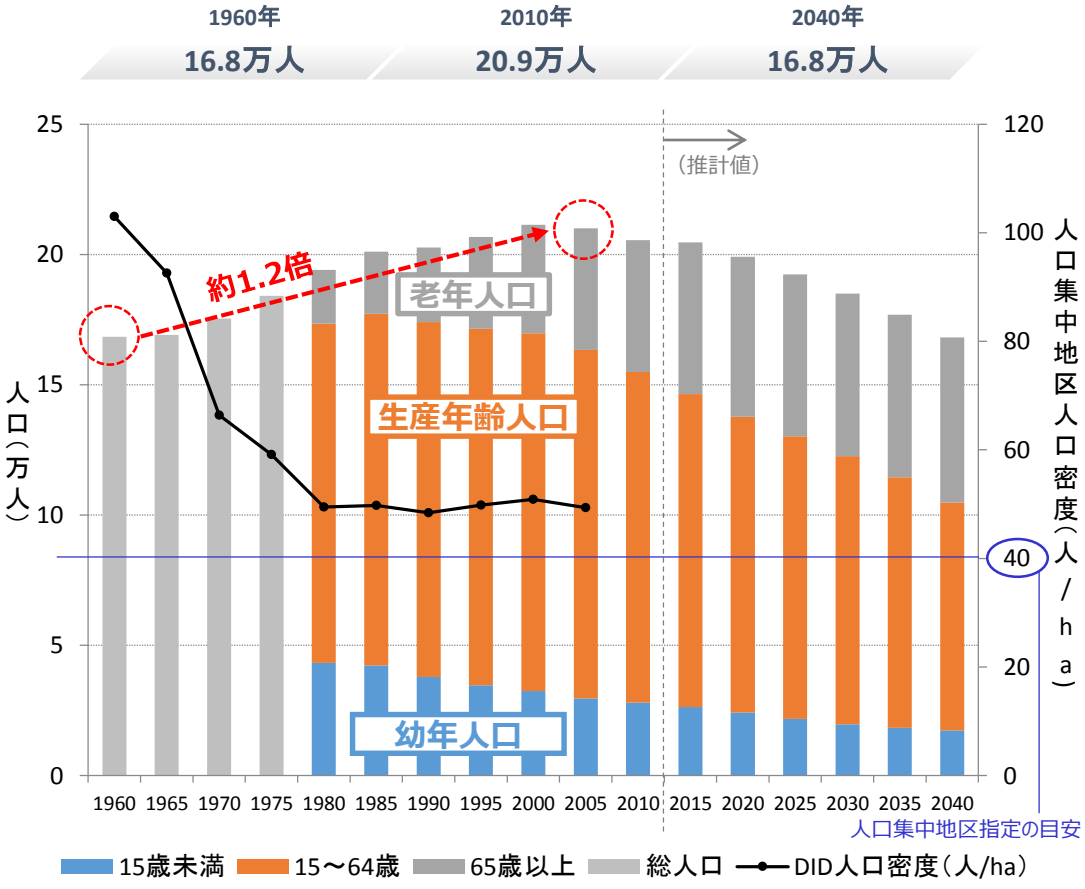

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）より国土交通省作成

（出典）国土交通省都市局第2回都市再構築戦略検討委員会（H25.4.23）資料

中心市街地のスポンジ化（宮崎市の事例）

○　中心市街地において、空き店舗、空き地等の低未利用地が増加している。
○　このままの状態が放置されれば、コンパクトシティや中心市街地活性化のボトルネックとして、加速度的に都市の衰退を招くおそれも懸念される。

＜宮崎市中心市街地の例＞

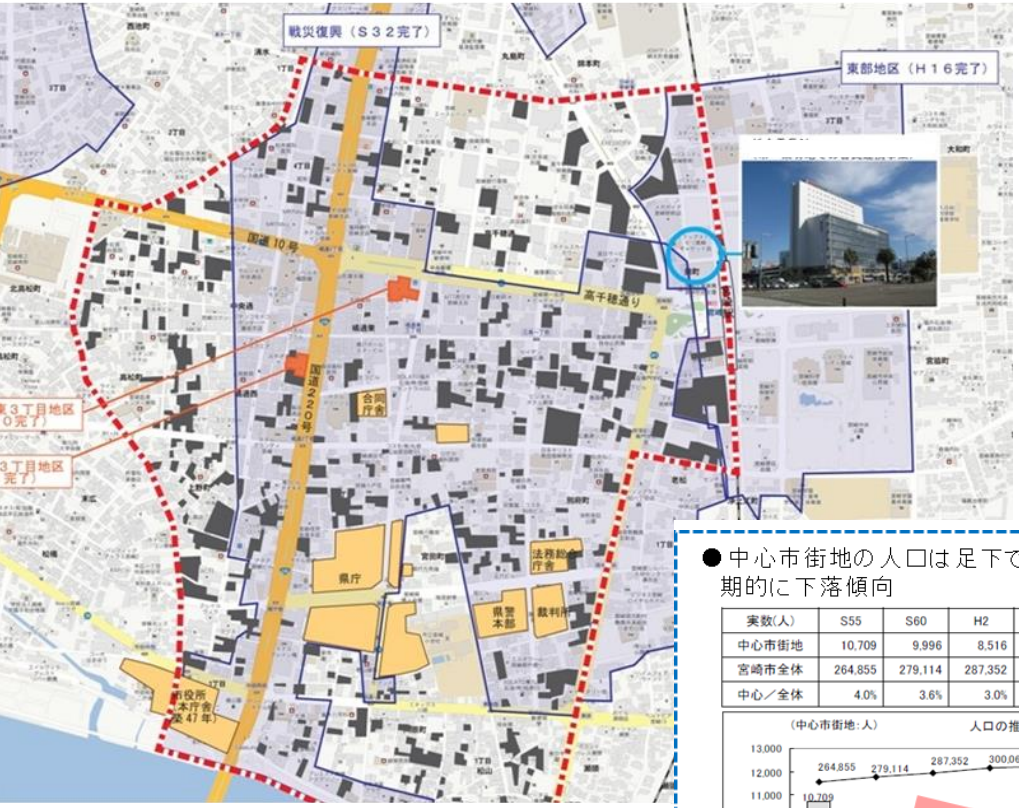

●中心市街地約162haのうち、平面駐車場等の空地：約21.6ha
→中心市街地の13.3%が空地

●中心市街地の人口は足下で増加に転じたものの、長期的に下落傾向

実数(人)	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
中心市街地	10,709	9,996	8,516	8,120	7,663	7,575	8,603
宮崎市全体	264,855	279,114	287,352	300,068	305,755	310,092	316,198
中心／全体	4.0%	3.6%	3.0%	2.7%	2.5%	2.4%	2.7%

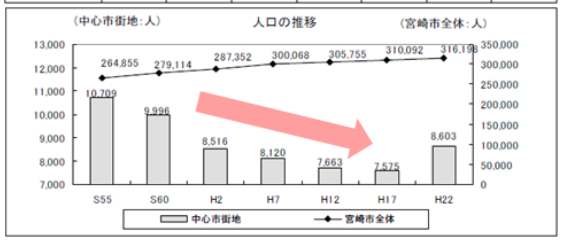

●年間商品販売額の中心市街地割合（中心/全体）は、34.5%→11.2%に減少（S63→H19）

実数(百億円)	S63	H3	H6	H9	H14	H16	H19
中心市街地	44.92	42.89	36.03	26.65	20.20	17.63	14.37
宮崎市全体	130.06	169.61	162.99	158.34	137.42	135.33	128.20
中心／全体	34.5%	25.3%	22.1%	16.8%	14.7%	13.0%	11.2%

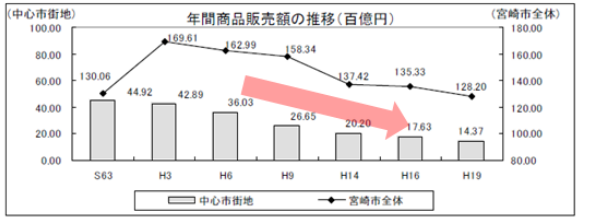

（出典）社会資本整備審議会　第６回都市計画基本問題小委員会（H29.6.29）資料

（出典）宮崎市中心市街地活性化基本計画

中心市街地のスポンジ化（鳥取市の事例①）

○ 鳥取市の中心市街地では、空き地等の低未利用地や空き店舗数が近年大幅に増加。
○ これに伴い、中心市街地の人口や歩行者数等も減少しており、まちの賑わいが低下している。

● 鳥取市中心市街地（鳥取駅・鳥取城跡周辺地区）の現状①

・空き家・空き店舗数　220軒以上【H25】
・商店街の空き店舗率　約12%【H25】
・空き地等の低未利用地率　約12%【H23】

中心市街地の低未利用地の面積の推移

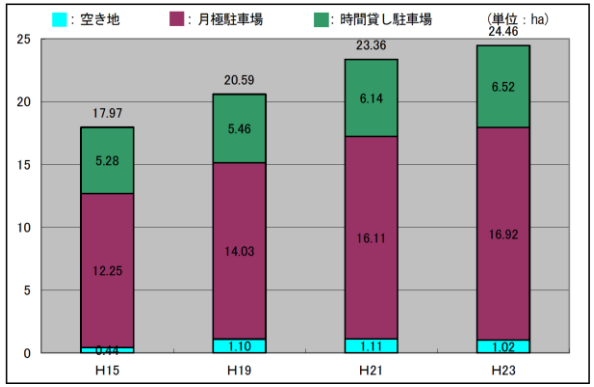

空き地等の低利用地は近年大幅に増加

空き店舗数の推移（単位：店舗）

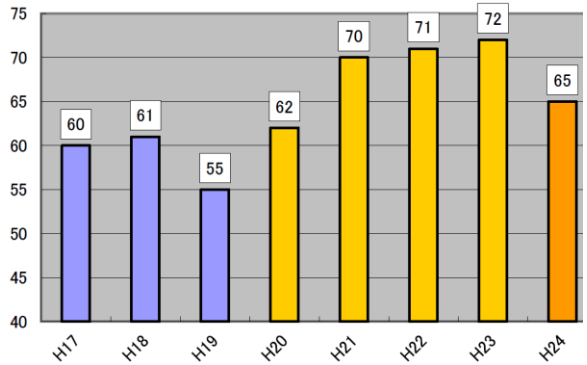

空き店舗数は平成23年まで続いた増加傾向から減少に転じたものの、売上げ低迷、高齢化、後継者不在による廃業が続いている

中心市街地29地点及び主要6地点における
歩行者・自転車通行量の推移（平日・休日）

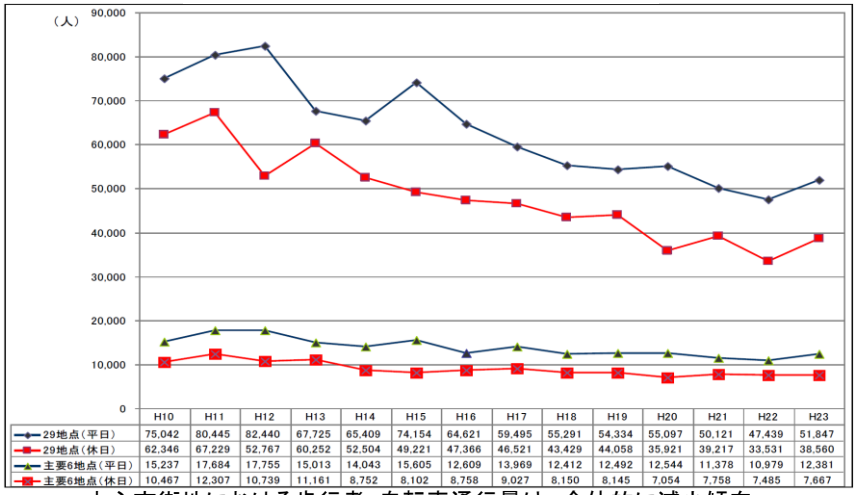

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
29地点（平日）	75,042	80,445	82,440	67,725	65,409	74,154	64,621	59,495	55,291	54,334	55,097	50,121	47,439	51,847
29地点（休日）	62,346	67,229	52,767	60,252	52,504	49,221	47,366	46,521	43,429	44,058	35,921	39,217	33,531	38,560
主要6地点（平日）	15,237	17,684	17,755	15,013	14,043	15,605	12,609	13,969	12,412	12,492	12,544	11,378	10,979	12,381
主要6地点（休日）	10,467	12,307	10,739	11,161	8,752	8,102	8,758	9,027	8,150	8,145	7,054	7,758	7,485	7,667

中心市街地における歩行者・自転車通行量は、全体的に減少傾向

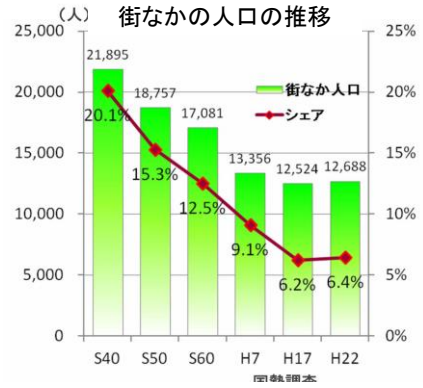

中心市街地の人口減少だけでなく、中心市街地に
住む人の割合が大幅に減少

出典：鳥取市中心市街地活性化基本計画、鳥取市リノベーションまちづくり計画（仮称）検討委員会資料

（出典）社会資本整備審議会　第6回都市計画基本問題小委員会（H29.6.29）資料

中心市街地のスポンジ化（鳥取市の事例②）

○　少子高齢化や大規模小売店舗の郊外進出が進む中、中心市街地の事業所数、年間販売額も減少が続いている。
○　この結果、中心市街地の地価の下落も続くとともに、まちの魅力が低下している。

● 鳥取市中心市街地（鳥取駅・鳥取城跡周辺地区）の現状②

事業所数の推移

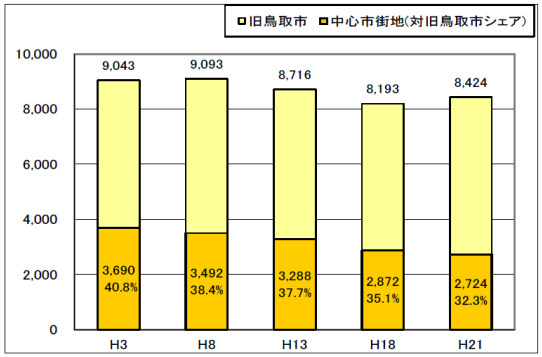

中心市街地における事業所数は年々減少

中心市街地の地価の推移

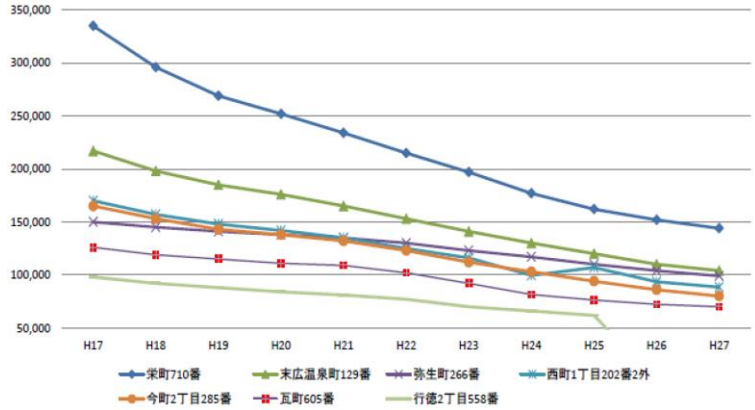

中心市街地の地価の下落は続いている

市内小売業の年間販売額の推移

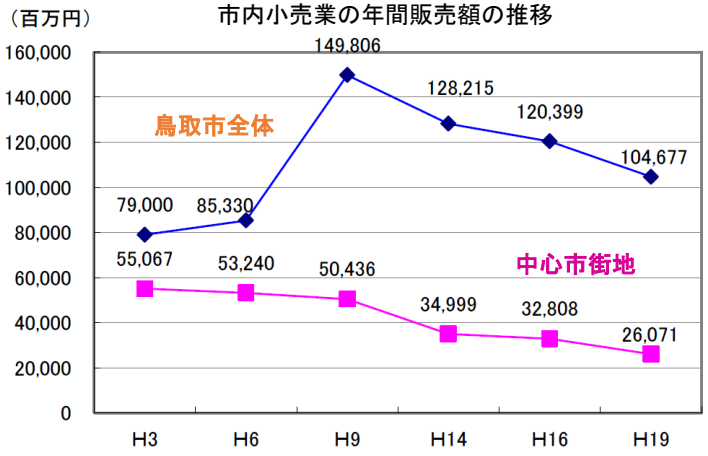

中心市街地の年間販売額は減少傾向が続いている

地域住民の中心市街地に対する印象

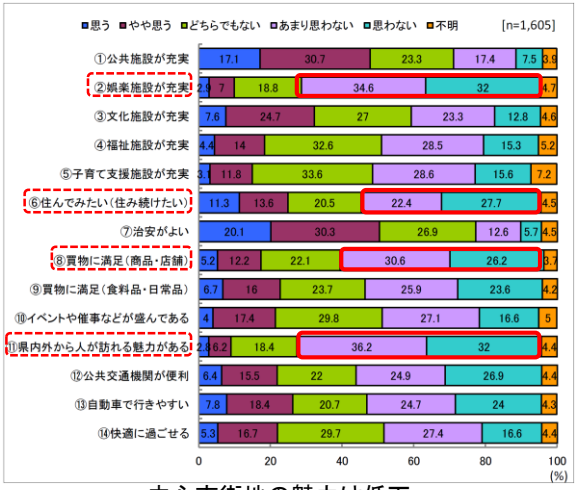

中心市街地の魅力は低下

出典：鳥取市中心市街地活性化基本計画、鳥取市リノベーションまちづくり計画（仮称）検討委員会資料

（出典）社会資本整備審議会　第6回都市計画基本問題小委員会（H29.6.29）資料

サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模(三大都市圏※を除く)

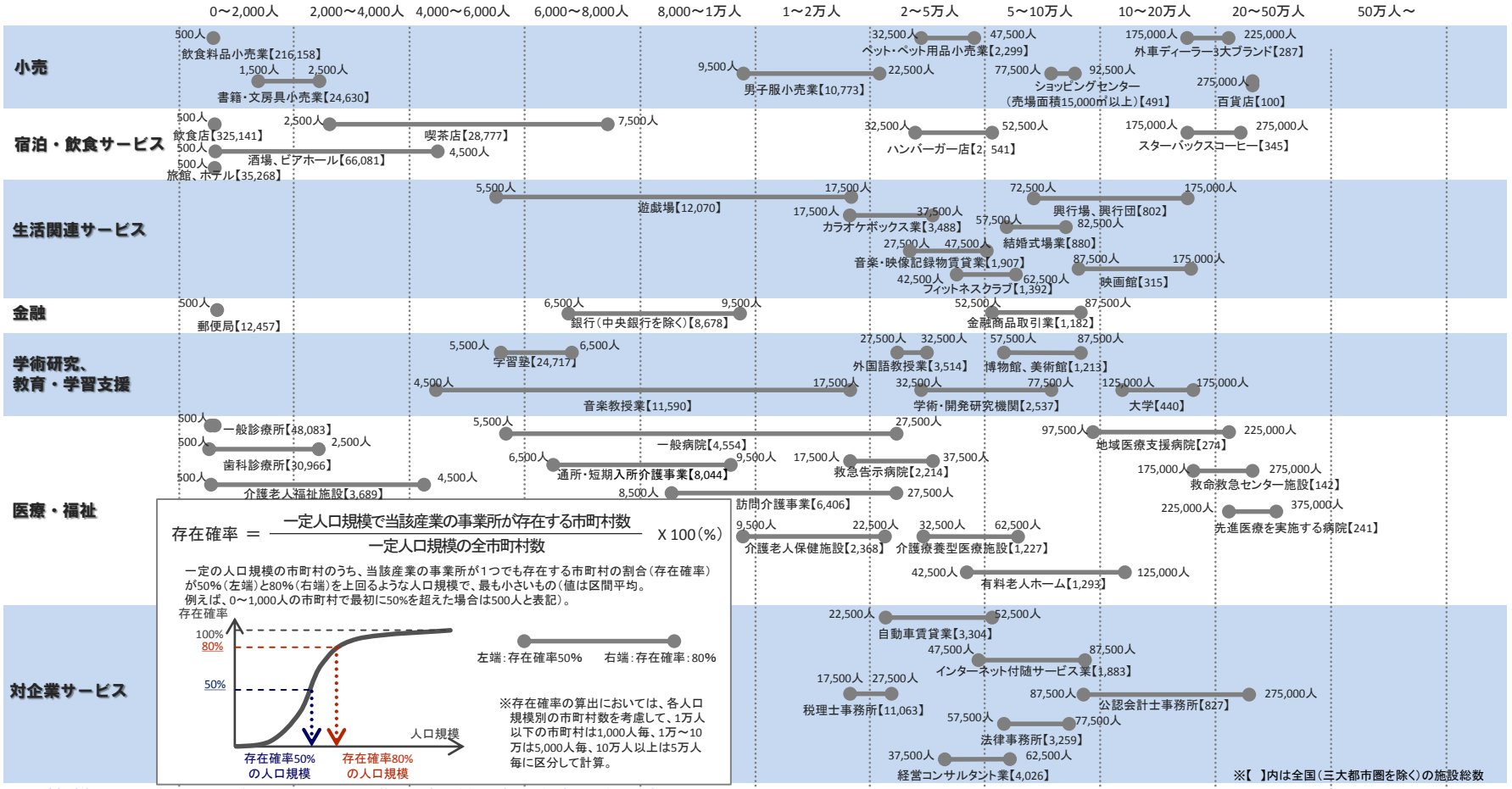

（参考）2010年と2050年における人口規模別の市町村数（三大都市圏※を除く）

※三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

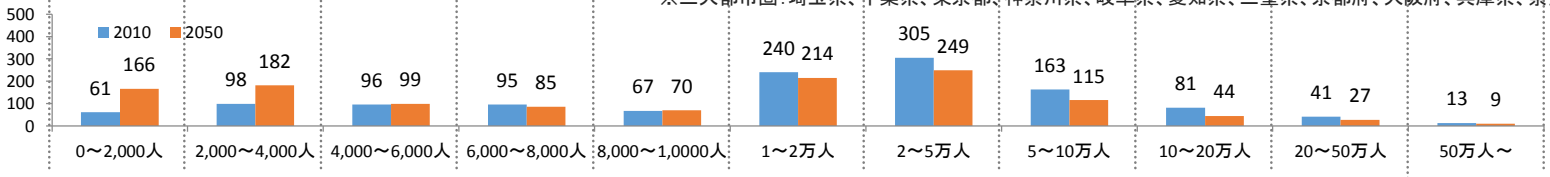

（注1）2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値
（注2）2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22（2010）年12月1日現在の三大都市圏を除く1,260市区町村を基準に分類

（出典）総務省「平成21年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査　病院報告（平成24年10月）」、同「介護サービス施設・事業所調査（平成24年10月）」日本救急医学会HP、wellnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW各HP、スターバックスコーヒージャパン資料をもとに、国土交通省国土政策局作成

今後の都市圏の変化

○　今後の人口減少に伴い、30万人以上の都市圏※は、61（2010年）から43（2050年）へと激減する見通し。

※）三大都市圏を除く。

2010年に人口30万人以上の都市圏（三大都市圏を除く）の人口の変化

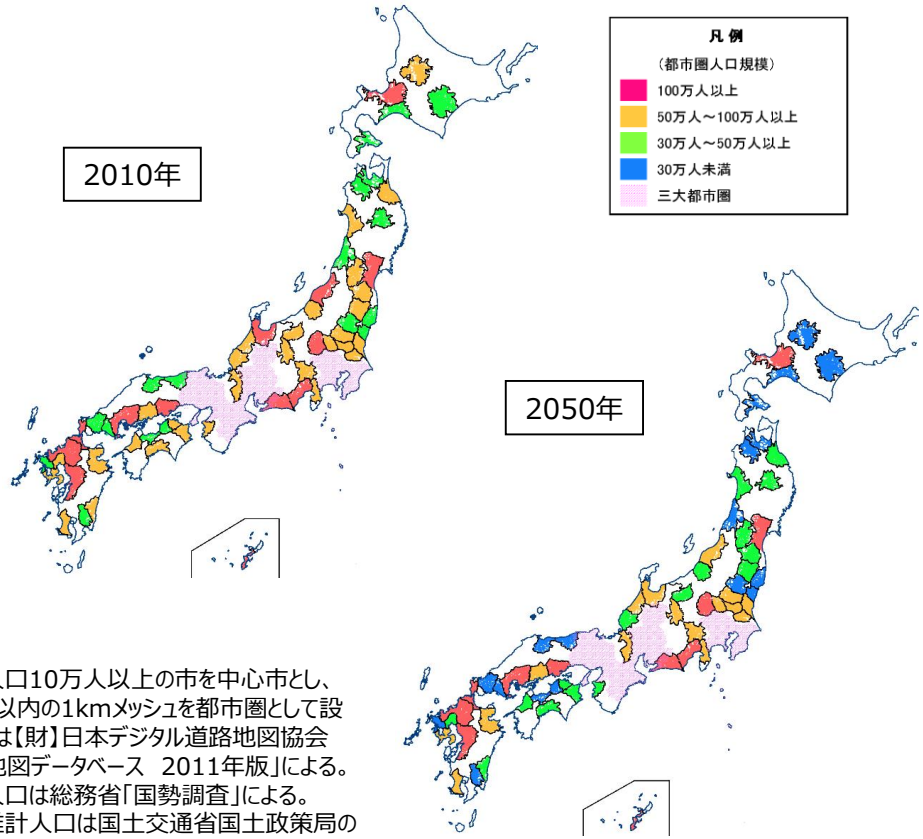

（※1）2010年の人口10万人以上の市を中心市とし、自動車で60分以内の1kmメッシュを都市圏として設定。ネットワークは【財】日本デジタル道路地図協会「デジタル道路地図データベース　2011年版」による。
（※2）2010年の人口は総務省「国勢調査」による。
（※3）2050年の推計人口は国土交通省国土政策局のメッシュ推計人口による。

（出典）国土交通省国土政策局作成資料を内閣府において一部修正

2050年に人口30万人を維持できる都市圏（中心市）
【43都市圏】
札幌・小樽・江別
八戸
盛岡
仙台・大崎
秋田
山形
福島
郡山
水戸・ひたちなか
土浦・つくば
宇都宮・鹿沼
栃木・小山・筑西
足利・佐野・桐生・太田
前橋・高崎・伊勢崎
新潟・三条・新発田
長岡
富山・高岡
金沢・小松・白山
福井
甲府
長野
松本
沼津・三島
静岡・富士・富士宮・焼津・藤枝・島田
浜松・掛川・磐田・豊橋・豊川
長浜・彦根・東近江
和歌山
岡山・倉敷
福山・尾道・三原
広島・呉・廿日市・東広島・岩国
徳島
高松
松山
高知
北九州・下関
福岡・飯塚・筑紫野・春日・久留米・唐津
佐賀
長崎・諫早
熊本・大牟田・八代
大分・別府
宮崎
鹿児島
那覇・浦添・沖縄・うるま

2050年に人口30万人を維持できない都市圏（中心市）
【18都市圏】
函館
旭川
帯広
苫小牧
青森
弘前
鶴岡・酒田
いわき
日立
那須塩原
鳥取
米子
周南
山口・防府
丸亀
新居浜・西条
佐世保
都城

公共施設の老朽化対策の必要性

○ 高度成長期以降に集中的に整備された公共施設等の老朽化が進行しており、今後、大量かつ一斉に更新時期を迎える。また、人口減少等に伴い施設利用の需要減も見込まれる。一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。

○ これらの公共施設等について、長寿命化、更新、統廃合等に計画的に取り組み、財政負担の軽減・平準化、施設全体の最適化を図ることが重要な課題。

【公共施設状況調査】

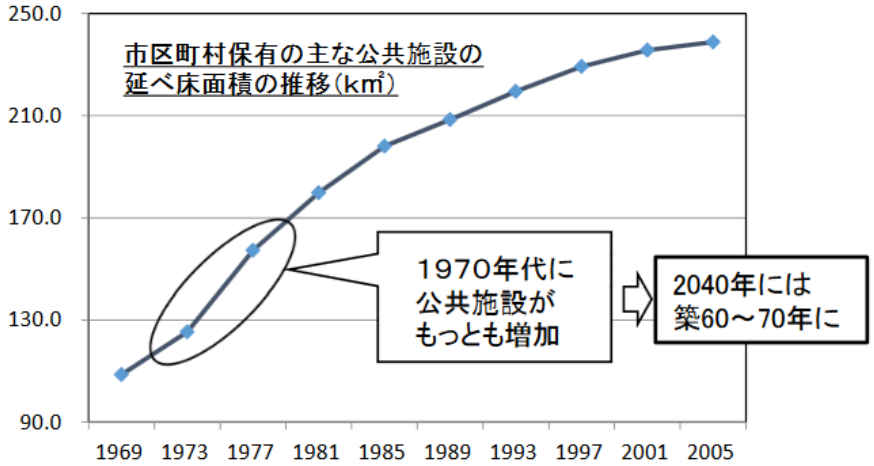

(出典)自治体戦略2040構想研究会(第4回)事務局提出資料<インフラ・公共施設／公共交通>
(平成29年12月、総務省自治行政局)から引用

≪建設後50年以上経過する社会資本の割合≫

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋注1)(橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本注2)]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設注3)]	約32%	約42%	約62%
下水道管きょ [総延長:約47万km注4)]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設注5)(水深－4．5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)
注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)
注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1，000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)
注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

(出典)平成29年度国土交通白書

社会資本ストック推計を活用した事後更新型の維持補修・更新費の試算

単純事後更新を行った場合の維持補修・更新費の試算額の推移

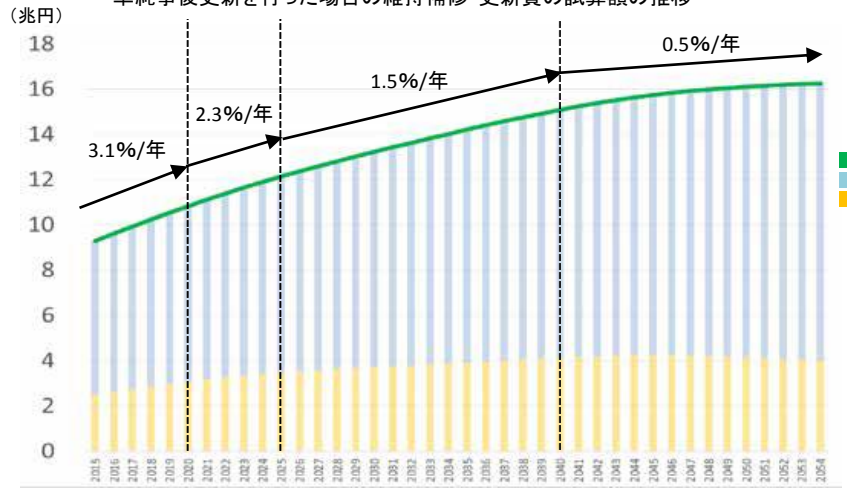

公共建築物：公共賃貸住宅、廃棄物処理、文教施設(学校施設、社会教育施設等)、庁舎
土木インフラ：道路、港湾、航空、鉄道、下水道、水道、都市公園、治水、治山、海岸、農林漁業、国有林、工業用水道

(出典)平成30年3月29日　内閣府「インフラ維持補修・更新費の中長期展望」

全国の住宅団地の現状について

○　高度成長期における産業構造の転換に対応した都市への人口流入の受け皿として、全国的に、多数の住宅団地の開発が進められた。（全ての都道府県に立地。住宅団地には、公的共同賃貸住宅のほか、戸建住宅や共同分譲住宅も多数含まれる。）
○　こうした大規模な住宅団地では、同一時期に大量の住宅供給が行われた結果、入居世帯の年齢階層に極端な偏りが生じた。
○　高齢化率は入居開始から40年経過を境に急上昇する傾向があり、今後、開発時期が古い住宅団地から順次、全国平均を大きく上回って高齢化が進行することが見込まれる。

○全国の住宅団地（5ha以上）の現状（団地数）

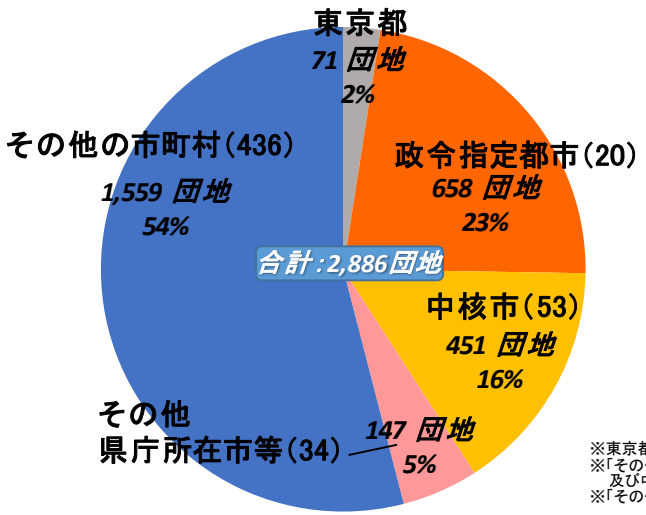

※東京都に所在する中核市（八王子市）は東京都に計上。
※「その他県庁所在市等」とは、①県庁所在市（政令指定都市及び中核市を除く。）及び②施行時特例市を指す。
※「その他の市町村」の数は、団地の所在する市町村の数。

○住宅団地を構成する住宅種別ごとの団地数

※5ha以上	総数
団地全体	2,886
戸建住宅を含む	2,659　(92.1%)
うち戸建住宅のみ	1,468　(50.9%)
公的共同賃貸住宅を含む	507　(17.6%)
うち公的共同賃貸住宅のみ	91　(3.2%)
民間共同賃貸住宅を含む	975　(33.8%)
共同分譲住宅を含む	555　(19.2%)

○全国の大規模住宅団地（100ha以上）の高齢化の状況

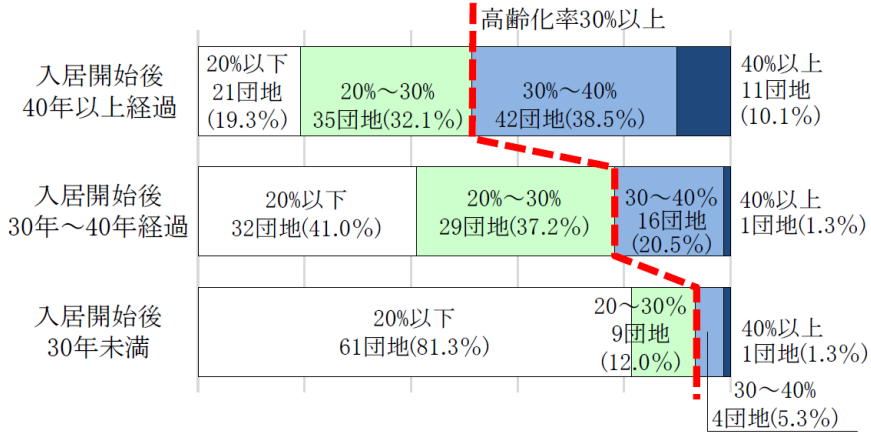

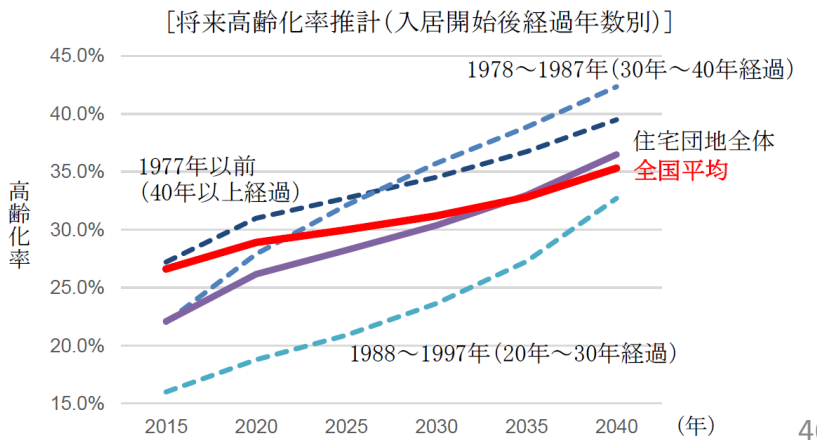

出典：H29国土交通省住宅局調査

住宅団地の現状について（広島市の事例①）

○　広島市内の団地居住者は約30万人（広島市人口約120万人の約25%）（H30.9/1現在）
住宅団地（169団地）のうち、完成後40年超のものは91団地（54%）（H30現在）。
○　また、高齢化率※が30%以上の住宅団地は56団地（33%）。　※65歳以上の人口の割合
⇒今後、住宅団地における住民の高齢化が一層進行することが見込まれる。

築年数	合計169団地※	
50年超	12団地（8%）	91団地（54%）
40年超～50年以下	79団地（47%）	
30年超～40年以下	44団地（26%）	
20年超～30年以下	21団地（12%）	
10年超～20年以下	10団地（6%）	
～10年以下	1団地（1%）	
不明	2団地（1%）	

※住宅を集積させることを主な目的として開発された地域で、開発面積5ha以上のもの

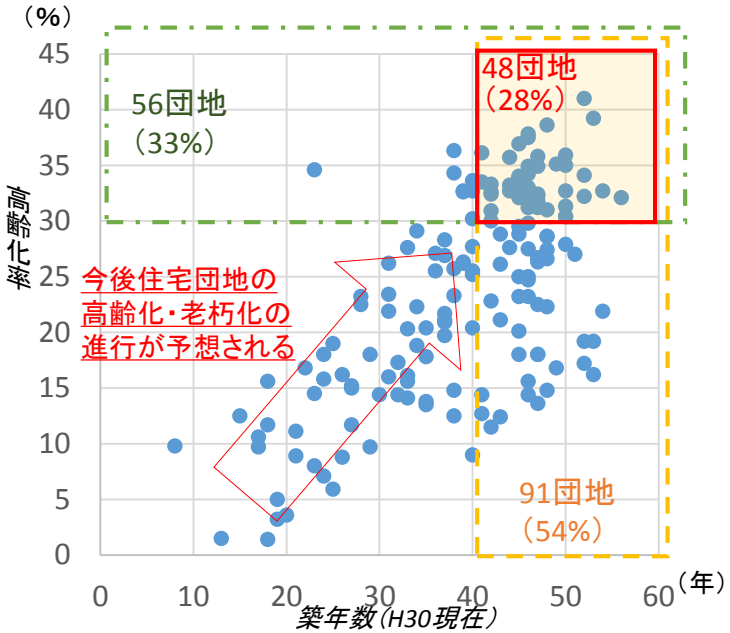

出典：広島市「住宅団地の活性化に向けて」（H27.3公表）より内閣府集計。
（H24.9末時点の住民基本台帳のデータを使用）

広島市民約120万人のうち、
約30万人が居住

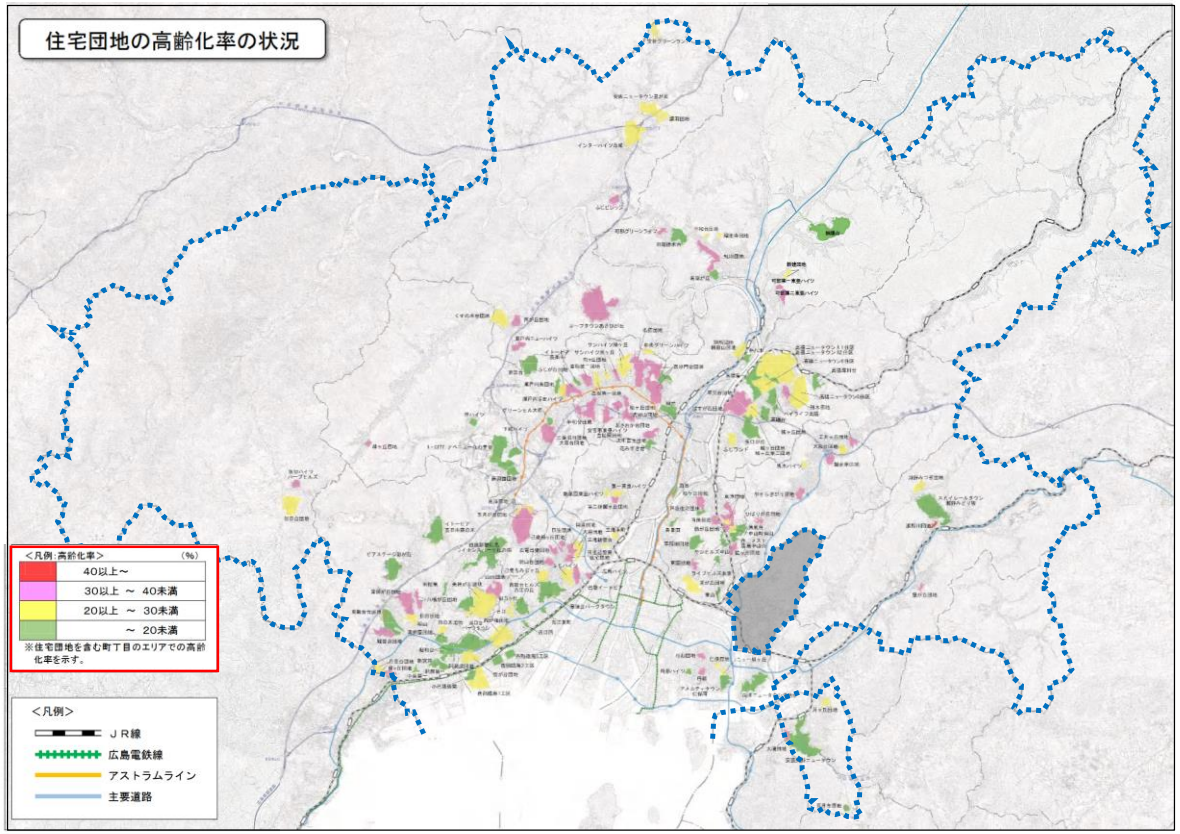

出典：広島市公表資料「住宅団地の活性化に向けて」（H27.3公表）

住宅団地の現状について（広島市の事例②）

○ 住宅団地の人口減少及び高齢化率の上昇は、広島市全体に比べて急速に進行することが見込まれる。

○ これに伴い、空き家の発生、生活利便性の低下、環境の悪化等、様々な課題が他地域に比べ深刻化するおそれ。

A団地の人口・高齢化率の将来推計

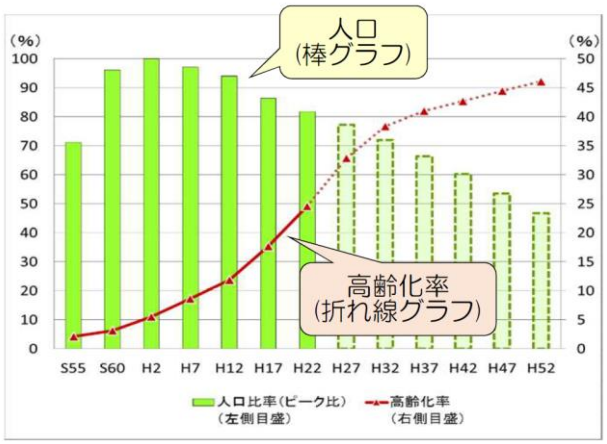

広島市の人口・高齢化率の将来推計

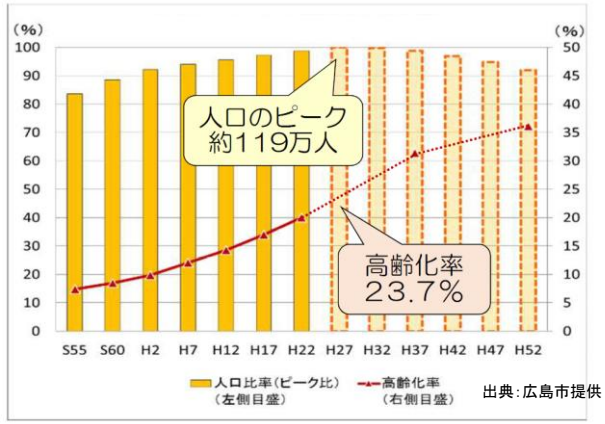

出典：広島市提供

住宅団地の誕生から成熟まで　～半生のイメージ～

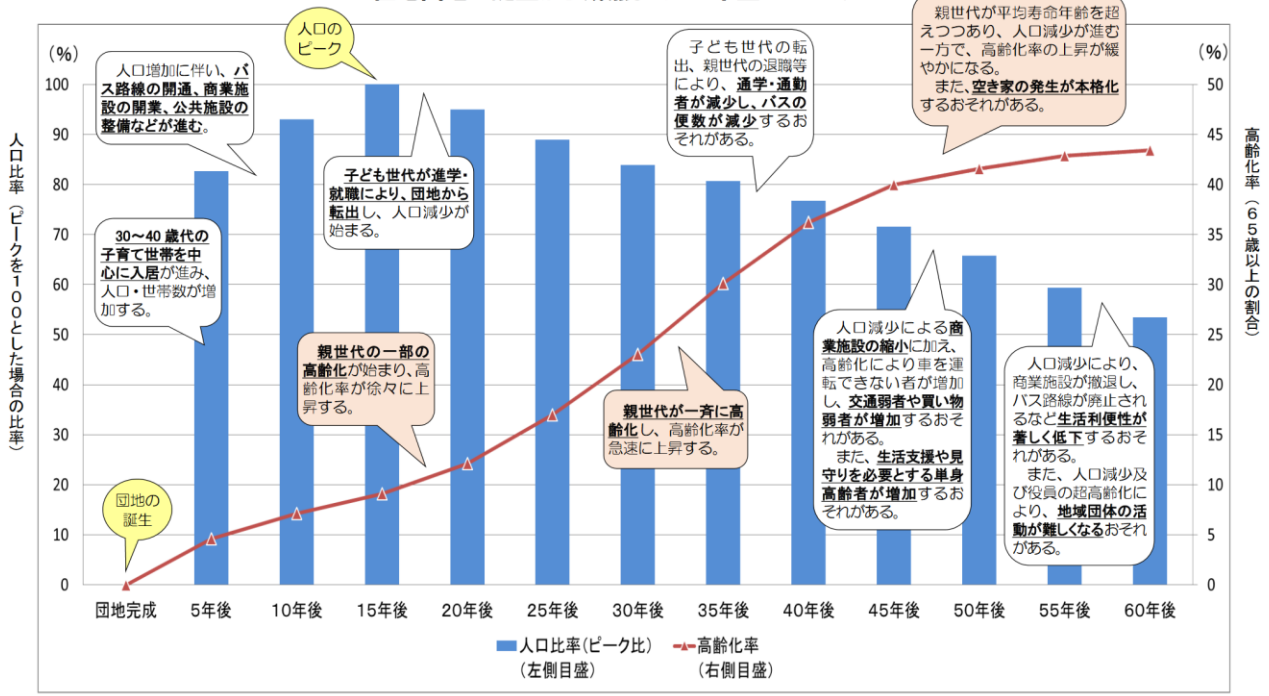

出典：広島市公表資料「住宅団地の活性化に向けて」（H27.3公表）
（24団地について広島市が調査・推計）

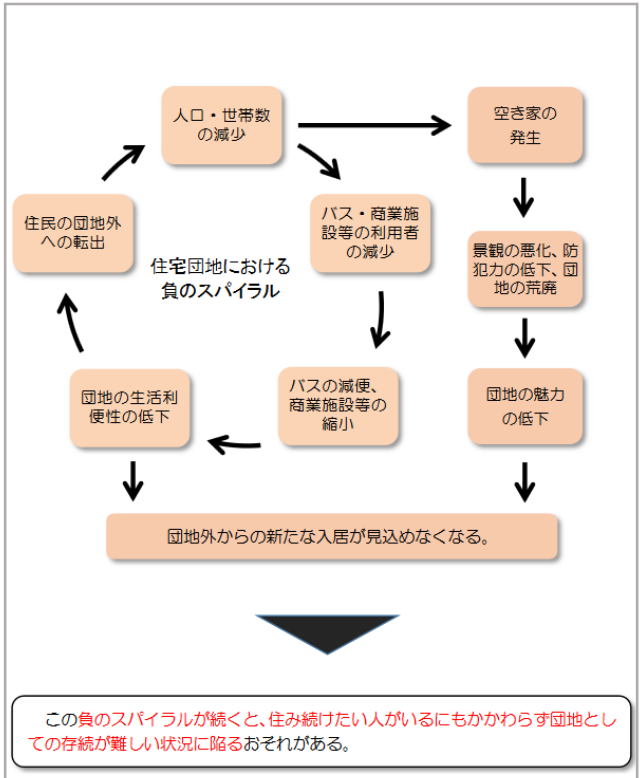

出典：広島市公表資料「住宅団地の活性化に向けて」（H27.3公表）

（５）働き方・子育て

都道府県別M字の深さ、女性の管理職割合、合計特殊出生率

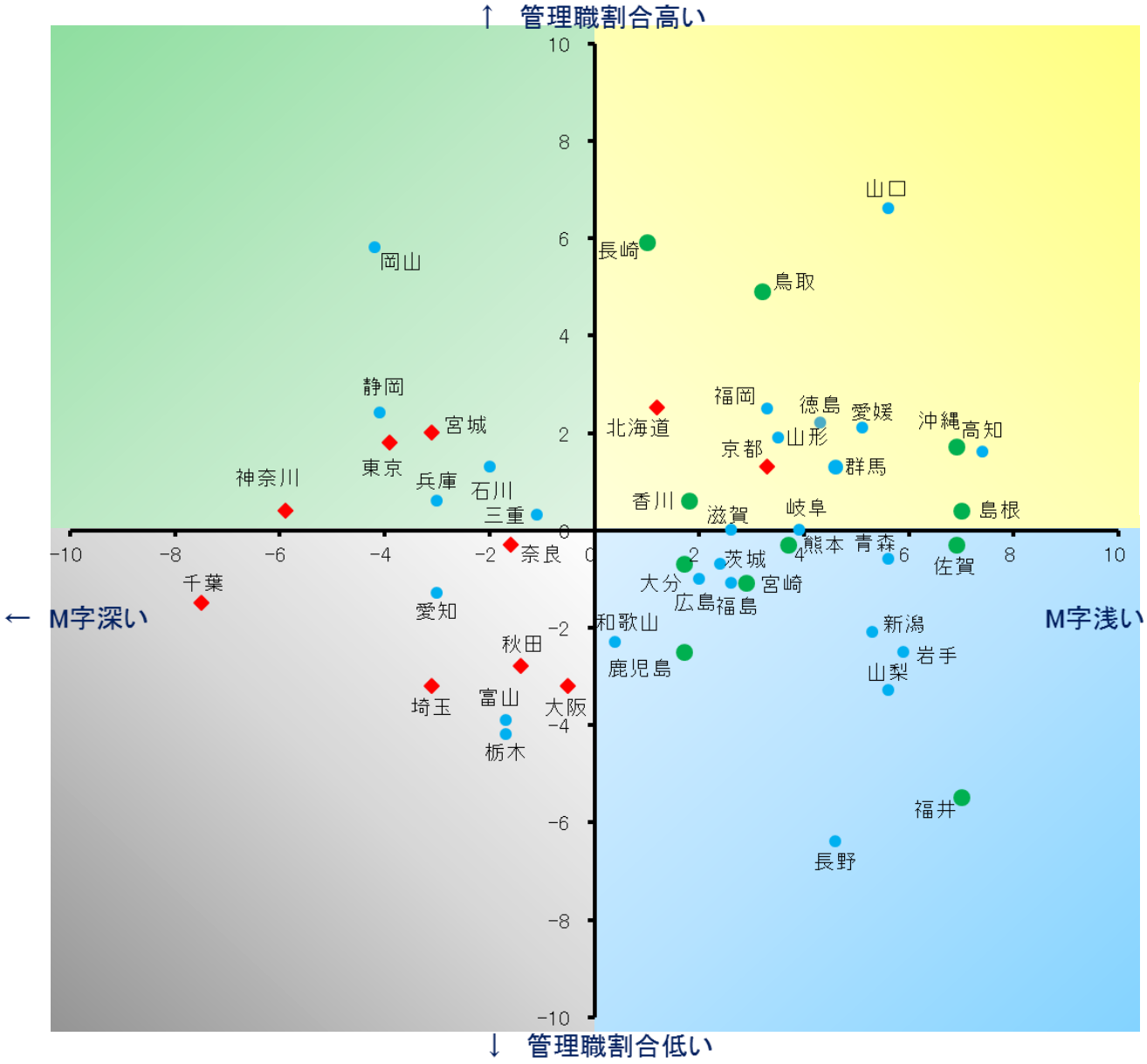

（備考）
（1）縦軸は、「各都道府県の管理職比率－全国平均の管理職比率」。
（2）横軸は、「全国平均のM字の深さ－各都道府県のM字の深さ」。
（3）緑の●は合計特殊出生率上位11都道府県（10位が2県）、◆は下位10都道府県。

（備考）
【管理職割合】
・総務省「平成29年就業構造基本調査」より。
・管理的職業従事者に占める女性の割合。
・管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

【M字の深さ】
・総務省「平成29年就業構造基本調査」より。
・M字カーブとは、15歳以上の女性の有業者率を年齢階級（5歳階級）ごとにグラフにしたもの。
・M字カーブの深さは、M字左側頂点とM字谷底の数値の差。M字左側頂点は、20～34歳のうち最も高い数値、M字谷底は、30～44歳において最も低い数値を取っている。

【合計特殊出生率】
・厚生労働省「平成29年人口動態統計」（確定数）より。

就業率・正規雇用率（都道府県別）

就業率

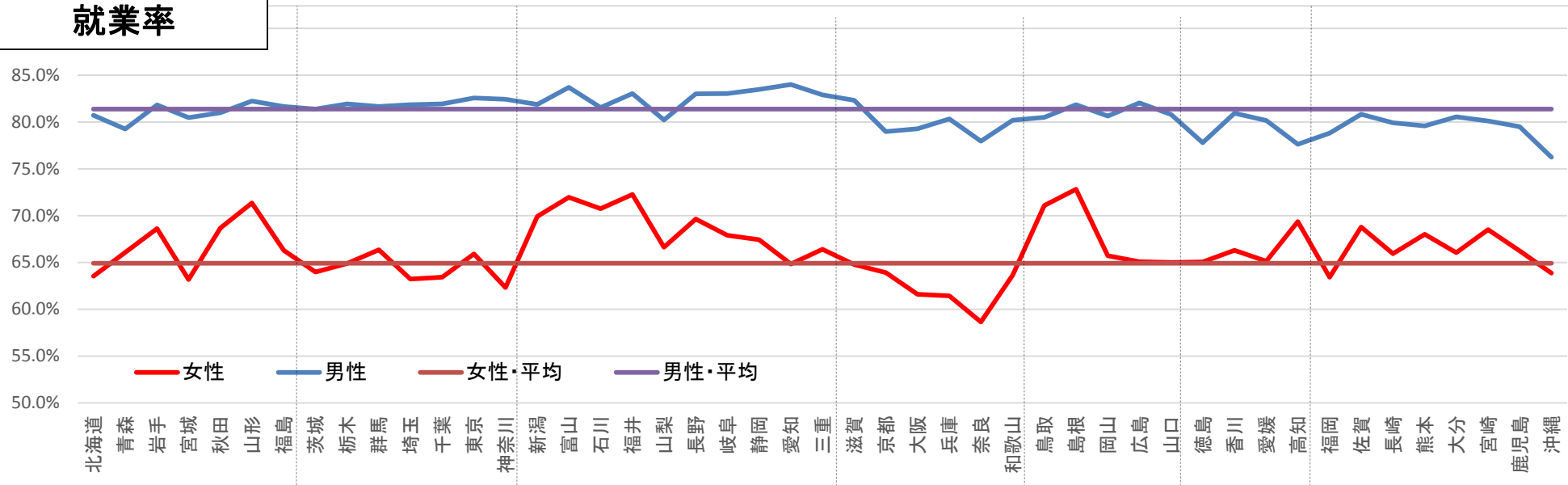

正規雇用率

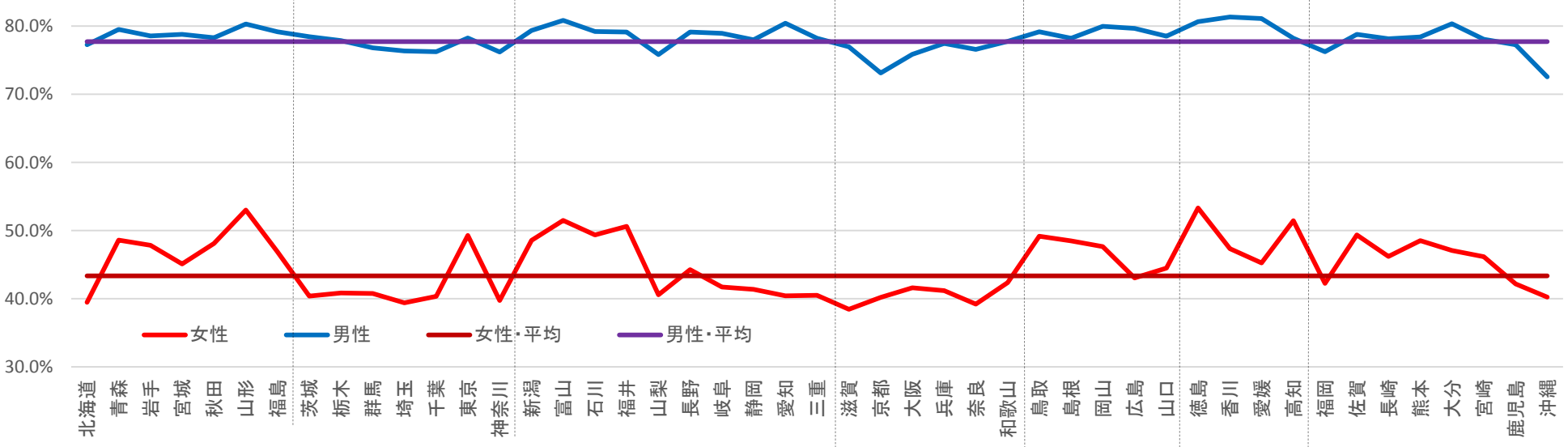

（出典）就業率：国勢調査（平成27年）、正規雇用率：就業構造基本調査（平成29年）

東京23区と県庁所在地の合計特殊出生率

○　県庁所在地の合計特殊出生率の高さは様々であり、大都市を中心に全国を大きく下回っているところもある。

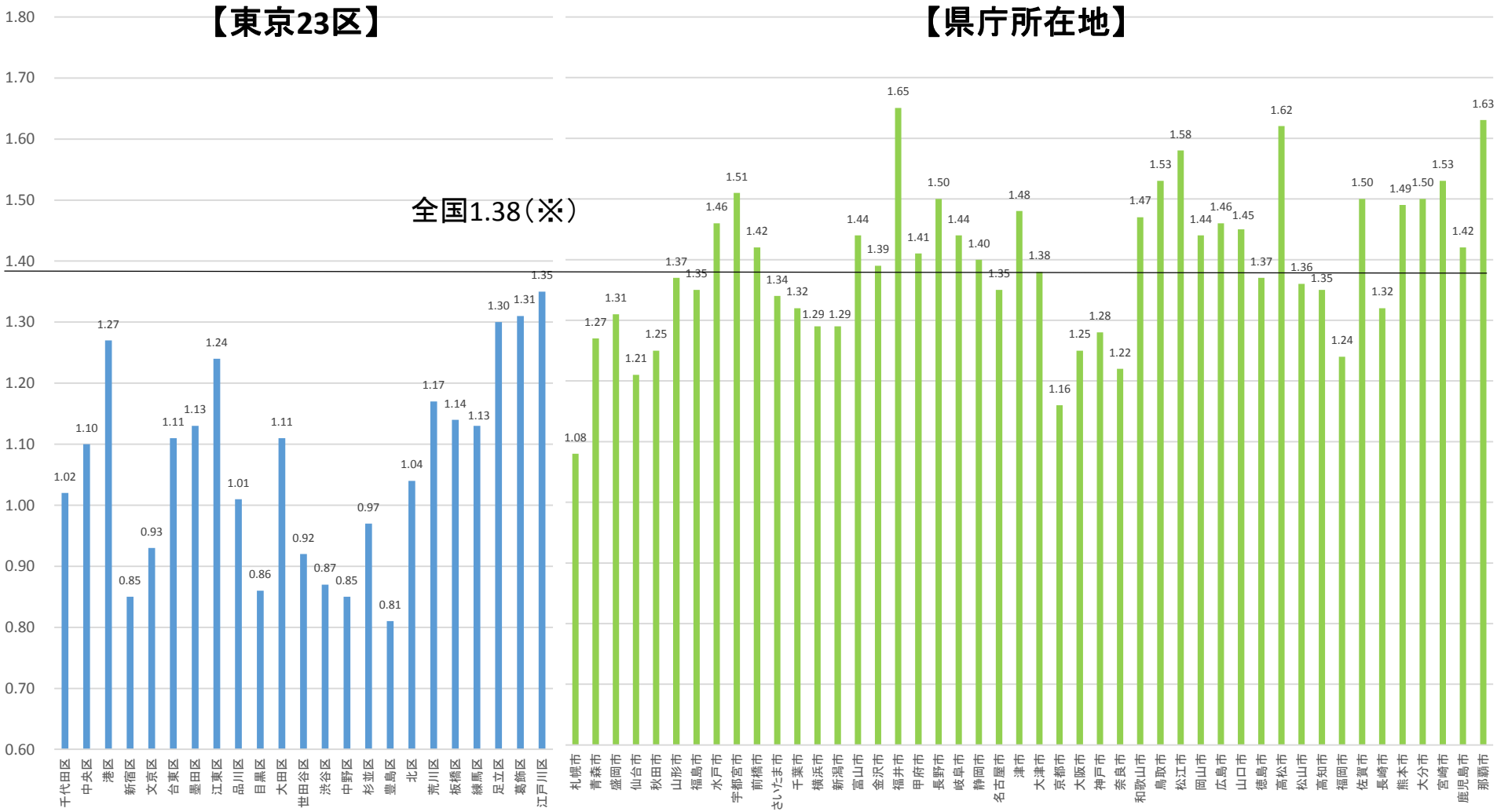

※市区町村の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」による平成20～24年の数値が最新であるため、全国値についても同統計によるものを使用している。最新の全国値は厚生労働省「平成29年（2017年）人口動態統計（確定数）」による1.43。

指定都市・中核市における待機児童数

○　指定都市・中核市（計74団体）のうち、待機児童がいる自治体は44団体であり、東京圏に限らず、地方都市においても待機児童は相当数存在している。

【指定都市】

	待機児童数（人）
札幌市	0
仙台市	138
さいたま市	315
千葉市	8
横浜市	63
川崎市	18
相模原市	83
新潟市	0
静岡市	0
浜松市	97
名古屋市	0
京都市	0
大阪市	65
堺市	61
神戸市	332
岡山市	551
広島市	63
北九州市	0
福岡市	40
熊本市	0

【中核市】

	待機児童数（人）
旭川市	0
函館市	0
青森市	0
八戸市	0
盛岡市	0
秋田市	0
福島市	112
郡山市	45
いわき市	7
宇都宮市	0
前橋市	9
高崎市	0
川越市	73
川口市	82
越谷市	45
船橋市	95
柏市	0
八王子市	56
横須賀市	37
富山市	0

	待機児童数（人）
金沢市	0
長野市	0
岐阜市	0
豊橋市	0
豊田市	0
岡崎市	0
大津市	58
高槻市	0
東大阪市	80
豊中市	0
枚方市	30
八尾市	18
姫路市	185
明石市	571
西宮市	413
尼崎市	155
奈良市	76
和歌山市	12
鳥取市	0
松江市	21

	待機児童数（人）
倉敷市	125
呉市	0
福山市	0
下関市	0
高松市	62
松山市	36
高知市	43
久留米市	44
長崎市	64
佐世保市	0
大分市	13
宮崎市	56
鹿児島市	158
那覇市	138

【（参考）東京23区】

	待機児童数（人）
千代田区	0
中央区	188
港区	89
新宿区	25
文京区	100
台東区	183
墨田区	189
江東区	76
品川区	19
目黒区	330
大田区	250
世田谷区	486
渋谷区	151
中野区	171
杉並区	0
豊島区	0
北区	42
荒川区	80
板橋区	185
練馬区	79
足立区	205
葛飾区	64
江戸川区	440

（出典）厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年４月１日）」

（6）意識

地方創生に関する意識

○　都市の人口規模別に、居住地域の人口増減についての将来見通しを聞いたところ、人口の少ない都市ほど将来人口が減少するという実感が強い。
○　一方、人口の多い都市ほど、「あまり変化しない」「人口が増加していく」（「やや増加」「とても増加」の合計）と回答する割合が大きくなっている。

Q. あなたは、自分が住んでいる地域の人口の増減について、どのように感じていますか。
将来の見通しについてお知らせください。

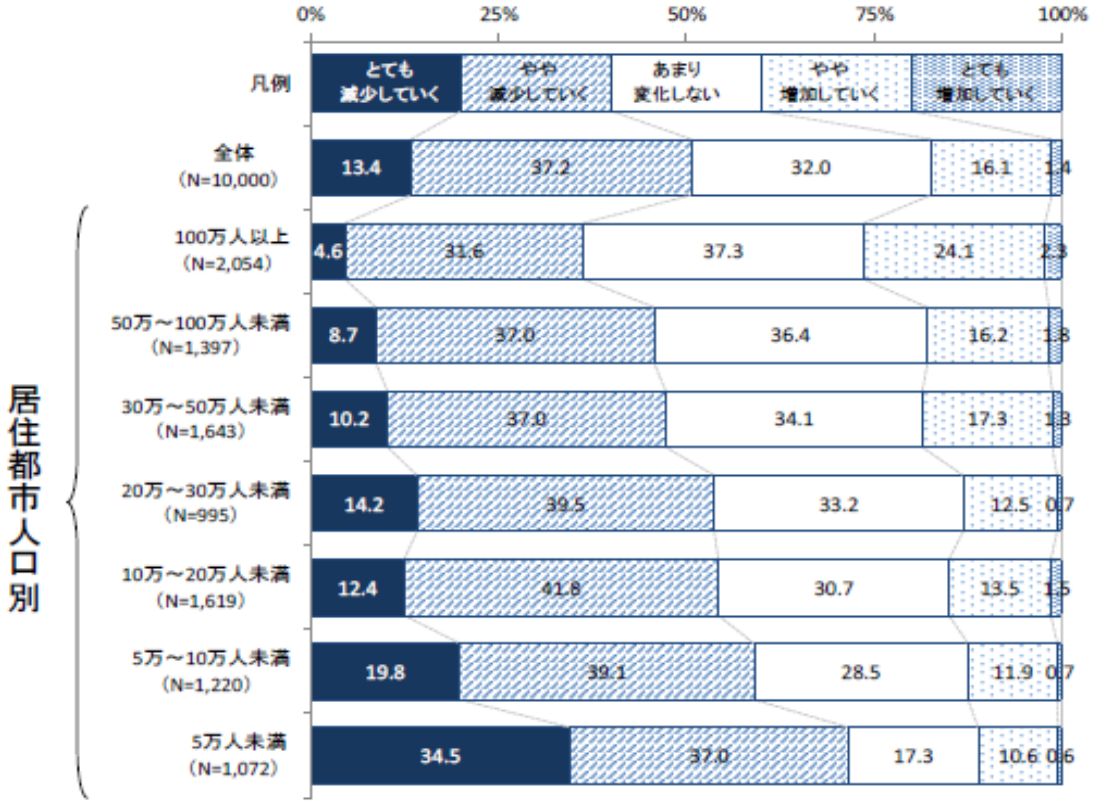

出典：電通「地方創生に関する意識調査」（2015年）

２．中枢中核都市に関連する取組

企業の地方拠点強化に係る措置（平成31年度税制改正要望）

適用期限：平成31年度まで

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

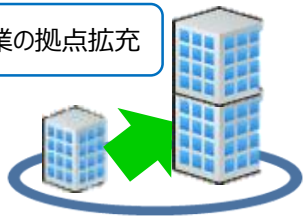

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深掘り**

地域再生計画（都道府県作成→国認定）

拡充型	移転型
支援対象外地域：東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等	支援対象外地域：東京圏の既成市街地等

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（事業者作成→知事認定）

地方拠点強化税制

	拡充型	移転型
オフィス減税	建物の取得価額に対し**税額控除4%又は特別償却15%**	建物の取得価額に対し**税額控除7%又は特別償却25%**
雇用促進税制	増加雇用者１人当たり**最大60万円を税額控除**	増加雇用者１人当たり**最大90万円*を税額控除** ＊近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合は最大80万円

要望内容

東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。

富山市のコンパクトシティの取組

（地域公共交通網形成計画） 平成28年9月公表
（立地適正化計画） 平成29年3月公表

○ 富山市は、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の実現を目指している。
○ 公共交通ネットワークの強化を図り、都心地区の拠点性を向上させるため、北陸新幹線の整備等に合わせて、高架下を活用して路面電車の南北接続を行う。

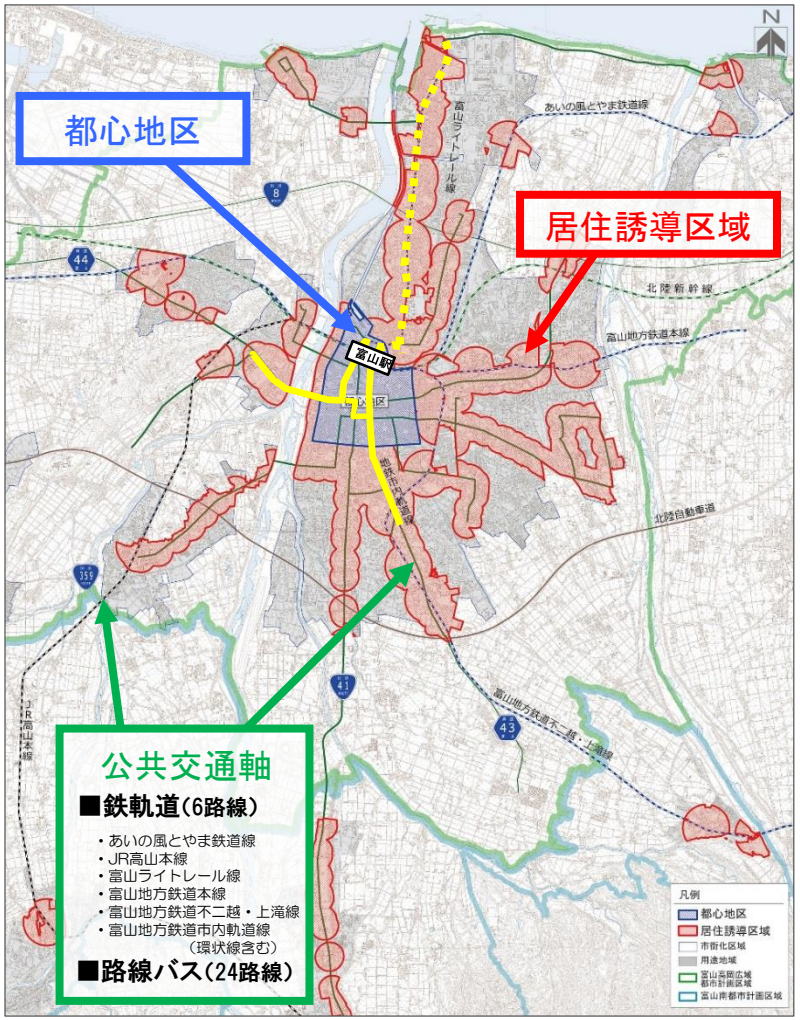

理念 公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり
- 居住を推進する地区の設定、当該地域に住む人口の目標
- 諸機能の集約を図る都心地区・地域生活拠点の設定
- 公共交通軸の設定、公共交通の整備・維持方針　　等

取組

■ＬＲＴの整備及び乗継ぎ環境の向上
- 富山ライトレール線の駅にフィーダーバスを接続

■おでかけ定期券事業
- 市内各地から都心地区等への公共交通の利用料金を100円とする割引（市内在住65歳以上）

■公共交通沿線への居住の推進
- 都心地区及び居住誘導区域への借上市営住宅の供給
- 都心地区及び居住誘導区域への支援（住宅取得補助等）

効果
- 都心地区の歩行者数の増加（H27⇒H29　14.6%増）
- 都心地区の空き店舗が減少（H24⇒H29　2.6ポイント減）
- 市内電車の利用者数は、H19年度以降増加
- 都心地区では、平成20年から転入超過を維持
- 居住誘導区域では、平成24年の転入超過以降、転入超過傾向

都心地区の賑わいを取り戻しつつ、公共交通利用者も増加し、居住誘導区域での人口も転入超過傾向

コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

○コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共湖通、公共施設再編、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。

○このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係11省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、市町村の取組を省庁横断的に支援。

（施策連携イメージ）

コンパクトシティ形成支援チーム（H27.3設置）

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（H26.12.27閣議決定）に基づき設置

国土交通省〔事務局〕

内閣官房 / 復興庁 / 総務省 / 財務省 / 金融庁

文部科学省 / 厚生労働省 / 農林水産省 / 経済産業省 / 環境省

省庁横断的な支援 → コンパクトシティ化に取り組む市町村

（支援チームの主な取組）

現場ニーズに即した支援施策の充実

○市町村との意見交換会等を通じ、**施策連携に係る課題・ニーズを把握**

○関係省庁において**関係施策が連携した支援施策**を具体的に検討し、**制度改正・予算要求等に反映**

➡ “横串”の視点での施策間連携を促進

モデル都市の形成・横展開

○他の市町村のモデルとなる都市の計画作成を**関係省庁が連携して重点的にコンサルティング**

○人口規模やまちづくりの重点テーマ別に**類型化**し、**横展開**

➡ 具体的な効果・事例を目に見える形で提示

取組成果の「見える化」

○コンパクトシティ化に係る**評価指標**（経済財政面・健康面など）**を開発・提供**し、市町村における目標設定等を支援

○市町村の取組の進捗や課題を**関係省庁が継続的にモニタリング・検証**

➡ コンパクトシティの取組の実効性を確保

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 （H30.4.25公布、7.15施行）

都市のスポンジ化対策（都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に）

コーディネート・土地の集約

○市町村は、**低未利用土地利用等指針を作成**

※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

○「**低未利用土地権利設定等促進計画**」制度の創設

-低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、**所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成**

（税）登録免許税・不動産取得税の軽減

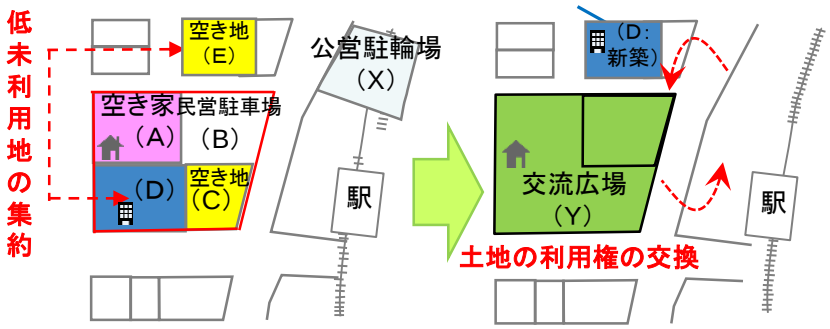

○都市再生推進法人（まちづくり団体等）の業務に、低未利用地の一時保有等を追加

（税）所得税等の軽減

○土地区画整理事業の集約換地の特例

-**低未利用地を柔軟に集約**し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

身の回りの公共空間の創出

○「**立地誘導促進施設協定**」制度の創設

-交流広場、コミュニティ施設、防犯灯等、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設（コモンズ）についての地権者による協定（承継効付）

（税）固定資産税の軽減

※　周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ

▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理

＊長野市「パティオ大門」

＊活性化施設（イメージ）

○「**都市計画協力団体**」制度の創設

-都市計画の案の作成、意見の調整等を行う**住民団体、商店街組合等を市町村長が指定**　（身の回りの都市計画の提案が可能に）

都市機能のマネジメント

○「**都市施設等整備協定**」制度の創設

-民間が整備すべき都市計画に定められた施設（アクセス通路等）を確実に整備・維持

○**誘導すべき施設**（商業、医療等）**の休廃止届出**制度の創設

-市町村長は、都市機能の維持等のため届出者に助言・勧告

（参考）地方自治法上の都市の類型

指定都市、中核市、施行時特例市の概要

区分	指定都市	中核市	施行時特例市
要件	人口50万以上の市のうちから政令で指定	人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定	特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市である市（※） （※）特例市制度 人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
指定状況	20市	54市	31市
事務配分の特例（主な事務）	・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・児童相談所の設置 ・県費負担教職員の任免、給与の決定	・屋外広告物の条例による設置制限 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・保育所の設置の認可・監督 ・県費負担教職員の研修 ・保健所の設置	・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・計量法に基づく勧告、定期検査
関与の特例	・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	・福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	・なし
行政組織上の特例	・区の設置 ・区選挙管理委員会の設置　等	・なし	
財政上の特例	・地方道路譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所要の措置 （基準財政需要額の算定における補正） ・宝くじの発売　等	・地方交付税の算定上所要の措置 （基準財政需要額の算定における補正）	
決定の手続	・政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要	・なし

出典：総務省ホームページをもとに内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成

連携中枢都市圏の概要

連携中枢都市圏の意義

➢ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携**し、**コンパクト化とネットワーク化**により、**人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏の目的

① **圏域全体の経済成長のけん引**

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援　等

② **高次の都市機能の集積・強化**

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備　等

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成　等

連携中枢都市圏の実現に係る取組

➢ **地方自治法を改正**し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする**「連携協約」**の制度を導入
（平成26年11月１日施行）

➢ 平成26年度～平成30年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援

➢ 平成27年度から **地方交付税措置を講じて全国展開**を図る

➢ **連携中枢都市圏形成のための手続き**

連携中枢都市宣言 ⇒ 連携協約の締結 ⇒ 都市圏ビジョンの策定

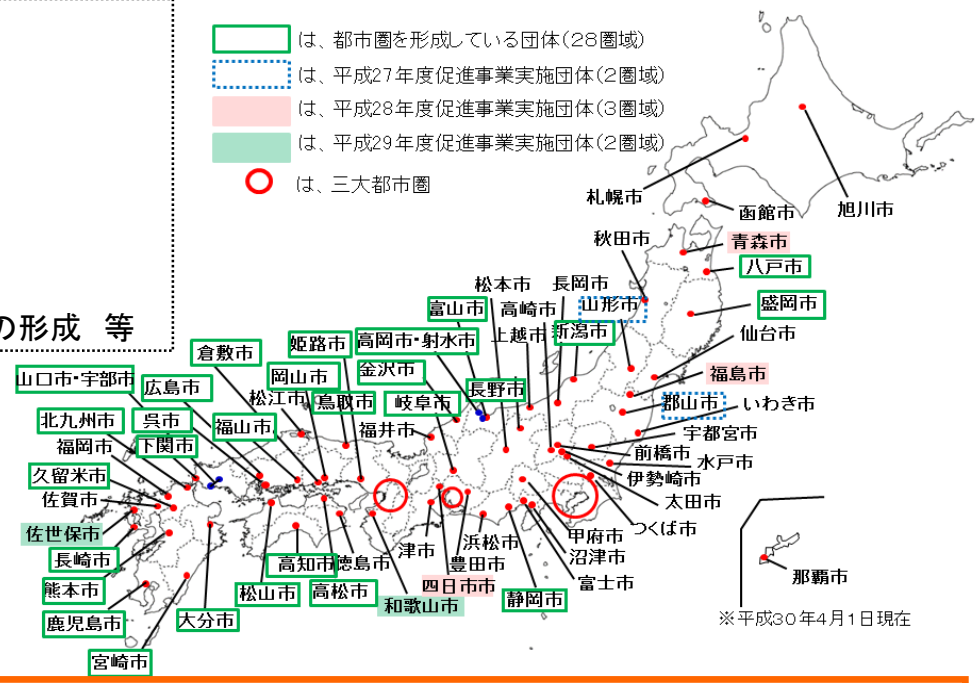

【連携中枢都市圏の要件】
① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市（●）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏
※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

現在、30市（28圏域）が連携中枢都市圏を形成
（なお、①の要件を満たす市は61市。※形成済みの市、中核市に移行していない市を含む。）

出典：総務省ホームページをもとに内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成

指定都市、中核市、施行時特例市、連携中枢都市の一覧

（）は平成27年国勢調査人口（万人）

指定都市	中核市		施行時特例市	連携中枢都市
札幌市(195.2)	旭川市(34.0)	豊中市(39.5)	山形市(25.4)	八戸市(23.1)
仙台市(108.2)	函館市(26.6)	和歌山市(36.4)	つくば市(22.7)	盛岡市(29.8)
さいたま市(126.4)	いわき市(35.0)	奈良市(36.0)	水戸市(27.1)	長野市(37.8)
千葉市(97.2)	郡山市(33.5)	高槻市(35.2)	太田市(22.0)	新潟市(81.0)
横浜市(372.5)	秋田市(31.6)	大津市(34.1)	伊勢崎市(20.9)	富山市(41.9)
川崎市(147.5)	盛岡市(29.8)	明石市(29..3)	所沢市(34.0)	高岡市(17.0)・射水市(9.2)
相模原市(72.1)	福島市(29.4)	八尾市(26.9)	草加市(24.7)	金沢市(46.6)
新潟市(81.0)	青森市(28.8)	倉敷市(47.7)	春日部市(23.3)	岐阜市(40.7)
名古屋市(229.6)	八戸市(23.1)	福山市(46.5)	熊谷市(19.9)	静岡市(70.5)
浜松市(79.8)	宇都宮市(51.9)	下関市(26.9)	茅ヶ崎市(23.9)	姫路市(53.6)
静岡市(70.5)	高崎市(37.1)	呉市(22.9)	大和市(23.3)	鳥取市(19.4)
大阪市(269.1)	前橋市(33.6)	松江市(20.6)	厚木市(22.6)	岡山市(71.9)
神戸市(153.7)	川口市(57.8)	鳥取市(19.4)	平塚市(25.8)	倉敷市(47.7)
京都市(147.5)	川越市(35.1)	高松市(42.1)	小田原市(19.4)	広島市(119.4)
堺市(83.9)	越谷市(33.7)	松山市(51.5)	甲府市(19.3)	呉市(22.9)
広島市(119.4)	船橋市(62.3)	高知市(33.7)	松本市(24.3)	福山市(46.5)
岡山市(71.9)	柏市(41.4)	鹿児島市(60.0)	長岡市(27.5)	山口市(19.7)・宇部市(16.9)
福岡市(153.9)	八王子市(57.8)	大分市(47.8)	福井市(26.6)	下関市(26.9)
北九州市(96.1)	横須賀市(40.7)	長崎市(43.0)	上越市(19.7)	高松市(42.1)
熊本市(74.1)	長野市(37.8)	宮崎市(40.1)	一宮市(38.1)	松山市(51.5)
	金沢市(46.6)	久留米市(30.5)	四日市市(31.1)	高知市(33.7)
	富山市(41.9)	佐世保市(25.5)	春日井市(30.7)	北九州市(96.1)
	豊田市(42.3)	那覇市(31.9)	富士市(24.8)	久留米市(30.5)
	岐阜市(40.7)		沼津市(19.6)	長崎市(43.0)
	岡崎市(38.1)		吹田市(37.4)	熊本市(74.1)
	豊橋市(37.5)		茨木市(28.0)	大分市(47.8)
	姫路市(53.6)		加古川市(26.7)	宮崎市(40.1)
	東大阪市(50.3)		寝屋川市(23.8)	鹿児島市(60.0)
	西宮市(48.8)		宝塚市(22.5)	
	尼崎市(45.3)		岸和田市(19.4)	
	枚方市(40.4)		佐賀市(23.6)	
20	54		31	30（圏域数28）